

# 建設業許可申請等の手引き

令和8年3月版

## 新潟県土木部監理課

本手引きは、新潟県知事の建設業許可を受けようとする方を対象に、建設業許可申請の手続きを説明したものです。他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、各都道府県又は国土交通省の各地方整備局へお問い合わせください。

## 目次

申請・届出に関する手続	1
1 申請書の提出・問い合わせ先	
2 申請の方法	
3 手続の流れ	
4 申請書の作成・申請について	
5 申請手数料の納め方について	
6 標準処理期間	
7 許可通知書の交付	
8 許可証明書の発行	
I 建設業許可制度の概要	6
1 建設業許可制度の概要、定義	
2 建設業許可の種類	
II 建設業許可の申請	9
1 申請の種類	
2 手数料の金額	
3 許可の有効期間	
III 建設業許可に必要な要件	11
1 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有していること	
2 適切な社会保険に加入していること	
3 専任の技術者を営業所ごとに配置していること	
4 請負契約に関して誠実性を有していること	
5 請負契約を締結するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること	
6 欠格要件等に該当していないこと	
IV 建設業許可申請時の提出書類	23
V 建設業許可の承継認可申請	27
1 承継認可とは	
2 承継認可の種類	
3 承継認可を受けるための要件	
4 承継を受けた許可の開始日及び有効期間	
5 許可番号	
6 認可申請に係る手数料	
7 認可申請の手順	
8 後日提出の書類	
9 認可申請時の留意点	
10 承継認可以降の被承継者に係る決算変更届について	
VI 承継認可申請時の提出書類	32
VII 許可を受けたあとの届出	37
1 毎事業年度終了後の決算変更届	
2 その他の届出	
3 廃業に関する届出	
4 営業所技術者等(※)の変更に係る様式第8号の区分(項番61)の記入方法	
VIII 確認資料等	45
IX チェックシート	58
X 各様式の記載例、注意点	64
XI 参考情報	134

※ 「営業所技術者等」とは、建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者及び建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者をいう(従来の営業所専任技術者と同義)。以下同様。

## 申請・届出に関する手続

### 1 申請書の提出・問い合わせ先

【申請・届出窓口】 ※出先機関で書類の受付や審査は行いませんのでご注意ください。

新潟県庁土木部監理課建設業室審査係

〒950-8570

(住所) 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁行政庁舎7階

(電話) 025-280-5387

【受付時間・電話によるお問い合わせ】

月曜～金曜(祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く)

9時～12時 / 13時～16時

※電話によるお問い合わせは、審査体制の充実のため上記の時間帯を目安にお願いします。ただし、必要に応じて以下の時間についても可能な限り対応いたします。

8時30分～9時 / 16時～17時

【メールによるお問い合わせ】

以下のアドレスに質問事項をメールしてください。申請書の該当箇所を添付する等、円滑な相談・回答が行えるようご協力をお願いします。

《shinsa-group@pref.niigata.<sup>エルジー</sup>lg.jp》

※「lg.jp」の「l」は「英語(小文字)のエル」

### 2 申請の方法

次の2通りの方法で、申請いただけます。

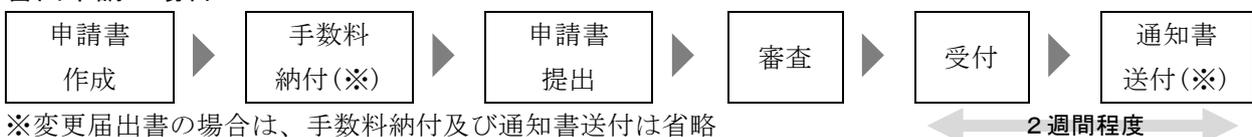
- (1) 電子申請システム(JCIP)
- (2) 書面申請(郵送又は新潟県庁に直接持参)

### 3 手続の流れ

#### 電子申請システム(JCIP)の場合



#### 書面申請の場合



## 4 申請書の作成・申請について

### 電子申請システム（JCIP）の場合

国土交通省の「建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）」（以下「電子申請システム（JCIP）」という。）を用いた電子申請です。

なお、電子申請システム（JCIP）を利用して建設業許可申請又は届出を行う場合であっても、本手引を必ず確認してください。

また、電子申請システム（JCIP）の入力フォームに必要な様式（県で独自に定める様式など）が表示されない場合は、新潟県ホームページに様式一覧を掲載しておりますので、ダウンロードの上、電子申請システム（JCIP）に添付してください。

電子申請システム（JCIP）の詳細は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_tk1\\_000001\\_00019.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)

※システムに関するお問い合わせ（申請・届出等の操作方法等）

- ・ JCIP ヘルプデスク 0570-033-730（受付時間：平日 9:00～17:00）
- ・ メール JCIP の「お問い合わせ画面」に照会内容等を入力の上、送信

### 書面申請の場合

#### （１）申請書の入手方法

新潟県ホームページにアクセスし、必要な様式をダウンロードしてください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1208278873103.html>

#### （２）提出部数及び提出方法等

##### ① 提出書類と提出部数

###### 【必須書類】

- ・ チェックシート（申請、届出ごとに異なります。）
- ・ 正本 1 部（申請書類（公開用）と別冊（非公開）の両方を提出）
- ・ 副本 1 部（申請書類（公開用）のみ提出）
- ・ 委任状 1 部（行政書士による代理申請を行う場合に提出）
- ・ 申請送付票（行政書士が複数業者をまとめて提出するのみ提出）

###### 【任意書類】

- ・ 受付印のある申請者控えが必要な場合は、申請書の 1 枚目の写し（2 枚目以降は不要）
- ・ 返信用封筒（宛名を記載し切手を貼付。封筒の下部に許可番号を記入してください。）

##### ○留意事項

- ・ 提出書類は、A4 サイズで統一し、片面印刷としてください。
- ・ 返信用切手の料金が不足する場合は、「不足料金受取人払」で発送します。
- ・ 審査終了後、電話等による審査完了の連絡は行いません。
- ・ 県庁での受取を希望する場合は、審査完了の連絡を受けた後に来庁してください。  
受取りは 3 か月以内をお願いします。保管期間を過ぎた書類は廃棄しますのでご注意ください。
- ・ 副本は審査終了後、新潟県庁内の閲覧室にて閲覧に供されます。

## ② 押印の省略

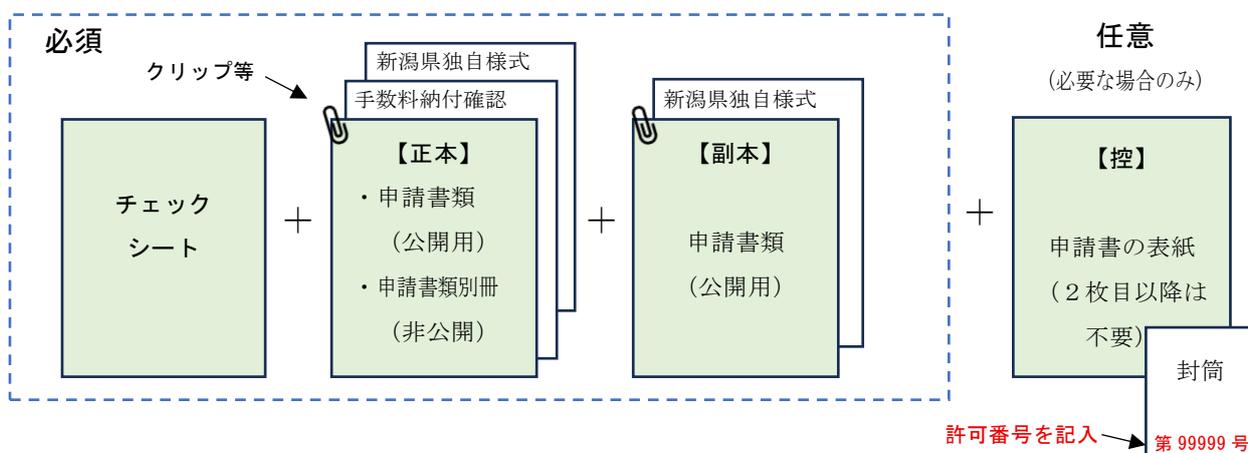
書類への押印は不要です（代表者印、訂正印等）。

ただし、行政書士による代理申請の場合は、行政書士法施行規則の規定によります。

法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が官公署の窓口提出する申請書等を、他人の依頼を受け、報酬を得て反復継続して作成することは、行政書士法により禁じられています。

## ③ 申請書のとり方

- ・ 正本、副本はチェックシートに記載した順に並べてください。
- ・ チェックシート、正本、副本、控の順に、それぞれクリップ（又はダブルクリップ）で留めて提出してください。



## ④ 提出方法

### 【郵送する場合】

- ・ 申請手数料が必要な場合は、先に手数料を納めてから申請書を出してください。
- ・ レターパックライト、簡易書留など、必ず追跡可能な方法で郵送してください。
- ・ 封筒の表面に、「許可関連書類在中」と朱書きしてください。

### 【新潟県庁に直接持参する場合】

- ・ 申請手数料が必要な場合は、先に手数料を納めてから申請書を出してください。
- ・ 県庁窓口でキャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード、電子マネー等）を行う場合は、申請書類を持参のうえ、お越してください。
- ・ 持参いただいても、その場で審査は行いませんのでご注意ください。

## ⑤ 提出先

「1 申請書の提出・問い合わせ先」に提出してください。

## 5 申請手数料の納め方について

詳しくは、新潟県ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1208278873103.html>

### ★手数料の誤納付にご注意ください！★

誤って手数料を納付した場合、還付までに2か月程度時間を要します。

納付する際は「正しい金額か」、「手数料が必要な手続か」を必ず確認の上、納付してください。

なお、**還付は誤納付の場合に限ります。正規の手数を納付して申請し審査の結果、許可要件を満たさなかった場合や、審査開始後に申請者の都合により申請を取り下げた場合は、手数料は還付できません。**

#### <よくある誤納付の例>

- ・決算変更届を提出する際に、誤って更新手数料（5万円）を納付した。  
→変更届については、手数料は不要です。
- ・行政書士が代理申請する際、申請業者と行政書士がどちらも手数料を支払い、二重払いとなった。  
→どちらが支払うか、事前に十分確認願います。
- ・許可の更新手数料を納付する際に、誤って「許可通知書」の発行手数料を上乗せして合計5万500円を納付した。  
→「許可通知書」の発行手数料は無料です。  
「建設業の許可を受けていることの証明」が必要な場合のみ、別途500円の手数料が必要です（「8 許可証明書の発行」参照）。

### ○電子申請システム（JCIP）の場合

#### 電子申請システム（JCIP）＋新潟県電子申請システムによる電子納付

電子申請システム（JCIP）で申請する場合、納付方法選択画面で「新潟県電子納付サービスによる納付」を選択すると、新潟県電子申請システムへ移動します。

移動後、「建設業許可」と検索し、「【電子申請（JCIP）】建設業許可申請手数料の納付」メニューから必要事項を入力して手数料を納付してください（クレジットカード決済又はペイジー（インターネットバンキング・ATM）が利用できます）。

※電子申請システム（JCIP）で申請する場合、納付方法は電子納付のみとなります。

### ○書面申請の場合

#### ① 書面申請＋新潟県電子申請システムによる電子納付

新潟県電子申請システムで「建設業許可」と検索し、「【書面申請】建設業許可申請手数料の納付」メニューから必要事項を入力して手数料を納付してください（クレジットカード決済又はペイジー（インターネットバンキング・ATM）が利用できます）。

#### 【新潟県電子申請システム】

[https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=16490](https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16490)

## ② 書面申請+窓口における電子納付

監理課建設業室窓口でのキャッシュレス決済（クレジットカード、QRコード、電子マネー等）が可能です。

## ③ 書面申請+記入式納付書による納付

電子納付が利用できない場合、記入式納付書により金融機関で手数料を現金納付することができます。県ホームページに掲載している「**建設業手続 記入式納付書依頼票**」をメール又は郵送で提出してください。

また、申請書に添付する記入式納付書の領収書は、必ず【**原本**】を提出してください。

【**記入式納付書依頼票**】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1208278873103.html>

## 6 標準処理期間

行政庁が申請を受付した日から、許可等の通知書を発行するまでの**標準処理期間は、30日**（土日祝日含む。補正に要した日数は含まない。）です。

なお、審査進捗状況等により標準処理期間を超えることがあります。余裕をもって申請等を行ってください。

## 7 許可通知書の交付

許可の通知書は、営業所所在地の確認のため、申請者の主たる**営業所あてに「転送不要」の普通郵便**で郵送します。代理人が許可通知書の受領を委任されている場合でも代理人へ直接お渡しすることはできません。

許可の通知書が県庁に返戻された場合は、新潟県職員が営業所の実態の確認を行うことがあります。調査の結果、実態が確認できない場合は、許可を取り消す場合があります。

なお、許可通知書は、代表者が**変更された場合や紛失した場合であっても再発行しませんので、大切に保管**してください。

## 8 許可証明書の発行

建設業の許可を受けていることの証明が必要な方は、建設業許可証明書を発行しますので、許可申請と同じ宛先に「許可証明申請書」（郵送の場合は2部）を提出してください。

なお、1通につき500円の手数料が必要です。

【**許可証明書について**】

以下の新潟県ホームページを参照してください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356837175573.html>

# I 建設業許可制度の概要

## 1 建設業許可制度の概要、定義

### (1) 建設業法の目的（建設業法第1条）

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的としています。

### (2) 建設業許可制度の概要

建設業とは、建設工事（29業種）の完成を請け負う営業をいいます。元請負人、下請負人の別に関わらず、また、その工事が公共工事か民間工事かを問わず、建設工事を請け負う場合には、以下の軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、個人、法人の別に関係なく建設工事の種類ごとに許可を受けなければなりません。

#### ■ 軽微な建設工事とは

建築一式工事	①工事1件の請負代金の額が1,500万円(税込)未満の工事 又は ②延べ床面積が150㎡未満の木造住宅 <sup>注</sup> 工事 例) 請負金額2,000万円で延べ床面積130㎡の木造住宅を建てる場合、許可不要
上記工事以外	工事1件の請負代金の額が500万円(税込)未満の工事

※解体工事業については、軽微な工事であっても、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づく登録が必要ですので注意してください。

※1つの工事を2以上の契約に分割して請け負う場合、正当な理由に基づいて契約を分割した場合を除き、請負代金は各契約額の合計額で判断されます（正当な理由については、各請負人で整理する必要があります。）。

※注文者が材料を提供する場合は、その市場価格又は市場価格及び運送料を当該請負契約の請負代金の額に加えたものが請負代金の額になります。

#### 注) 「木造住宅」について

- ・「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいいます。
- ・「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいいます。

### (3) 定義

- ・ 建設工事 土木建築に関する工事（XI 参考情報の別表3に掲げる29業種）
- ・ 建設業 建設工事の完成を請け負う営業
- ・ 建設業者 建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者
- ・ 建設業を営む者 建設業者及び許可を受けずに建設業を営む者の総称
- ・ 請負契約 当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してこれに報酬を与えることを約する契約
- ・ 発注者 建設工事（他の者から請け負ったものを除く）の注文者
- ・ 元請負人 発注者から直接建設工事を請け負った者。下請契約における注文者
- ・ 工作物 土地に定着させて設置した人工物
- ・ 建築物 工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの

## 2 建設業許可の種類

### (1) 新潟県知事許可と国土交通大臣許可

新潟県知事許可 (申請先は新潟県)	新潟県内の営業所のみで営業する場合 ※新潟県内に複数の営業所がある場合でも新潟県知事許可となります。
国土交通大臣許可 (申請先は国土交通省の各地方整備局)	2以上の都道府県に営業所を設けて営業する場合 (例) 新潟に本店、東京に支店を置く場合等

#### 【注】「営業所」とは？

本店若しくは支店又は「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」（＝請負契約の見積、入札、協議の契約締結等、請負契約の締結に係る実態的な行為を行う事務所）をいいます。それ以外でも、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与する場合についても、営業所に該当します。

しかし、建設業に関する営業を行わない支店や営業所、臨時で置かれる工事現場事務所等は、建設業許可上の営業所には該当しませんので届出は不要です。

なお、許可を受けた業種について軽微な建設工事のみを行う営業所についても法に規定する営業所に該当し、許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届け出をしている営業所以外では当該業種について営業することはできません。

### (2) 特定建設業許可と一般建設業許可

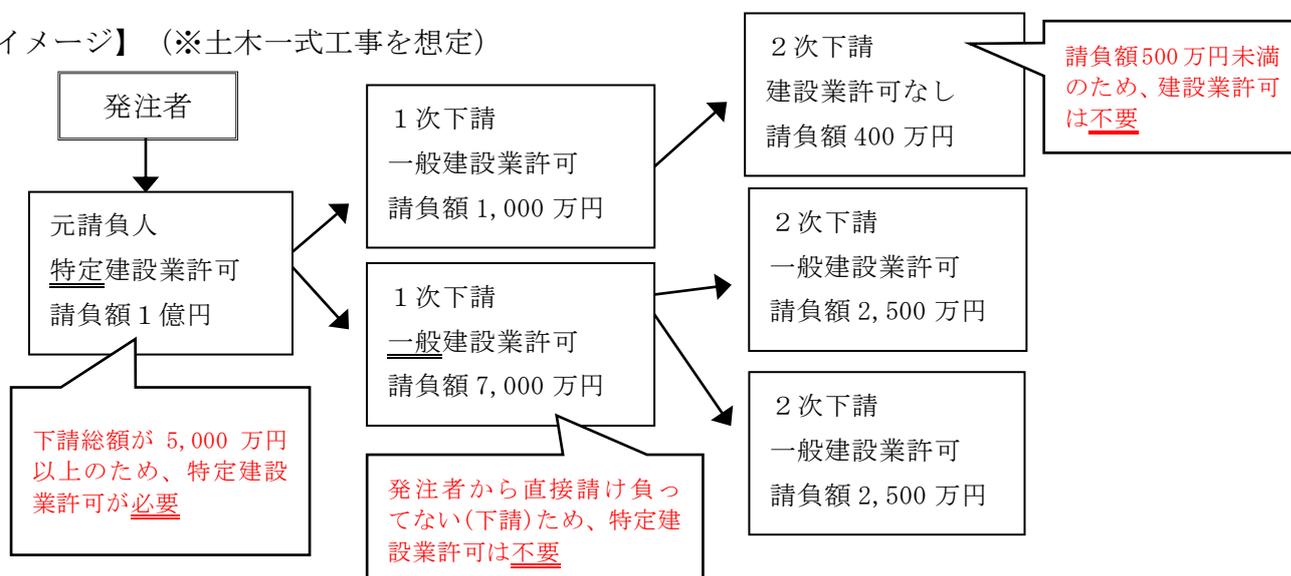
特定建設業許可	発注者から直接請け負う1件の工事につき、下請代金の総額が、税込5,000万円以上（建築一式工事については、税込8,000万円以上）となる契約をして施工しようとする者
一般建設業許可	特定建設業許可を受けるべき者以外の者

※発注者から請け負う請負金額については、特定、一般に関わらず制限はありません。

※1次下請負人が、更に2次下請負人に施工させる金額が上記の金額以上であっても、当該1次下請負人は特定建設業許可を受ける必要はありません。

※「下請代金の総額」の判断をする際、元請負人が提供する材料等の価格は含みません。

#### 【イメージ】（※土木一式工事を想定）



(3) 建設工事の種類 (※各業種の具体的な工事内容は「XI 参考情報の別表3」を参照)

以下のとおり、2つの一式工事と27の専門工事の計29業種に分けられています。

土木一式工事	鋼構造物工事	熱絶縁工事
建築一式工事	鉄筋工事	電気通信工事
大工工事	舗装工事	造園工事
左官工事	しゅんせつ工事	さく井工事
とび・土工・コンクリート工事	板金工事	建具工事
石工事	ガラス工事	水道施設工事
屋根工事	塗装工事	消防施設工事
電気工事	防水工事	清掃施設工事
管工事	内装仕上工事	解体工事
タイル・れんが・ブロック工事	機械器具設置工事	

※ 一式工事の許可を受けたとしても、専門工事だけを請け負う場合は、各専門工事について別途許可を受ける必要があります。例えば、建築一式工事の許可を受けている者が、屋根葺き替えを単独で行う工事を請け負う場合、屋根工事の許可が必要です。

※ 1つの業種について、一般及び特定建設業許可を重複して受けることはできません。

※ 許可を受けた本体工事に附帯する工事については、許可を受けずに請け負うことができます。

【注】「附帯工事」とは？

主たる建設工事の施工により必要が生じた他の従たる建設工事のことで、一連の工事又は一体の工事で施工することが必要か否かを総合的に検討して判断されます。

また、原則として、主たる建設工事より工事価格が高くなりません。

なお、附帯工事を自ら施工する場合、附帯工事の技術者要件（営業所技術者等の要件と同様）に対応する技術者を配置する必要があり、配置できない場合は他の業者に施工させなければなりません（法第26条の2。但し軽微な建設工事に該当する場合を除く）。

例) 屋根工事の施工に伴って発生した塗装工事

建物の改修等で電気工事を施工することに伴って発生した内装仕上工事

<建設工事に該当しない業務の例>

- ・ 剪定、除草、草刈り、伐採、除雪
- ・ 道路・緑地・公園・ビル等の清掃や管理、建築物・工作物の養生や洗浄
- ・ 施設・設備・機器等の保守点検、(電球等の)消耗部品の交換
- ・ 一時的かつ簡易な作業（選挙ポスター設置、催事の看板設置、冬囲い）
- ・ 調査、測量、設計
- ・ 運搬、残土搬出、地質調査・埋蔵文化財発掘・観測・測定を目的とした掘削
- ・ 船舶や航空機など土地に定着しない動産の築造・設備機器取付
- ・ 自社社屋建設工事

※ これらの業務は建設業の売上に計上せず、兼業事業売上高で整理します。「工事経歴書」（様式第2号）及び「直前3年の各事業年度における工事施工金額」（様式第3号）にも計上しません。

## II 建設業許可の申請

### 1 申請の種類

建設業許可の申請は、以下の区分に分類されます。

申請区分		内容
1	新規	①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が許可を申請する場合 ②特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部について、一般建設業の許可を申請する場合 ※②の場合は、特定建設業許可の廃業届が必要
2	許可換え新規	国土交通大臣の許可を受けていた者又は新潟県以外の知事許可を受けていた者が、新潟県のみにも営業所を設置して、新潟県知事の許可を申請する場合
3	般特新規	①一般建設業許可のみを受けている者が、新たに特定建設業許可を申請する場合、又は許可を受けている建設業の全部又は一部について特定建設業許可を申請する場合 ②特定建設業許可のみを受けている者が、新たに一般建設業許可を申請する場合 ③特定建設業許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の一部について一般建設業許可を申請する場合 ※③の場合は、特定建設業許可の廃業届が必要
4	業種追加	①一般建設業（又は特定建設業）のみ許可を受けている者が、他の業種について一般建設業（又は特定建設業）の許可を申請する場合 ②一般、特定両方の許可を持っている者が、新たに他の業種について許可を申請する場合 ③一般、特定両方の許可を持っている者が、一般建設業（又は特定建設業）の許可を特定建設業（又は一般建設業）の許可に変更する場合 ※③の場合は、特定建設業許可の廃業届が必要
5	更新	既に受けている建設業の許可について、そのままの要件で続けて申請する場合
6	般特新規＋業種追加	3と4を1件の申請書で同時に申請する場合
7	般特新規＋更新	3と5を1件の申請書で同時に申請する場合
8	業種追加＋更新	4と5を1件の申請書で同時に申請する場合
9	般特新規＋業種追加＋更新	3と4と5を1件の申請書で同時に申請する場合

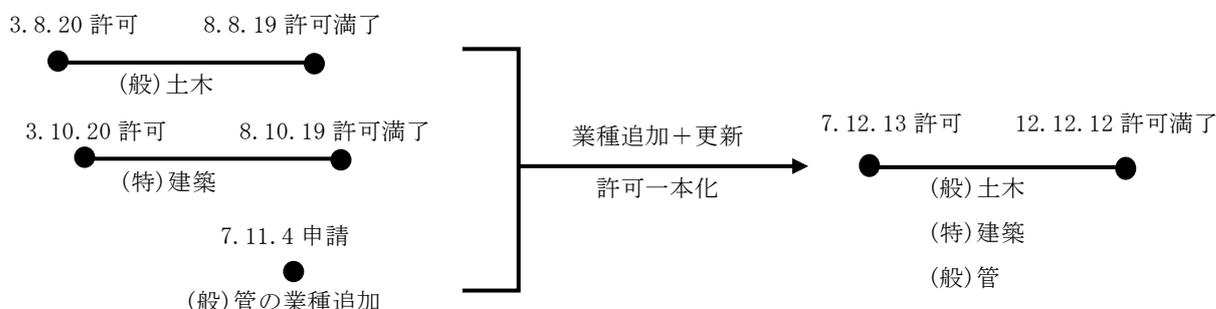
※ 前回許可を受けてから今回の申請までに役員や営業所技術者等、営業所等に変更があった場合、更新申請前に変更届の提出が必要です。詳細は「VII 許可を受けたあとの届出」を参照してください。

※ 申請区分7、8、9の申請においては、現在有効なすべての許可（特定許可と一般許

可の両方を有している場合はその両方) が一本化されます。

また、申請を行う際には、申請受理日が更新対象となる業種の許可満了日の30日以上前である必要があります。許可満了日まで30日未満の場合は、一本化せず、それぞれ個別に申請する必要があります。

(例)



## 2 手数料の金額

申請区分	金額	許可区分
新規	9万円	一般許可 又は 特定許可
許可換え新規		
般特新規		
業種追加	5万円	
更新		

※手数料は、申請区分及び許可区分ごとに別々で計算し、合算した金額が必要です。

例) 一般建設業と特定建設業の許可を同時に更新申請する場合

→一般建設業許可の更新5万円+特定建設業許可の更新5万円 = 計10万円

例) 特定建設業許可の般特新規と、一般建設業許可の業種追加を同時申請する場合

→特定建設業許可の般特新規9万円+一般建設業許可の業種追加5万円 = 計14万円

## 3 許可の有効期間

許可については、有効期間開始日から5年間は有効期間です。許可の有効期間の満了後も、引き続き当該許可に係る建設業を営もうとする場合、有効期間の満了する日の30日前までに更新に係る許可申請書を提出してください。

許可の更新申請は許可満了日の3か月前から受け付けます。

なお、更新の申請が収受された場合、許可の有効期間の満了後であっても申請に対する処分(許可又は不許可)があるまでは、従前の許可が有効となります。

補正や不足書類がある場合、申請の収受ができないため、期間に余裕をもった申請にご協力ください。

- ・有効期間満了日を過ぎた場合、更新申請の受付はできず、新規申請となります。
- ・更新申請時に、毎事業年度の決算変更届出書が過去5年分、提出されていない場合は、許可の更新はできません。

### **Ⅲ 建設業許可に必要な要件**

建設業の許可を受けるためには、次の6つの要件をすべて満たしている必要があります。

- 1 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有していること  
【建設業法第7条1号、建設業法施行規則第7条第1号】  
→詳細は、P12を参照
  
- 2 適切な社会保険に加入していること  
【建設業法施行規則第7条第2号】  
→詳細は、P17を参照
  
- 3 専任の技術者を営業所ごとに配置していること  
【建設業法第7条2号、第15条第2号】  
→詳細は、P18を参照
  
- 4 請負契約に関して誠実性を有していること  
【建設業法第7条3号】  
→詳細は、P20を参照
  
- 5 請負契約を締結するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること  
【建設業法第15条第3号】  
→詳細は、P21を参照
  
- 6 欠格要件等に該当していないこと  
【建設業法第8条】  
→詳細は、P22を参照

## 1 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有していること

建設業に関し、次の経験を有する者を、法人の場合は常勤役員等のうち1人、個人の場合は本人又は支配人（以下、法人と個人の場合を総称し「常勤役員等」と言う。）として配置し、適正な経営体制を確保することが必要です。（経營業務の管理責任者）

経營業務の管理責任者に必要とされる経験とは、

以下の（１）～（３）のいずれかの経験を満たすことが必要です。

- （１）常勤役員等のうち1人が、規則イ（１）から（３）のいずれかに該当する者であること。  
（建設業法施行規則第7条第1号イ該当）

規則イ（１）	建設業に関し、5年以上「経營業務の管理責任者」としての経験がある者
規則イ（２）	建設業に関し、5年以上「経營業務の管理責任者に準ずる地位」で経營業務を管理した経験（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）がある者
規則イ（３）	建設業に関し、6年以上「経營業務の管理責任者に準ずる地位で経營業務の管理責任者を補佐した経験」がある者

※「規則イ（１）と規則イ（２）」の経験を合算して5年以上あれば規則イ（２）の要件に該当

※「規則イ（１）、規則イ（２）と規則イ（３）」の経験を合算して6年以上あれば規則イ（３）の要件に該当

- （２）常勤役員等のうち1人が、規則ロ（１）、規則ロ（２）のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者をそれぞれ置くものであること。  
（建設業法施行規則第7条第1号ロ該当）

規則ロ（１）	建設業に関し、「2年以上役員等としての経験」があり、かつ、「5年以上の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にあり、建設業に関する財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当していた経験」がある者
規則ロ（２）	「5年以上役員等としての経験」があり、かつ、建設業に関し、「2年以上役員等としての経験」がある者

- （３）国土交通大臣が【1】又は【2】に掲げるものと同等以上の経営体制を有すると認定した者であること。

### ※注意点

- ・「建設業に関し」とは、すべての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はありません。

なお、建設業の営業を行っていなかった場合、「建設業に関し」た経験とは認められないため、経験年数に含めることはできません。

- ・営業所技術者等との兼務について

経營業務の管理責任者に該当する者が営業所技術者等としての基準を満たしている場合、同一営業所内に限り、当該営業所技術者等を兼ねることができます。

また、常勤役員等を直接に補佐する者についても同様です。

## 【用語の説明】

### ■「常勤役員等」とは

- ・法人である場合にはその役員のうち常勤であるもの
- ・個人である場合にはその者又はその支配人（商業登記されている支配人）

### ○「役員」とは

業務を執行する社員、取締役、執行役又は「これらに準ずる者」をいいます。

※顧問、相談役、監査役は、役員には含まれません。

- ・業務を執行する社員・・・持分会社の業務を執行する社員
- ・取締役・・・株式会社の取締役
- ・執行役・・・指名委員会等設置会社の執行役
- ・「これらに準ずる者」

法人格のある各種組合等の理事をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長は含みませんが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会設置会社において取締役会の決議を経て、取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた執行役員等は含まれるものとしています。

ただし、建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等は該当しません。例えば、建築部門、土木部門など複数の部門を有する事業者において、建築部門のみ分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合などは、「これらに準ずる者」には該当しません。

### ○「常勤であるもの」とは

原則として本社、本店等において休日その他勤務を有しない日を除き、一定の計画のもとに、毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合も含みます）していることをいいます。

- ・他社で常勤すること、他で個人事業を営むことはできません。
- ・主たる営業所に常勤できる距離に居住していることが必要となります。
- ・他の建設業許可業者の常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、建設業法施行令第3条に規定する使用人を兼ねることはできません。
- ・建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと兼ねることもできません。ただし、同一企業で、同一の営業所である場合は除きます。

### ○「支配人」とは

営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断します。

■「経營業務の管理責任者」としての経験がある者とは <規則イ（１）該当>

規則イ（１）	建設業に関し、５年以上「経營業務の管理責任者」としての経験がある者
--------	-----------------------------------

・「建設業に関し」とは、すべての建設業の種類をいい、業種ごとの区別はありません。

なお、建設業の営業を行っていない場合は「建設業に関し」た経験とは認められないため、経験年数に含めることはできません。

・「経營業務の管理責任者」としての経験とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、「建設業法施行令第３条に規定する使用人」（支店長、営業所長）、個人の事業主又は支配人等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいいます。

したがって、一般社員と変わらない立場にあったが、実態として経營業務の管理責任者の業務を行っていた場合や工事現場事務所長であった場合、建設業ではない部門の長（経理部長、兼業部門の長など）であった場合等は、経験として認められません。

■「経營業務の管理責任者に準ずる地位」で経營業務を管理した経験がある者とは <規則イ（２）該当>

規則イ（２）	建設業に関し、５年以上「経營業務の管理責任者に準ずる地位」で経營業務を管理した経験（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）がある者
--------	--

取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門（建設業に係る部門に限る）に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいいます。

■「経營業務の管理責任者に準ずる地位で経營業務の管理責任者を補佐した経験」がある者とは <規則イ（３）該当>

規則イ（３）	建設業に関し、６年以上「経營業務の管理責任者に準ずる地位で経營業務の管理責任者を補佐した経験」がある者
--------	---

法人の場合は、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、その他支店長、営業所長等に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合はその個人又は支配人に次ぐ職制上の地位にある者として、建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般に従事した経験をいいます。

例として、

法人の場合・・・経営部門の取締役等に次ぐ地位にいた者（工事部長等、支店副支店長）

個人の場合・・・専従者として事業主の父を補佐していた子等 など

■常勤役員等のうち1人が、以下の規則口（1）、（2）のいずれかに該当する者であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者をそれぞれ置くものであること

規則口（1）	建設業に関し、「2年以上役員等としての経験」があり、かつ、「5年以上の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位」にあり、建設業に関する財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当していた経験がある者
規則口（2）	「5年以上役員等としての経験」があり、かつ、建設業に関し、「2年以上役員等としての経験」がある者

・「役員等に次ぐ職制上の地位」とは

建設業に関して、財務管理、労務管理、業務運営のいずれかについて、役員等に次ぐ職上の地位にある者をいいます。規則イ（3）該当におけるの建設業の経営業務全般について総合的に管理した経験ではなく、財務管理等特定分野の業務経験が確認できれば要件を満たします。

・「常勤役員等を直接に補佐する者」とは

常勤役員等とは別に、建設業に関する「財務管理の業務経験」、「労務管理の業務経験」、「業務運営の業務経験」をそれぞれ5年以上有する者をいいます。なお、1人で複数の業務経験を有している場合、兼任することも可能です。

※いずれも、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られます。

他社での経験は認められません。

※管理の経験となるので、単なる事務員としての業務経験は認められません。

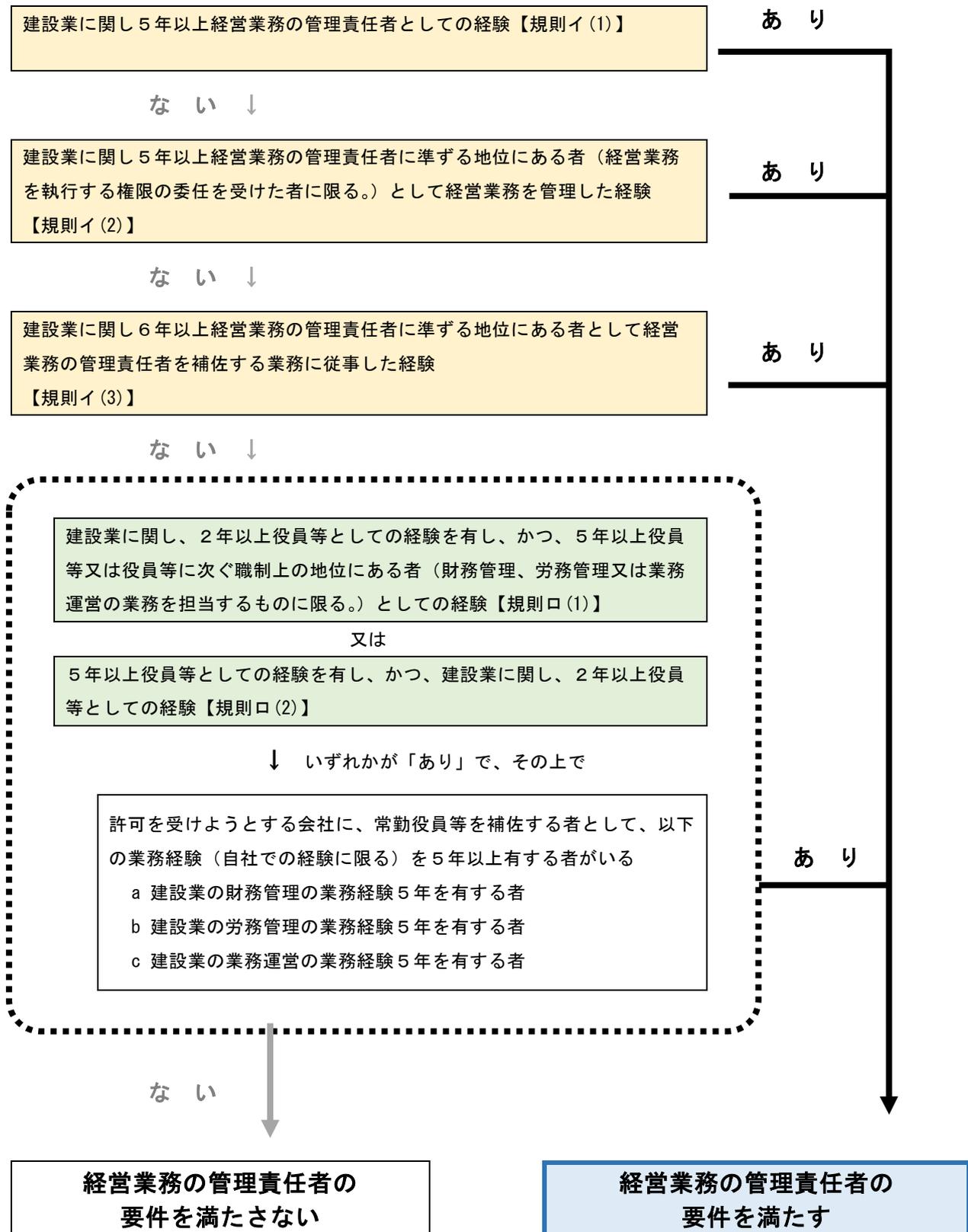
・「常勤役員等を直接に補佐する者」に求められる業務経験とは

- ・財務管理の経験…建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどを行う部署での経験
- ・労務管理の経験…社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きを行う部署での経験
- ・業務運営の経験…会社の経営方針や運営方針を策定、実施する部署での経験

・「直接に補佐する」とは

組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいいます。（当該常勤役員の直下）

## 経營業務の管理責任者の要件フロー図



## 2 適切な社会保険に加入していること

令和2年10月から社会保険、雇用保険に加入していることが許可要件となりました。

以下の表のとおり、「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」について、それぞれの法令等に基づき、適切な届出を行っている必要があります。

所属する事業所		健康保険	厚生年金保険	雇用保険
事業所形態	常用労働者数			
法人	1人～	<ul style="list-style-type: none"> <li>協会けんぽ</li> <li>健康保険組合</li> <li>適用除外承認を受けた国民健康保険組合（建設国保等）</li> </ul>	厚生年金	雇用保険
	0人			加入不可
個人事業主	5人～	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険</li> <li>国民健康保険組合（建設国保等）</li> </ul>	国民年金	雇用保険
	1人～4人 事業主と同居親族のみ			加入不可

### 【参考】

#### ■健康保険・厚生年金保険

- 法人又は家族従業員を除く従業員が5人以上の個人事業主の場合は、原則適用事業所になります。ただし、個人事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合、適用除外となります。

※適用事業所に該当するか判断が必要な場合は、お近くの年金事務所にご相談ください。

#### ■雇用保険

- 1人でも労働者を雇っている場合、法人、個人の別なく雇用保険の適用事業所になります。
- 法人の役員のみ、又は個人事業主及び同居親族のみで構成される事業所の場合、雇用保険は原則適用除外となります。
- 労働者であっても、雇用条件によって適用除外になる場合もあります。

※適用対象となるかの判断については、お近くのハローワークにお問い合わせください。

### 3 専任の技術者を営業所ごとに配置していること

許可を受けて建設業を営もうとするすべての営業所に、次表に掲げる要件を満たす専任の技術者を置くことが必要です。

#### (1) 営業所技術者等になるための要件 【資格等の一覧は、XI参考情報 別表2参照】

一般建設業許可を受ける場合 (建設業法第7条第2号)	<p>次に掲げるイ、ロ、ハのいずれかの要件に該当する者であること。</p> <p>イ① 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、学校教育法に定める高等学校又は中等教育学校において、指定学科 (XI参考情報 別表1参照) に掲げる学科を修めて卒業した後、5年以上実務の経験を有する者</p> <p>② ①と同様に、大学又は高等専門学校を卒業した後、3年以上実務の経験を有する者</p> <p>ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、10年以上実務の経験を有する者</p> <p>ハ 許可を受けようとする建設業に応じ、建設工事の施工に関連する資格を有している者、又は国土交通大臣が上記イ若しくはロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者 (資格は、XI参考情報 別表2参照)</p>
特定建設業許可を受ける場合 (建設業法第15条第2号)	<p>次に掲げるイ、ロ、ハのいずれかの要件に該当する者であること。</p> <p>イ 許可を受けようとする建設業に応じ、建設工事の施工に関連する資格を有している者</p> <p>ロ 上記の一般建設業の要件のいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る元請工事で、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関して、2年以上指導監督的な実務の経験を有する者<sup>(※)</sup></p> <p>ハ 許可を受けようとする建設業に関し国土交通大臣が上記イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者 (国土交通大臣認定者)</p> <p>※指定建設業はロの経験は除く。</p>

※ ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、舗装工事、造園工事の7業種は指定建設業として指定されており、この7業種について特定建設業の許可を受けようとする場合、特定営業所技術者はイ又はハに該当する者に限ります。

#### (2) 「営業所技術者等」とは

その営業所に常勤 (テレワークを含む) して、専らその職務に従事することを要する技術者をいい、雇用関係等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得る者でなければなりません。

※複数の業種の許可を申請する時に、複数の業種の技術資格要件を1人で満たす者がいる場合、同一営業所内であれば、その者1人で、複数業種の営業所技術者等を兼ねることができます。

※常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者、建設業法施行令第3条に規定する使用人と営業所技術者等の双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において、両者を1人で兼ねることができます。

※出向社員であっても、その者の勤務状況、給与支払い状況等を総合的に勘案し、専任性が認められる場合は営業所技術者等として取り扱うことができます。

## 【営業所技術者等に関する注意点】

### ■次に掲げる者は、専任性が担保されないため、原則、営業所技術者等になれません。

- ① 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含みます。）において専任を要する者（同一所在地でも、別法人であれば専任性は認められません。）
- ③ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により専任性を要するとされる者（専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除く。）
- ④ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者（※他社の代表取締役であったとしても、営業所技術者等としての常勤性が確実に確認できれば兼務が認められる場合もあります。）
- ⑤ 国、県、市町村議会の議員

### ■営業所技術者等は、原則、専任を要する工事現場の主任又は監理技術者にはなれません。

ただし、特例として以下の要件を全て満たす場合、営業所技術者等は、専任を要する主任又は監理技術者（以下「監理技術者等」という）になることができます。

※ 運用の詳細や留意事項は「監理技術者制度運用マニュアル」を参照

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること
- ② 請負金額が1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満であること
- ③ 1工事現場のみであること
- ④ 1日で巡行可能かつ移動時間が片道2時間以内であること
- ⑤ 下請次数が3次までであること
- ⑥ 監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置していること
- ⑦ 施工体制を確認できる情報通信技術の措置をしていること
- ⑧ 人員の配置を示す計画書の作成、保存等をしていること
- ⑨ 現場状況を確認するための情報通信機器の設置をしていること
- ⑩ 所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること

※「専任を要する監理技術者等」とは、元請下請の別に関わらず、公共性のある施設又は工作物等に関する重要な建設工事（民間工事を含み、個人住宅を除くほとんどの建設工事が該当します。）で、工事一件の請負代金の額（税込）が4,500万円（建築一式工事にあっては9,000万円）以上を請け負った現場に配置されるものをいいます。

## 【用語の説明】

### ■実務経験

建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、請負人の主任技術者等の資格で建設工事の施工を指揮・監督した経験及び建設機械の操作等によって実際に建設工事の施工に携わった経験、これらの技術を習得するためにした見習中の技術的経験も含まれます。

なお、建設工事の注文者側において、設計に従事した経験あるいは現場監督技術者としての経験も含まれますが、単なる雑務や事務系の仕事に関する経験は含まれません。

また、実務経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。

経験期間が重複しているものにあつては、原則として二重計上できませんが、平成 28 年 5 月 31 日までにとび・土工工事業で請け負った解体工事は、とび・土工工事業及び解体工事業双方の経験期間として二重計上できます。

※原則として、実務経験が要件を満たしていることは、当時の書類（請負契約書など）で確認できる必要があります。

### ■指導監督的な実務の経験

建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で、工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

なお、この実務経験は、発注者から直接請け負った建設工事における経験に限ります。

## 4 請負契約に関して誠実性を有していること

許可を受けようとする者が法人の場合はその法人、役員等及び支店又は営業所の代表者が、個人の場合は本人及び支配人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことが必要です。

具体的には以下の（１）、（２）が基準です。

- （１）「不正又は不誠実な行為」をした事実が覚知された場合
- （２）建築士法、宅地建物取引業法等で不正又は不誠実な行為等を行ったことにより免許等の取消処分を受け、その最終処分から 5 年を経過しない者である場合

#### ◆不正な行為とは

請負契約の締結又は履行に際して、詐欺、脅迫、横領、文書偽造など法律に違反する行為

#### ◆不誠実な行為とは

工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担について請負契約に違反する行為

## 5 請負契約を締結するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

倒産することが明白である場合を除き、許可申請時において次に掲げる要件を備えていることが必要です。

財産的基礎の基準に適合しているかどうかの判断は、原則として**既存の企業**にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、**新規設立の企業**にあつては創業時における財務諸表により行います。

### 【一般建設業の許可を受ける場合】

- ・新規申請の場合は、①又は②で確認します。
- ・般特新規又は業種追加申請の場合で許可取得後5年に満たない場合は、①又は②で確認します。
- 許可取得後5年を満たしている場合は、③で確認します。
- ・更新申請の場合は、③で確認します。

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次の <b>いずれか</b> に該当すること。	次の <b>すべて</b> に該当すること <sup>※3</sup> 。
① 自己資本額が500万円以上であること <sup>※1</sup> 。	① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
② 500万円以上の資金を調達する能力を有すること(残高証明書、融資証明書の額が500万円以上あること) <sup>※2</sup> 。	② 流動比率が75%以上であること。
③ 許可申請の直前過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有すること。	③ 資本金額が2,000万円以上であり、かつ自己資本額が4,000万円以上であること。

※1 申請時の直前決算期の貸借対照表で確認します。

※2 証明現在日が、申請日前1か月以内のものを提出してください。

預金残高証明書と融資証明書を合算して500万円以上の場合は要件を満たしません。必ず、どちらかのみで500万円以上としてください。

複数の残高証明書の合計額が500万円以上であれば要件を満たしますが、必ず、同じ証明日基準日の残高証明書を提出してください。

※3 特定建設業許可の財産要件計算式は、以下のとおり

自己資本額	(法人) 貸借対照表における純資産合計の額 (個人) 期首資本金+事業主借勘定+事業主利益-事業主貸勘定+(負債の部に計上の)利益留保性引当金・準備金
欠損の額	(法人) 貸借対照表の繰越利益剰余金が負の場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額 (個人) 事業主損失-(事業主借勘定-事業主貸勘定+(負債の部に計上の)利益留保性引当金・準備金)
流動比率	(法人個人同様) 流動資産÷流動負債×100(%)
資本金額	(法人) 株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金 (個人) 期首資本金

## 6 欠格要件等に該当していないこと

申請者（個人にあつてはその個人及び支配人等、法人にあつてはその役員等及び営業所長等）が以下に該当する場合、及び申請書類若しくはその添付書類中の重要な事項の記載が欠け、又は虚偽の記載がある場合は、許可を受けることはできません。

許可を受けた後、以下に該当することとなった場合は、建設業許可が取り消される可能性があります。

### ■欠格要件（建設業法第8条各号）

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者（法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む）
- 3 許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者（法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む）
- 4 許可の取消処分を免れるための廃業の届出があつた場合に、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人又は個人の使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しない者（法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む）
- 5 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者（法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む）
- 7 拘禁以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む）
- 8 建設業法又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む）
- 9 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法人の役員等、支配人及び令第3条使用人に該当者がある場合を含む。）
- 10 心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定める
- 11 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から9まで又は11（法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
- 12 法人でその役員等又は令第3条使用人のうちに、1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する者（2に該当する者についてはその者が許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が廃業の届出をする以前から、6に該当する者についてはその者が営業を禁止される以前から、法人の役員等又は令第3条使用人であつた者を除く。）のあるもの
- 13 個人で令第3条使用人のうちに、1から4まで又は6から10までのいずれかに該当する者（2に該当する者についてはその者が許可の取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が廃業の届出をする以前から、6に該当する者についてはその者が営業を禁止される以前から、個人の令第3条使用人であつた者を除く。）のあるもの
- 14 暴力団員等がその事業活動を支配する者

## IV 建設業許可申請時の提出書類

### ●申請書類一覧（公開資料）

様式番号	様式名等 ●：必ず提出、◇該当する場合に提出	ページ 赤字：記載例掲載頁	新規	業追	更新
第1号	建設業許可申請書 ※申請者控えが必要な場合は、本様式のみ3部提出	67	●	●	●
別紙1	役員等の一覧表 【法人のみ】	68	●	●	●
別紙2(1)	営業所一覧表（新規許可等）	69	●	●	
別紙2(2)	営業所一覧表（更新）	70			●
別紙4	営業所技術者等一覧表 ・所属する技術者全員ではなく、営業所ごと（業種ごと）に配置する営業所技術者等を記入する。	71	●	●	●
第2号	工事経歴書 ・業種別に作成する。実績がない業種についても作成する。 ・般特新規、業種追加の場合は、追加・変更する業種のみ作成する。	72~73, 74, 75	●	◇	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	76	●	◇	
第4号	使用人数	77	●	●	
第6号	誓約書	78	●	●	●
第7号の3	健康保険等の加入状況	17, 87, 88	●	●	●
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表 ・「従たる営業所」がある、又は個人事業主で支配人を置く場合に作成する。	97	◇	◇	◇
	定款 【法人のみ】		●	◇	◇
第15号	貸借対照表 【法人用】 ・新規設立会社で決算期末到来の場合は、開始貸借対照表を提出する。	101~ 103	●		
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書 【法人用】	104~ 105	●		
第17号	株主資本等変更計算書 【法人用】	106	●		
第17号の2	注記表 【法人用】	107	●		
第17号の3	附属明細表 【法人用】 ・資本金総額1億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した合計額が200億円以上の株式会社のみ提出する。	107	◇		
第18号	貸借対照表 【個人用】	108~ 109	●		
第19号	損益計算書 【個人用】	110	●		
第20号	営業の沿革 ・設立日、資本金額（法人の場合）等を記載する。	111	●		●
第20号の2	所属建設業者団体 ・該当なしの場合も添付する。	112	●		◇
第20号の3	主要取引金融機関名	113	●		◇

●申請書類一覧（非公開資料）

様式番号	様式名等 ●：必ず提出、◇該当する場合に提出	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	新 規	業 追 新	更 新
	<b>登記されていないことの証明書</b> ・「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」 ・地方法務局等で交付を受ける。 ・申請日から3か月以内のものを提出する。 ・役員、個人事業主、令第3条に規定する使用人について提出する。 ・株主等、顧問、相談役は提出不要 ・外国籍の方は、本籍地に国籍名の入った証明書を取得する。 ・これに代えて、医師の診断書により証明できる場合があります。	45	●	●	●
	<b>市町村長の身分証明書</b> ・「成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書」 ・本籍地の市町村（戸籍事務担当課）で交付を受ける。 ・申請日から3か月以内のものを提出する。 ・外国籍の方は提出不要	46	●	●	●
第7号	<b>常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書</b> ・規則第7条1号イ該当の場合に作成する。 ・証明者ごとに作成する。	12～16, 49～53, 79, 80～81	●	●	●
別紙	<b>常勤役員等の略歴書</b> ・規則第7条1号イ該当の場合に作成する。 ・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）についてのみ作成する。	82	●	●	●
第7号の2	<b>常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書</b> ・規則第7条1号ロ該当の場合に作成する。	12～16, 49～53, 83～84	○	○	○
別紙1	<b>常勤役員等の略歴書</b> ・規則第7条1号ロ該当の場合に作成する。	85	○	○	○
別紙2	<b>常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書</b> ・規則第7条1号ロ該当の場合に作成する。	86	○	○	○
第8号	<b>営業所技術者等証明書（新規・変更）</b>	18～20, 54, 89～94	●	●	
	<b>資格証明書、監理技術者資格者証の写し、卒業証明書等</b> ・監理技術者資格者証の写しにより証明する場合は、資格証明書の写し等は不要。 ・般特新規、業種追加の場合は、追加・変更する業種に係るもののみ必要。	18, 54, 134～ 136, 138～ 145	◇	◇	
第9号	<b>実務経験証明書 【実務経験が要件となる場合のみ】</b> ・証明者ごとに作成する。	18, 54, 55, 95	◇	◇	
第10号	<b>指導監督の実務経験証明書（特定建設業許可の場合）</b>	18, 54, 55, 96	◇	◇	
第12号	<b>許可申請者（法人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書</b> ・役員（株主等を含む。）について作成する。 ・経營業務の管理責任者は作成不要（経營業務の管理責任者は、第7号（別紙）又は第7号の2（別紙1）を作成する）。	98	●	●	●

様式番号	様式名等 ●：必ず提出、◇該当する場合に提出	ページ 赤字：記載例掲載頁	新規	業追	更新
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ・「従たる営業所」がある、又は個人事業主で支配人を置く場合に作成する。 ・役員等を兼ねている場合は、提出不要	99	◇	◇	◇
第14号	株主（出資者）調書 【法人のみ】 ・総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記入する。 ・ただし、当該株主が法人の役員等である場合は記入不要。	100	●		◇
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ・法人の場合又は個人事業主で支配人を置く場合に提出する。		●		◇
	事業税の納税証明書 ・県地域振興局（県税部）で交付を受ける。 ・申請時点で入手できる最新のものを提出する。 ・新規申請の場合は、使用目的欄に「建設業法第6条の許可申請書に添付」と記載されているものを提出。 ・決算の変更届出書の場合は、使用目的欄に「建設業法第11条の変更届出書に添付」と記載されているものを提出。 ・新規設立法人等で決算期末到来の場合は、これに代えて法人設立等届出書又は事業開始等届出書の写しを提出する。		●		
	預金残高証明書又は融資証明書等 ・申請日から証明基準日（発行日ではない）が1か月以内のものを提出する。 ・複数の残高証明書の合算で500万円以上とする場合は、必ず同じ証明基準日のものを提出する。 ・般特新規又は業種追加の申請を、新規許可から5年を経過する前に行う場合は、提出が必要。 ・貸借対照表で自己資本の額が500万円以上であることが確認できる場合は省略可。	21, 57	◇	◇	
	健康保険等の加入を確認できる資料 ・申請日直前に発行されたものを添付する。	17, 46~48	●	●	●
	工事経歴書（様式第2号）の実績を確認する資料 ・請負実績がある業種ごとに、1件の請負工事（工事経歴書に記載のある工事に限る。）について請負契約書等の写しを提出する。 ・決算の変更届出書の場合は、提出不要。	48	◇	◇	
	経營業務の管理責任者の経験を確認する資料 ・①と②の両方が必要 ① 建設業許可を営んでいたことを確認する資料 ② 経營業務を管理していた経験を確認する資料	12~16, 49~53	●		
	経營業務の管理責任者に準ずる地位等を確認する資料	12~16, 49~53	◇		
	経營業務の管理責任者の常勤性を確認する資料	55~56	●	●	●

様式番号	様式名等 ●：必ず提出、◇該当する場合に提出	ページ 赤字：記載例掲載頁	新規	業追	更新
	<b>営業所技術者等の実務経験を証する資料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実務経験が要件である場合に添付する。</li> <li>・実務経験期間の直近5年（必要な実務経験年数が5年以下の場合は、その年数分）の各暦年で請け負った主たる工事1件について、請負契約書等の写しを添付する。</li> <li>・実務経験証明書に具体的な工事名が記載されている工事に限る。</li> </ul>	55	◇	◇	
	<b>営業所技術者等の常勤性を確認する資料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時に営業所技術者等となっているすべての者について必要。</li> <li>・般特新規、業種追加の場合は、追加・変更する業種を担当する営業所技術者等についてのみ必要。</li> </ul>	55～56	●	◇	●
	<b>令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する資料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「従たる営業所」がある、又は個人事業主で支配人を置く場合に作成する。</li> </ul>	55～56	◇	◇	◇
	<b>主たる・従たる営業所の実態を確認する資料</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①と②の両方が必要 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 建物の所有状況が分かる資料</li> <li>② 営業所の写真</li> </ul> </li> </ul>	56	●		
	<b>手数料の納付状況が確認できるもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①、②、③のいずれかを提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 電子納付した際の入力画面の写し</li> <li>② キャッシュレス決済時のレシート</li> <li>③ 記入式納付書の領収書（原本）</li> </ul> </li> </ul>	4～5, 10	●	●	●
新潟県 独自様式	<b>事業主・役員等・令第3条に規定する使用人の一覧表</b> <b>※添付もれが多いので注意</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新潟県で独自に定める様式</li> <li>・許可申請又は変更届出時に<b>2部提出</b>する。</li> <li>・個人事業主、法人の役員・株主等、令第3条に規定する使用人（個人事業主の支配人、営業所の代表者）全てについて記載する。</li> <li>・変更届出時は、新たに追加になった者のみ記入する。</li> </ul>	133	●	●	●
	<b>委任状【代理申請の場合のみ】</b>		◇	◇	◇

## V 建設業許可の承継認可申請

### 1 承継認可とは

令和2年10月1日の建設業法の改正により、建設業者が「事業譲渡」、「法人合併」、「法人分割」、「相続」のいずれかが発生した際に、許可行政庁の事前認可を得ることで、建設業者としての地位を引き継ぐ（＝承継する）ことができるようになりました。

承継等を行う場合は効力発生日前に事前に認可を受けること、相続の場合は死亡後30日以内に申請をした上で認可を受けることによって、空白期間を生じることなく、承継者（譲受人、合併存続法人、分割承継法人。以下同じ）及び相続人が、被承継者（譲渡人、合併消滅法人、分割被承継法人。以下同じ）及び被相続人における建設業許可を承継できます。

なお、承継先は承継元の建設業者としての地位を承継することになり、権利と義務を承継するため、承継先は承継元の受けた経営事項審査の結果や、監督処分も承継することになります。

### 2 承継認可の種類

以下のとおり4種類に区分されます。

認可の区分		内容
1	<b>事業譲渡</b> (個人→個人) (個人→法人) (法人→個人) (法人→法人)	建設業者が許可に係る建設業の全部の譲渡を行う場合、譲渡人及び譲受人が、あらかじめ当該譲渡及び譲受けについて、認可を受けたときは、譲受人は、 <u>当該譲渡及び譲受けの日に</u> 、譲渡人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。 (※法人成りや代替わりの申請はこちらに該当)
2	<b>法人合併</b> (吸収合併) (新設合併)	建設業者である法人が合併により消滅することとなる場合、合併消滅法人及び合併存続法人又は新設法人が、あらかじめ当該合併について、認可を受けたときは、合併存続法人又は新設法人は、 <u>当該合併の日に</u> 、合併消滅法人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。
3	<b>法人分割</b> (吸収分割) (新設分割)	建設業者である法人が分割により建設業の全部を承継させる場合、分割被承継法人及び分割承継法人が、あらかじめ当該分割について、認可を受けたときは、分割承継法人は、 <u>当該分割の日に</u> 、分割被承継法人の建設業法上の建設業者としての地位を承継することができます。
4	<b>個人の相続</b>	建設業者が死亡した場合において、当該建設業者の相続人が、建設業者の営んでいた建設業の全部を相続して引き続き営もうとする場合、その相続人が事後の認可を受けたときは、 <u>相続の発生日から</u> 、被相続人の建設業者としての地位を承継することができます。

### 3 承継認可を受けるための要件

承継認可を受けるためには、以下の①から④の全てを満たすことが必要です。

①	<b>【事業譲渡、法人合併、法人分割】</b> ○事業承継等の効力発生日の30日以上前までに申請が不備なく受理されること (→効力発生後に、遡って認可をすることはできません) ○事業承継等の効力発生日が、被承継者の建設業許可有効期間内であること
	<b>【相続】</b> ○被相続人の死亡後30日以内に申請が不備なく受理されること ○申請時に被相続人の許可の有効期間内であること
②	○被承継者(被相続人)が営んでいた建設業許可の全部を、承継者(相続人)が承継すること(→被承継者(被相続人)が営んでいた許可業種の一部のみを承継することはできません。承継しない業種がある場合は、認可申請前に承継しない業種を廃業する必要があります。)
③	○被承継者(被相続人)が一般(特定)建設業の許可を受けている業種について、承継者(相続人)が特定(一般)建設業の許可を受けていないこと (→1つの業者が同一の業種について一般建設業と特定建設業両方の許可を受けることはできないため、承継元と承継先が同じ業種の許可を受けている場合、一般・特定の区分が同じときに限り、承継が可能です。区分が異なる場合は、認可申請前に一般・特定どちらかの許可を廃業する必要があります。)
④	○承継者又は相続人が許可要件等(上記、「Ⅲ 建設業許可に必要な要件」)をすべて備えていること

### 4 承継を受けた許可の開始日及び有効期間

#### (1) 事業譲渡、法人合併、法人分割

当該事業承継等の日が許可開始日となり、その翌日を起算日として承継する許可及び元々有する許可の両方が更新され、有効期間は5年間となります。

例) R4.9.1に事業承継等の場合、R4.9.1が許可開始日、有効期間はR9.9.1まで。

#### (2) 相続

被相続人の死亡日が許可の開始日となり、その翌日を起算日として承継する許可及び元々有する許可の両方が更新され、有効期間は5年間となります。なお、被相続人の死亡日から認可申請に対する処分があるまでは、相続人は許可を受けたものとして扱います。

例) R4.9.5に死亡の場合、R4.9.5が許可開始日、有効期限はR9.9.5まで。

### 5 許可番号

(1) 被承継者が建設業許可を有している者、承継者が許可を有さない者の場合、被承継者の許可番号が引き継がれます。

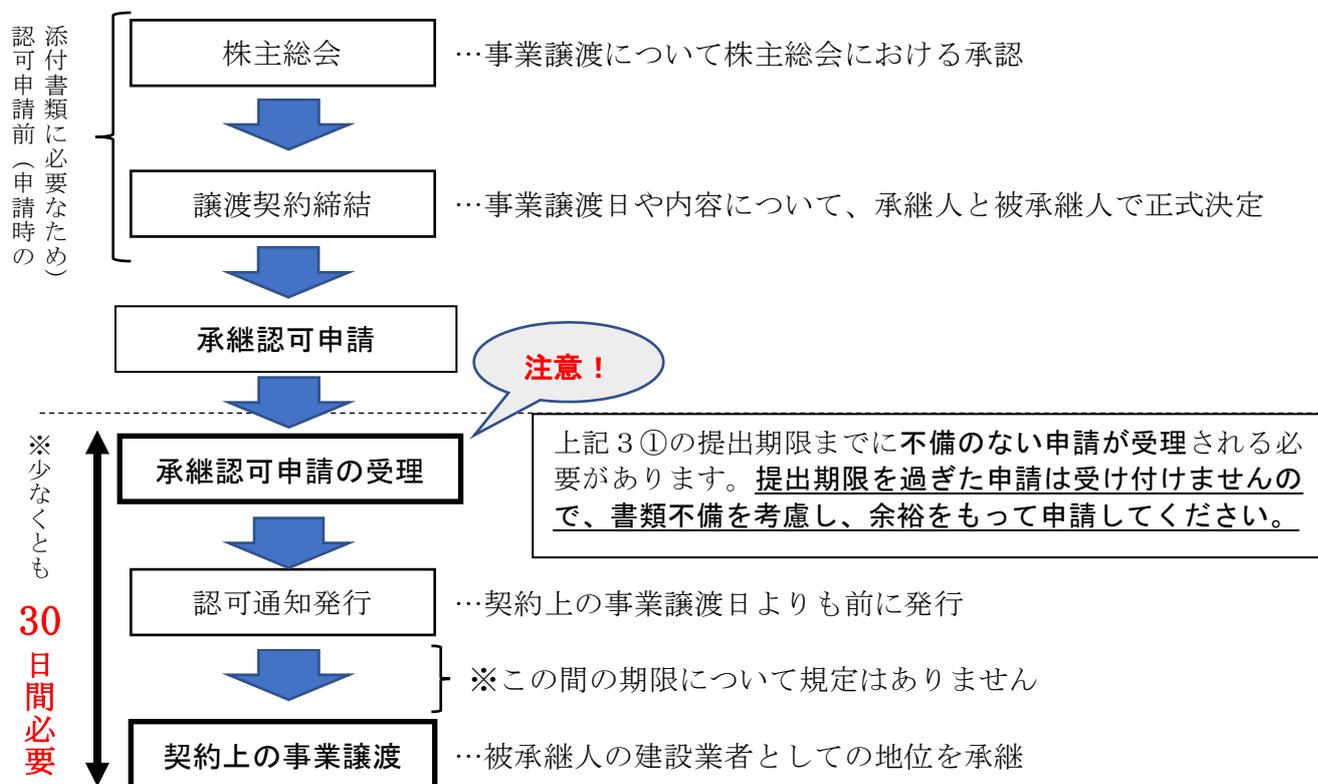
(2) 被承継者及び承継者の両方が建設業許可を有している者の場合、被承継者と承継者の許可番号のどちらかを選択できます。

## 6 認可申請に係る手数料

認可申請については、手数料はかかりません。

## 7 認可申請の手順

例) 株式会社における事業譲渡の場合



## 8 後日提出の書類

認可の申請において、一部の書類は承継日後に提出することが認められます。ただし、設定された期限以内にこれらの書類を提出することができない場合、事前認可の取消処分の対象となるため、原則期限内に提出するようにしてください。後日提出が必要な資料については、認可通知時に別途案内します。

### 【後日提出可能な書類例】

- 健康保険の加入状況及びその確認資料  
※後日提出の場合、様式第22号の6、又は様式22号の11の誓約書の提出が必要
- 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する書類

また、承継認可申請書に記載する内容は見込みのものであるので、承継認可申請時から記載内容に変更があった場合は、速やかに必要な変更届を行ってください。

詳細は「VI 承継認可申請時の提出書類」をご参照ください。

## 9 認可申請時の留意点

(1) 認可申請は被承継人が持っていた許可をそのまま承継する申請ですので、認可申請と同時に般特新規、業種追加の申請はできません。

被承継人が持っていた業種以外について許可を申請したい場合は、承継後に般特新規、業種追加申請を行うか、被承継人の廃業+承継人の新規申請で申請してください。

(2) 承継人、被承継人等、認可に関わるそれぞれの許可業者において、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、建設業法施行令第3条に規定する使用人は、承継予定日(又はその前日)まで引き続き常勤である必要があります。

(3) 法人成りによる事業譲渡は、法人と個人事業主で譲渡契約を締結する必要があることから、法人設立前に申請することはできません。

(4) 法人成りによる事業譲渡にあたって、事業承継までは次の事項にご注意ください。いずれも個人事業主としての常勤性を欠くことになり、個人事業主としての許可の要件を満たさなくなります。

① 法人として営業活動はできません。

事業承継前に法人としてできることとしては、

- ・ 個人事業主との譲渡契約及び銀行等における法人名義の預金口座の作成
- ・ 法人設立届出書の所轄税務署への提出
- ・ 青色申告の承認申請書の所轄税務署への提出

などに限定されます。

② 社会保険手続をすることはできません。

事業承継の日から各法令に定める期間内に適用事業所等についての届出を行ってください。したがって、認可申請時には様式第7号の3「健康保険の加入状況」は提出ができないことから、様式第22号の6「誓約書」を提出することになります。

詳細は「VI 承継認可申請時の提出書類」を確認してください。

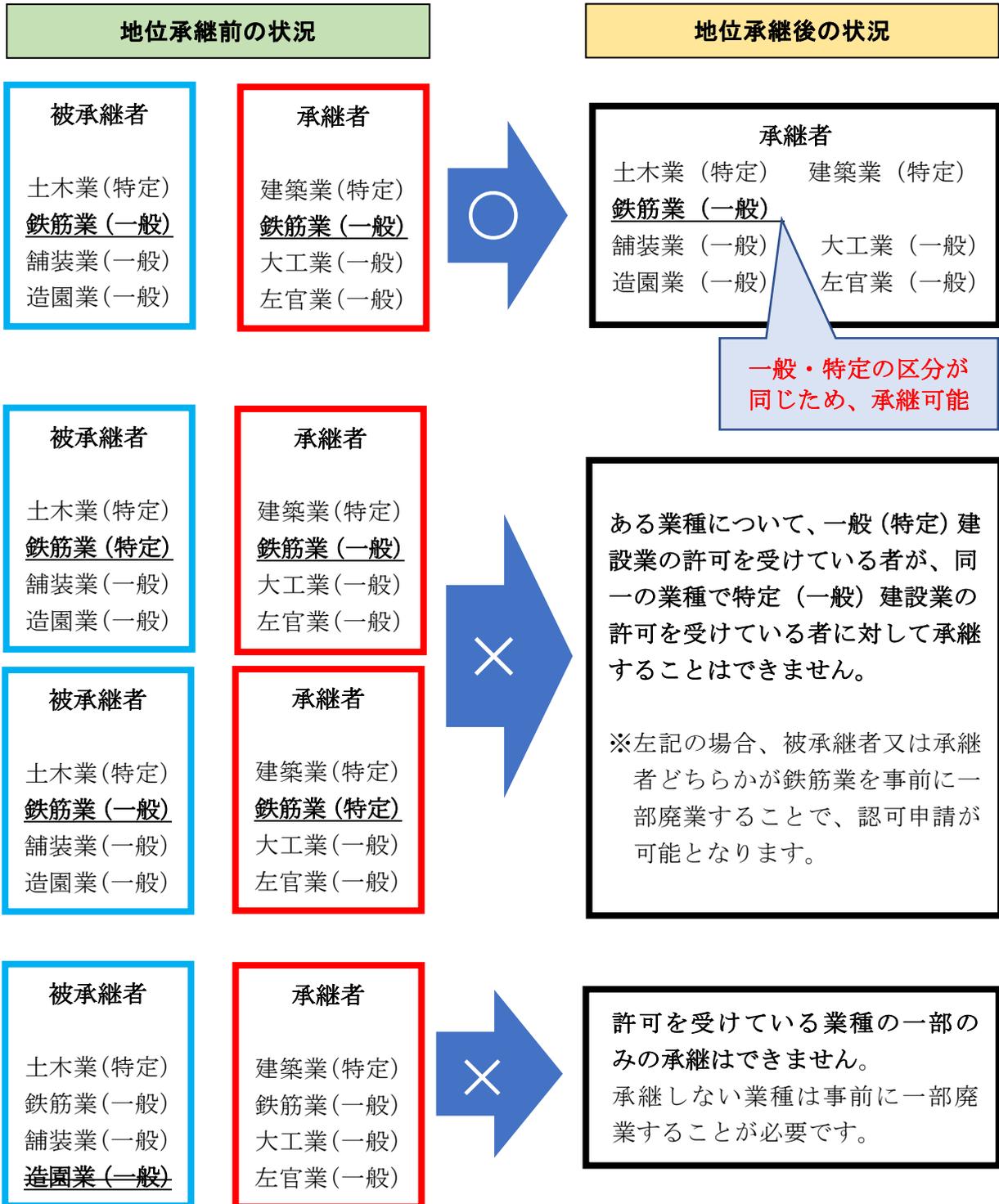
## 10 承継認可以降の被承継者に係る決算変更届について

承継者は、被承継者の建設業許可業者としての地位を承継することから、被承継者の決算報告を提出する義務を負います。承継日時点で、被承継者の未提出の決算変更届がある場合は、承継者は、これを作成し提出してください。

(例) 被承継者A(3月決算)と承継者B(6月決算)が、5月1日に承継したときに被承継者Aの決算報告が承継日時点で未提出の場合。

→ この時、承継者B社は7月末までに承継者A社の決算報告を提出し、10月末までに承継者B社自身の決算報告を作成し、提出することになります。

■参考 承継認可が可能・不可能なパターン



造園業以外の許可を承継したい

## VI 承継認可申請時の提出書類

### 申請書類一覧（公開用）

●：必ず提出

◎：必ず提出（正当な手続を行い、当事者間で合意がなされていることが確認できるものであれば、記載内容は問いません。ただし、申請書記載事項（年月日、価格、理由等）については、確認できる必要があります。）

△：譲受人等（譲受人、合併相続法人、分割承継法人又は相続人）が許可業者である場合省略可能

◇：譲受人等が許可業者であり、許可申請又は変更届出時から、記載事項に変更がない場合省略可能

様式番号	様式名等	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	譲	渡	合	分	相
			受	受			
			人	人			
			が	が			
			法	個			
			人	人			
			が	が			
			法	人			
			人	が			
			法	人			
第 22 号の 5	譲渡及び譲受け認可申請書	121～ 122	●	●			
第 22 号の 7	合併認可申請書	124～ 125			●		
第 22 号の 8	分割認可申請書	126～ 127				●	
第 22 号の 10	相続認可申請書	128～ 129					●
別紙 1	役員等の一覧表 【法人のみ】	68	●		●	●	
別紙 2	営業所一覧表（相続の場合は別紙 1）	131	●	●	●	●	●
別紙 3	営業所技術者等一覧表（相続の場合は別紙 2）	132	●	●	●	●	●
第 2 号	工事経歴書 ・業種別に作成する。実績がない業種についても作成する。	72～73 74, 75	△	△	△	△	△
第 3 号	直前 3 年の各事業年度における工事施工金額	76	△	△	△	△	△
第 4 号	使用人数	77	●	●	●	●	●
第 6 号	誓約書	78	◇	◇	◇	◇	◇
第 7 号の 3	健康保険等の加入状況 ※第 22 号の 6、第 22 号の 11 を提出した場合は、後日提出する。	17, 87, 88	◇	◇	◇	◇	◇
第 11 号	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表 ・「従たる営業所」がある、又は個人事業主で支配人を置く場合に作成する。	97	●	●	●	●	●
	定款 【法人のみ】		◇		◇	◇	
第 15 号	貸借対照表 【法人用】 ・新規設立会社で決算期末到来の場合は、開始貸借対照表を提出する。 ※合併により新設される法人又は新設分割により設立される法人の場合は不要（※以下、第 16 号～第 17 号の 3、第 20 号及び第 20 号の 2 についても同様の場合不要）	101～ 103		△		△	△
第 16 号	損益計算書・完成工事原価報告書 【法人用】	104～ 105		△		△	
第 17 号	株主資本等変更計算書 【法人用】	106		△		△	

様式番号	様式名等	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	譲	渡	合	分	相
			譲 受人 が 法 人	譲 受人 が 個 人			
第 17 号の 2	注記表 【法人用】	107	△		△	△	
第 17 号の 3	附属明細表 【法人用】 ・資本金総額 1 億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した合計額が 200 億円以上の株式会社のみ提出する。	107	△		△	△	
第 18 号	貸借対照表 【個人用】	108～ 109		△			△
第 19 号	損益計算書 【個人用】	110		△			△
第 20 号	営業の沿革 ・設立日、資本金額（法人の場合）を記載する。	111	●	●	●	●	●
第 20 号の 2	所属建設業者団体 ・該当なしの場合も添付する。	112	◇	◇	◇	◇	◇
第 20 号の 3	主要取引金融機関名	113	●	●	●	●	●

#### 申請書類一覧（非公開資料）

様式番号	様式名等	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	譲	渡	合	分	相
			譲 受人 が 法 人	譲 受人 が 個 人			
	<b>登記されていないことの証明書</b> ・「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」 ・地方法務局等で交付を受ける。 ・申請日から 3 か月以内のものを提出する。 ・役員、個人事業主、令第 3 条に規定する使用人について提出する。 ・株主等、顧問、相談役は提出不要 ・外国籍の方は、本籍地に国籍名の入った証明書を取得する。 ・これに代えて、医師の診断書により証明できる場合があります。	45	◇	◇	◇	◇	◇
	<b>市町村長の身分証明書</b> ・「成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書」 ・本籍地の市町村（戸籍事務担当課）で交付を受ける。 ・申請日から 3 か月以内のものを提出する。 ・外国籍の方は提出不要	46	◇	◇	◇	◇	◇
第 7 号	<b>常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書</b> ・規則第 7 条 1 号イ該当の場合に作成する。 ・証明者ごとに作成する。	12～16, 49～53, 79 80～81	◇	◇	◇	◇	◇
第 7 号別紙	<b>常勤役員等の略歴書</b> ・規則第 7 条 1 号イ該当の場合に作成する。 ・常勤役員等（経營業務の管理責任者等）のみ作成する。	82	◇	◇	◇	◇	◇

様式番号	様式名等	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	譲	渡	合	分	相
			受 人 が 法 人	受 人 が 個 人			
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 ・規則第7条1号ロ該当の場合に作成する。	12~16, 49~53, 83~84	◇	◇	◇	◇	◇
別紙1	常勤役員等の略歴書 ・規則第7条1号ロ該当の場合に作成する。	85	◇	◇	◇	◇	◇
別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書 ・規則第7条1号ロ該当の場合に作成する。	86	◇	◇	◇	◇	◇
第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）	18~20, 54, 89~94	◇	◇	◇	◇	◇
	資格証明書、監理技術者資格者証の写し、卒業証明書等 ・監理技術者資格者証の写しにより証明する場合は、資格証明書の写し等は不要。	18, 54, 134~ 136, 138~ 145	◇	◇	◇	◇	◇
第9号	実務経験証明書 ・証明者ごとに作成する。	18, 54, 55, 95	◇	◇	◇	◇	◇
第10号	指導監督的実務経験証明書	18, 54, 55, 96	◇	◇	◇	◇	◇
第12号	許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書 ・役員（株主等を含む。）について作成する。 ・経營業務の管理責任者は作成不要（経營業務の管理責任者は、第7号（別紙）又は第7号の2（別紙1）を作成する）。	98	◇	◇	◇	◇	◇
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 ・「従たる営業所」がある、又は個人事業主で支配人を置く場合に作成する。 ・役員等を兼ねている場合は、提出は省略可	99	◇	◇	◇	◇	◇
第14号	株主（出資者）調書 【法人のみ】 ・総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。 ・ただし、当該株主が法人の役員等である場合は記入不要。	100	◇		◇	◇	
第22号の6	誓約書 ※第7号の3を提出した場合は不要	123	◇	◇	◇	◇	
第22号の11	誓約書 ※第7号の3を提出した場合は不要	130					◇
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） ・法人の場合又は個人事業主で支配人を置く場合に提出する。 ※合併により新設される法人又は新設分割により設立される法人の場合は不要		◇	◇	◇	◇	◇

様式番号	様式名等	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	譲	渡	合 併	分 割	相 続
			受 人 が 法 人	受 人 が 個 人			
	<b>事業税の納税証明書</b> ・ 県地域振興局（県税部）で交付を受ける。 ・ 申請時点で入手できる最新のものを提出する。 ・ 使用目的欄に「建設業法第6条の許可申請書に添付」と記載されているものを提出 ・ 新規設立法人等で決算期末到来の場合は、これに代えて法人設立等届出書又は事業開始等届出書の写しを提出する。 ※合併により新設される法人又は新設分割により設立される法人の場合は不要		△	△	△	△	△
	<b>預金残高証明書又は融資証明書等</b> ・ 申請日から証明基準日（発行日ではない）が1か月以内のものを提出する。 ・ 複数の残高証明書の合算で500万円以上とする場合は、必ず同じ証明基準日のものを提出する。 ・ 貸借対照表で自己資本の額が500万円以上であることが確認できる場合は省略可	21, 57	◇	◇	◇	◇	◇
	<b>健康保険等の加入を確認できる資料</b> ・ 申請日直前に発行されたものを添付する。	17, 46 ～48	◇	◇	◇	◇	◇
	<b>工事経歴書（様式第2号）の実績を確認する資料</b> ・ 請負実績がある業種ごとに、1件の請負工事（工事経歴書に記載のある工事に限る。）について請負契約書等の写しを提出する。	48	△	△	△	△	△
	<b>経営業務の管理責任者の経験を確認する資料</b> ・ ①と②の両方が必要 ① 建設業許可を営んでいたことを確認する資料 ② 経営業務を管理していた経験を確認する資料	12～ 16, 49 ～53	◇	◇	◇	◇	◇
	<b>経営業務の管理責任者に準ずる地位等を確認する資料</b>	12～16 49～53	◇	◇	◇	◇	◇
	<b>経営業務の管理責任者の常勤性を確認する資料</b>	55～56	◇	◇	◇	◇	◇
	<b>営業所技術者等の実務経験を証する資料</b> ・ 実務経験が要件である場合に添付する。 ・ 実務経験期間の直近5年（必要な実務経験年数が5年以下の場合は、その年数分）の各暦年で請け負った主たる工事1件について、請負契約書等の写しを添付する。 ・ 実務経験証明書に具体的な工事名が記載されている工事に限る。	55	◇	◇	◇	◇	◇
	<b>営業所技術者等の常勤性を確認する資料</b> ・ 申請時に営業所技術者等となっているすべての者について必要。	55～56	◇	◇	◇	◇	◇
	<b>令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する資料</b> ・ 「従たる営業所」の代表、又は個人事業主の支配人について提出する。	55～56	◇	◇	◇	◇	◇

様式番号	様式名等	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	譲	渡	合	分	相
			譲 受人 が 法人	譲 受人 が 個人			
	主たる・従たる営業所の実態を確認する資料 ・①と②の両方が必要 ① 建物の所有状況が分かる資料 ② 営業所の写真	56	◇	◇	◇	◇	◇
	承継に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は承継に関する意思の決定を証する書類 ※承継先又は承継元が法人の場合のみ		◎	◎	◎	◎	
	譲渡及び譲受けに関する契約書の写し		◎	◎			
	合併契約書の写し及び合併比率説明書				◎		
	合併の方法及び条件が記載された書類				◎		
	分割契約書（新設分割の場合は分割家計画書）の写し及び分割比率説明書					◎	
	分割の方法及び条件が記載された書類					◎	
	申請者との続柄を証する書類						◎
	被相続人の営んでいた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書 ※申請者以外に相続人がいる場合のみ						◎
新潟県 独自様式	事業主・役員等・令第3条に規定する使用人の一覧表 ※添付もれが多いので注意 ・新潟県で独自に定める様式 ・申請時に2部提出する。 ・個人事業主、法人の役員・株主等、令第3条に規定する使用人（個人事業主の支配人、営業所の代表者）全てについて記載する。	133	◇	◇	◇	◇	◇
	委任状【代理申請の場合】		●	●	●	●	●

<承継予定日後に提出する主な書類例（後日提出書類）>

- ・認可申請時に申請内容によっては、承継後、所定の期限内に書類を提出する必要があります。
- 後日提出資料については、認可通知時に別途案内します。

様式番号	様式名等
第7号の3	健康保険等の加入状況 ・申請時に第22号の6又は第22の11の誓約書を提出した場合
	健康保険等の加入を確認できる資料 ・申請時に第22号の6又は第22の11の誓約書を提出した場合
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、建設業法施行令第3条に規定する使用人の常勤性を確認する資料

## Ⅶ 許可を受けたあとの届出

許可取得後、下記事由に該当する場合は、変更届出等を速やかに提出してください。

紙申請の場合、**正本と副本**（いずれも県庁控え）を提出してください。

控えが必要な場合は、**これとは別に、届出書等の1枚目（2枚目以降は不要）**を添付してください。

### 1 毎事業年度終了後の決算変更届

許可を受けた者は、**毎事業年度終了後4カ月以内に「決算変更届」を提出する必要**があります。過去5年分の決算変更届が提出されていない場合は、営業実態が確認できないため、許可の更新ができません。

毎事業年度終了後の決算変更届		※添付書類は写しで可		
様式番号	様式名 (以下の順にクリップ留めして提出)	備考 ●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出 書類 正 本 副 本
	チェックシート 【変更届出用】	最新版を正本に添付してください。 (紙申請のみ)	60	●
別紙8	変更届出書		120	● ●
第2号	工事経歴書	事業年度終了時に許可を有していた建設業について記載	72~73, 74, 75	● ●
第3号	直前3年の工事施工金額		76	● ●
第15号	貸借対照表 【法人用】		101~103	● ●
第16号	損益計算書 【法人用】		104~105	● ●
第17号	株主資本等変動計算書【法人用】		106	● ●
第17号の2	注記表 【法人用】		107	● ●
	事業報告書（任意様式）	株式会社(特例有限会社を除く)のみ提出		◇ ◇
第17号の3	附属明細表	資本金額1億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した合計額が200億円以上の株式会社のみ提出	107	◇ ◇
第18号	貸借対照表 【個人用】		108~109	● ●
第19号	損益計算書 【個人用】		110	● ●
	納税証明書 <b>※正本のみに1部添付</b>	事業税の納税証明書。詳しくは、各地域振興局県税部へお問い合わせください。		●

下記事項に <b>変更があった</b> ときは、併せて届け出てください。				
第4号	使用人数		77	◇ ◇
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		97	◇ ◇
第7号の3	健康保険等の加入状況 ・従業員数が変更となった場合に限る。	加入状況自体に変更があった場合は、No.15により届け出てください。 (例)雇用保険適用除外だったが、従業員を雇用したため、新たに加入した。	17, 87~88	◇ ◇
	定款	商号、営業所の名称及び所在地、資本金の変更に伴い変更された場合は、必ず提出。		◇ ◇

※提出後に訂正があった場合は、審査係に連絡後、速やかに訂正書類を提出してください。

## 2 その他の届出

原則、1から9までは事実発生後30日以内、10から16までは事実発生後2週間以内に届出が必要です。やむを得ず期限を過ぎた場合は、書類が整い次第、速やかに提出してください。

以下の順に、クリップ留めして提出してください。(添付書類は写しで可)

No.	変更事項	届出様式等 ●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類	
				正本	副本
1	商号又は 名称	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）		●	
		・定款に変更がある場合は、毎事業年度終了後の決算変更届に添付してください。	37		
2	営業所の 名称・ 所在地・ 電話番号	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕 ・従たる営業所を変更した場合は（第一面）に加えて（第二面）を提出してください。 ・（第二面）の項番81は「2」を記入	114, 115	●	●
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る） （電話番号の変更のみの場合は不要）		◇	
		③ 営業所の実態を確認する資料 ・建物の所有状況が分かる書類 ・営業所の写真 （電話番号の変更のみの場合は不要）	56	◇	
		・定款に変更がある場合は、毎事業年度終了後の決算変更届に添付してください。	37		
		・法人の登記上の住所と営業所の住所が異なる場合で、登記上の住所を変更した場合も、変更届を提出してください。			
3	営業所の 新設	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）（第二面）〕 ・（第二面）の項番81は「3」を記入	114, 116	●	●
		② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
		③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第11号〕	97	●	●
		④ 営業所の実態を確認する資料 ・建物の所有状況が分かる書類 ・営業所の写真	56	●	
		・No.11「建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更・追加」の必要書類も併せて提出してください。	41	●	
		・No.14「営業所技術者等の追加」の必要書類も併せて提出してください。	42	●	
4	営業所の 廃止	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）（第二面）〕 ・（第二面）の項番81は「4」を記入	114, 117	●	●
		② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
		③ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表〔様式第11号〕 ・廃止に伴い、営業所が一つもない場合は不要	97	●	●
		・営業所の廃止に伴い、営業所技術者等を削除する場合は、〔様式第22号の3〕を併せて提出してください。	118	◇	
		・営業所の廃止後、廃止した営業所の営業所技術者等が引き続き、他の営業所の営業所技術者等となる場合は、〔様式第8号〕（区分：5）を併せて提出してください。	94	◇	

No.	変更事項	届出様式等 ●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類	
				正本	副本
5	営業所の業種追加	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）（第二面）〕	114, 115	●	●
		② 営業所技術者等一覧表〔別紙 4〕	71	●	●
		・営業所技術者等については、No.14「営業所技術者等」（担当業種の変更、追加、交替）のいずれかの必要書類も併せて提出してください。	42	●	
6	営業所の業種廃止	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）（第二面）〕 ・（第二面）の項番 81 は「2」を記入	114, 115	●	●
		② 営業所技術者等一覧表〔別紙 4〕	71	●	●
		・営業所技術者等については、No.14「営業所技術者等」（担当業種の変更、交替、削除）のいずれかの必要書類も併せて提出してください。	42	◇	
7	資本金額	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕	114	●	●
		② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）		●	
		③ 株主（出資者）調書〔様式第 14 号〕（変更がある場合のみ）	100	◇	
		・定款に変更がある場合は、毎事業年度終了後の決算変更届に添付してください。	37		
8	氏名 （改姓・改名）	<法人の役員、個人事業主の支配人の場合>			
		① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕	114	●	●
		② 役員の一覧表〔別紙 1〕（法人の役員の場合）	68	●	●
		③ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔様式第 11 号〕（個人事業主の支配人の場合）	97	●	●
		④ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）		●	
		<株主等、個人事業主、営業所の代表の場合>			
		① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕	114	●	●
		② 役員の一覧表〔別紙 1〕（株主等の場合）	68	◇	◇
		③ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔様式第 11 号〕（営業所の代表の場合）	97	◇	◇
		④ 戸籍抄本又は住民票抄本（変更の内容が分かるもの）		●	
		<営業所技術者等の場合>			
		① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕	114	●	●
		② 営業所技術者等証明書（新規・変更）〔様式第 8 号〕 ・項番 61 は「4」（削除）を記入 ・項番 63 に旧姓の氏名（フリガナ）を記入	93	●	
③ 営業所技術者等証明書（新規・変更）〔様式第 8 号〕 ・項番 61 は「3」（追加）を記入 ・項番 63 に新姓の氏名（フリガナ）を記入	92	●			
④ 戸籍抄本又は住民票抄本（変更の内容が分かるもの）		●			

No.	変更事項	届出様式等 ●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類		
				正本	副本	
9	役員等 (役員・ 株主等)	就任	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2 (第一面)〕 ・役員交代があった場合は、就任と退任を 1 行ずつ記載してください。	114	●	●
			② 役員等の一覧表〔別紙 1〕	68	●	●
			③ 誓約書〔様式第 6 号〕	78	●	●
			④ 「登記されていないことの証明書」(成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書)	45	●	
			⑤ 「市町村長の身分証明書」(成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書)	46	●	
			⑥ 許可申請者(法人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書〔様式第 12 号〕	98	●	
			⑦ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)		●	
			⑧ 株主(出資者)調書〔様式第 14 号〕(変更がある場合のみ)	100	◇	
			⑨ 事業主・役員等・令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔新潟県独自様式〕※ 2 部提出	133	●	
			・株主等の就任の場合、④、⑤、⑦は不要です。			
		・株主の持ち株数に変更があった場合は届出不要ですが、当該株主が総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する若しくは出資総額の 100 分の 5 以上に相当の出資者に該当する、又は該当しなくなった場合は届出が必要です。				
		・役員(代表取締役を含む。)又は個人事業主の住所が変更になった場合は届出不要ですが、当該役員が常勤役員等や営業所技術者等を兼ねていて、住所の変更により常勤性が確保できない場合は、別途届出が必要となります。				
		退任	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2 (第一面)〕 ・役員交代があった場合は、就任と退任を 1 行ずつ記載してください。	114	●	●
			② 役員等の一覧表〔別紙 1〕	68	●	●
			③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)		●	
			④ 株主(出資者)調書〔様式第 14 号〕(変更がある場合のみ)	100	◇	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;注意&gt;  退任される役員が常勤役員等(経營業務の管理責任者)となっていないか、必ず確認してください。  常勤役員等(経營業務の管理責任者)であった場合、常勤役員等が不在となり、許可要件を欠くこととなります。  ただし、辞任した時点で、他に要件を満たす者がいる場合は、No.12 の変更届(常勤役員等の変更)により、新たな常勤役員等を届け出てください。</p> </div>			

No.	変更事項	届出様式等		ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類		
		●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出			正 本	副 本	
	代表者 の 変更	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕		114	●	●	
		② 役員等の一覧表〔別紙 1〕		68	●	●	
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）			●		
		・新たに役員に就任し、同時に代表者となった場合は、「役員等の就任」の場合の③～⑥、⑨も併せて提出してください。					
	代表者が変わった場合でも、新たな許可証は発行されません。 新代表者名で許可を受けていることの証明が必要な場合は、許可 証明申請書（「8 許可証明書の発行」参照）を提出してください。						
	職名 の 変更	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕		114	●	●	
		② 役員等の一覧表〔別紙 1〕		68	●	●	
		③ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）			●		
・職名の変更とは、履歴事項全部証明書上の職名が変わった場合をいいます。 （例）代表取締役が、代表取締役から取締役に変更になった場合等							
10	欠格要件に 該当したとき	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕		114	●	●	
		② 届出書〔様式第 22 号の 3〕		118	●		
11	建設業法施行令 第 3 条に規定する 使用人*の変更・ 追加  *支店又は営業所の 代表、個人事業主の 支配人	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕		114	●	●	
		② 誓約書〔様式第 6 号〕		78	●	●	
		③ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔様式第 11 号〕		97	●	●	
		④ 「登記されていないことの証明書」（成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書）		45	●		
		⑤ 「市町村長の身分証明書」（成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書）		46	●		
		⑥ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書〔様式第 13 号〕		99	●		
		⑦ 建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の常勤性を確認する資料		55～56	●		
		⑧ 事業主・役員等・令第 3 条に規定する使用人の一覧表〔新潟県独自様式〕※ 2 部提出		133	●		
	・既に役員や、他の営業所の令第 3 条に規定する使用人となっている者が就任する場合は、①、③のみ提出してください。						
12	常勤役員等（経営 業務の管理責任 者）  <規則第 7 条	変更	① 変更届出書〔様式第 22 号の 2（第一面）〕		114	●	●
			② 常勤役員等証明書〔様式第 7 号〕		12～16, 49～53, 79 80～81	●	
			③ 常勤役員等の略歴書〔別紙〕		82	●	
			④ 経營業務の管理責任者の経験等を確認する資料		12～16 49～53	●	

No.	変更事項	届出様式等		ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類	
		●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出			正本	副本
	1号イ該当の場合>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           変更後に交代する者がおらず、経營業務の管理責任者が1人もいなくなった場合は、許可要件を欠くこととなるため、廃業届〔様式第22号の4〕を提出してください。         </div>		43		
13	常勤役員等（経營業務の管理責任者）及び常勤役員等を直接に補佐する者  <規則第7条1号ロ該当の場合>	変更	<常勤役員等の変更の場合>			
			① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
			② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第7号の2（第一面）〕	12~16, 49~53, 83	●	
			③ 常勤役員等の略歴書〔様式第7号の2〕〔別紙1〕	85	●	
			④ 経營業務の管理責任者の経験等を確認する資料	12~16, 49~53	●	
			<常勤役員等を直接に補佐する者の変更の場合>			
			① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
			② 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書〔様式第7号の2（第二面）～（第四面）〕	12~16, 49~53, 84	●	
③ 常勤役員等の略歴書〔様式第7号の2〕〔別紙2〕	86	●				
④ 経營業務を直接に補佐する者の確認資料	49~53	●				
14	営業所技術者等	担当業種の変更、有資格区分の変更	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
			② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
			③ 営業所技術者等証明書(新規・変更)〔様式第8号〕 ・区分は「2」を記入	18~20, 54, 91	●	
			④ 営業所技術者等の要件を確認する資料（該当するものを提出）	54	●	
		追加	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
			② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
			③ 営業所技術者等証明書(新規・変更)〔様式第8号〕 ・区分は「3」を記入	18~20, 54, 92	●	
			④ 営業所技術者等の要件を確認する資料（該当するものを提出）	54	●	
			⑤ 営業所技術者等の常勤性を確認する資料	55~56	●	
		交替	① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●
			② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
			③ 営業所技術者等証明書(新規・変更)〔様式第8号〕 ・項番61の区分ごとにそれぞれ作成	18~20, 54, 91~94	●	
			④ 追加する営業所技術者等の要件を確認する資料（該当するものを提出）	54	●	
			⑤ 追加する営業所技術者等の常勤性を確認する資料	55~56	●	
削除（交替する者がいない）	<営業所の廃止、営業所の業種廃止、一部廃業に伴う削除の場合>					
① 変更届出書〔様式第22号の2（第一面）〕	114	●	●			

No.	変更事項	届出様式等 ●：必ず提出 ◇：該当する場合に提出	ページ 赤字： 記載例 掲載頁	提出書類	
				正本	副本
	場合)	② 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
		③ 届出書〔様式第22号の3〕 ※届出事由は(3)に○	118	●	
		・No.4「営業所の廃止」又は、「一部廃業の届出」(様式第22号の4)の必要書類も併せて提出してください。	38, 43		
15	健康保険等の加入状況	① 変更届出書〔様式第22号の2(第一面)〕	114	●	●
		② 健康保険等の加入状況〔様式第7号の3〕	17, 87, 88	●	●
		③ 健康保険等の加入状況の確認資料	17, 46~48	●	
		・保険の加入状況に変更があった場合に提出(適用除外となる場合は不要)。 ・従業員数のみの変更は、毎事業年度終了後の決算変更届に③を添付してください。	37		

### 3 廃業に関する届出

No.	届出事項	届出様式等	頁	正本	副本
1	一部廃業	① 廃業届〔様式第22号の4〕	119	●	●
		② 変更届出書〔様式第22号の2(第一面)(第二面)〕 ・第二面の項番83には、一部廃業後の建設業の種類と一部廃業前の建設業の種類を記入してください。	114, 115	●	●
		③ 営業所技術者等一覧表〔別紙4〕	71	●	●
		・後任者が不在の場合等に伴い、一部廃業した建設業を担当していた営業所技術者等を削除する場合は、〔様式第22号の3〕を併せて提出してください。	118	◇	
		・一部廃業した建設業を担当していた営業所技術者等が引き続き、他の建設業を担当する場合は、〔様式第8号〕(区分：2)を併せて提出してください。	91	◇	
		・一部廃業した建設業を担当していた営業所技術者等の業種で、他の技術者が担当する場合は、No.14「営業所技術者等の交替」にある必要書類を併せて提出してください。	42	◇	
2	全部廃業	廃業届〔様式第22号の4〕	119	●	●

#### ○【参考】届出すべき者(全部廃業の場合)

廃業等の理由	届出すべき者
1 許可を受けた個人の事業主が死亡したとき	相続人(例：配偶者、直系尊属、子)
2 法人が合併により消滅したとき	消滅時に役員であった者
3 会社が破産手続開始の決定により解散したとき	原則として破産管財人
4 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき	清算人
5 許可を受けた建設業を廃止したとき	法人 代表者(申請者)、個人 個人事業主

#### 4 営業所技術者等の変更に係る様式第8号の区分（項番61）の記入方法

現在の営業所技術者等を別の者に交替した場合			
例①	A（建）（屋） → B（建）（屋）	⇒	A：「4」（交替に伴う削除） B：「3」（追加）
例②	A（建）（屋） → B（建） C（屋）	⇒	A：「4」（交替に伴う削除） B：「3」（追加） C：「3」（追加）
例③	A（建） B（屋） → C（建）（屋）	⇒	A：「4」（交替に伴う削除） B：「4」（交替に伴う削除） C：「3」（追加）

現在の営業所技術者等の有資格区分を変更した場合			
例④	A（建）（屋） → A（建）（屋） [2級建築士] → [1級建築士]	⇒	A：「2」（有資格区分の変更）

現在の営業所技術者等の担当業種を変更した場合			
例⑤	A（建） → A（建）（屋） B（屋）	⇒	A：「2」（有資格区分の変更） B：「4」（交替に伴う削除）
例⑥	A（建）（屋） → A（建） B（屋）	⇒	A：「2」（有資格区分の変更） B：「3」（追加）

現在の営業所技術者等に改姓改名があった場合			
例⑦	A（新潟太郎） → A（長岡太郎）	⇒	新潟太郎：「4」（交替に伴う削除） 長岡太郎：「3」（追加）

現在の営業所技術者等がおかれる営業所に変更があった場合			
例⑧	【本社】 A（建）（屋） → 【本社】 C（建）（屋）	⇒	A：「5」（営業所のみの変更） B：「4」（交替に伴う削除） C：「3」（追加）
	【○営業所】 B（建）（屋） → 【○営業所】 A（建）（屋）		

営業所の業種廃止、一部廃業があった場合			
例⑨	【新潟営業所】 A（建）（屋） → 廃止	⇒	A：様式第22号の3により削除する。
例⑩	【新潟営業所】 A（建）（屋） → 廃止	⇒	A：「5」（営業所のみの変更）
	【長岡営業所】 A（建）（屋）		
例⑪	A（建）（屋）（内） → A（建）	⇒	A：「2」（担当業種の変更）
例⑫	A（建）（屋）（内） → B（建）	⇒	A：「4」（交替に伴う削除） B：「3」（追加）
例⑬	A（建） B（屋）（内） → A（建）	⇒	A：届出の必要なし B：様式第22号の3により削除する。
例⑭	A（建） B（筋）（内） → A（建）（内）	⇒	A：「2」（担当業種の変更） B：「4」（交替に伴う削除）

※様式第8号は項番61「区分」ごとに作成してください。区分が同じ技術者は1枚にまとめることができます。

※般特新規、業種追加に伴い、担当業種及び有資格区分の変更があった場合、区分は「1」となります。



**【市町村長の身分証明書】書類は申請日3か月以内のものを提出**

□成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、破産者で復権を得ない者に該当しない旨の区市町村の証明書

被証明者の本籍地の市町村（戸籍事務担当課）で交付を受けられます。

（参考）身分証明書の見本

身 分 証 明 書

本 籍 \*\*\*\*\*  
 本人氏名 \*\* \*\*  
 生年月日 \*\*\*\*\*

1. 禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。  
 2. 後見の登記の通知を受けていない。  
 3. 破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。

上記のとおり証明する。

令和\*\*年\*\*月\*\*日

区市町村長 \*\* \*\*

申請日3か月以内のもの

外国籍の方は身分証明書の提出は不要

この3事項全ての証明を受けてください。

**3 健康保険等の加入を確認できる資料**

**（1）健康保険及び厚生年金保険加入の確認資料**

以下のいずれか1点を確認。**書類は申請日直前に発行されたものを提出**

□保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」

（保険料欄に金額の入ったもの。）

※書類名称：「保険料納入告知額・領収済額通知書」、「納入告知書・領収書」等

□健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

□健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

□新規適用届（保険加入直後で上記資料が提示できない場合に限る）

（参考）「領収証書又は納入証明書」 □座振替の場合

**保険料納入告知額・領収済額通知書**

あなたの本月份保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しました。振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

事業所整理記号等には、こちらの番号を記入

事業所整理記号			事業所番号			令和		
健康勘定	厚生年金勘定	子ども子育て支援勘定	健康勘定	厚生年金勘定	子ども子育て支援勘定	健康勘定	厚生年金勘定	子ども子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども子育て支出金	健康保険料	厚生年金保険料	子ども子育て支出金	健康保険料	厚生年金保険料	子ども子育て支出金
合 計 額			合 計 額			合 計 額		
円			円			円		

(参考) 「領収証書又は納入証明書」 窓口納付の場合

(2) 雇用保険加入の確認資料

以下の書類を確認。書類は申請日直前に発行されたものを提出

雇用保険の労働保険番号を確認できる資料 ※労災保険ではないので注意

添付漏れが多いので注意

①と②の両方が必要

- ① 「労働保険概算・確定保険料申告書」又は「納入通知書」
- ② 「領収済通知書(労働保険料領収書、納付書・領収書等)」又は「口座振替結果のハガキ」
- 雇用保険適用事業所設置届(保険加入直後で上記資料が提示できない場合に限る)

(参考) 労働保険概算・確定保険料申告書

(参考) 領収済通知書

(参考) 納入通知書

(参考) 労働保険料等領収書

適用区分	金額	内訳
一元適用事業	0 (1)	
二元適用事業	2 (3)	
	4	
	5	
	6 (7)	
一般拠出金		
予備金		
領収額計		

4 工事経歴書（様式第二号）の実績を確認する資料

請負実績がある業種ごとに、いずれか1件の請負工事（工事経歴書に記載されているものに限る）について、以下のいずれか1点を確認

- 請負契約書
- 注文書又は請書
- 請負代金の請求書

（例）塗装工事と造園工事の両方に実績がある場合、業種ごとに1件ずつ、計2件の工事について必要

- ※許可の新規、般特新規、業種追加申請で、申請業種の工事实績がある場合…提出は必須
- ※毎事業年度終了後の決算変更届で申請業種の工事实績がある場合…提出は不要

5 常勤役員等(経營業務の管理責任者)又は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の確認資料

多くの建設業者の方がこの区分に該当します。

法第7条第1号の省令で定める基準→ 建設業者として、下記のいずれかの体制を有すること

規則  
第7条  
第1号  
イ

常勤役員



- (個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するであること。
- 建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者であること。
  - 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。)としての5年以上経營業務を管理した経験を有する者であること。
  - 建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者としての6年以上経營業務の管理責任者を補助する業務に従事した経験を有する者であること。

※建設業の種類ごとの区別は廃止し、建設業の経験として統一

規則  
第7条  
第1号  
ロ

常勤役員

(個人である場合はその者又はその支配人)のうち1人が、次のいずれかに該当するものであること。



- A 建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有し、かつ、五年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者(財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当するものに限る。)としての経験を有する者
- B 五年以上役員等としての経験を有し、かつ、建設業に関し、二年以上役員等としての経験を有する者



常勤役員を直接に補佐する者



- 財務管理の経験
- 労務管理の経験
- 運營業務の経験

について、直接に補佐する者になるうとする建設業者又は建設業を営む者において5年以上の経験を有する者

※ 上記は一人が複数の経験を兼ねることが可能

【参考】国土交通省HP「経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するもの」についてから抜粋

5-1 申請(変更)日現在における地位を確認する資料

常勤役員(規則第7条第1号イ、ロ共通)

【法人の場合】

(1) 役員の場合

直近の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

上記書類で役員の就任状況が確認できない場合は、以下の追加書類が必要です。

就任(再任)の確認できる「理事会議事録の写し」、「定款の写し」等

(2) 「これらに準ずる者」として経營業務の管理責任者になる場合

取締役会設置会社が確認できる直近の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

「取締役会の決議を経て、取締役会又は代表取締役から具体的な権限移譲を受けた」ことがわかる「組織図」、「取締役会の議事録」等

【個人事業主の場合】

(1) 個人事業主の場合(いずれか1点を確認)

直近の確定申告書(第一表及び第二表)の写し

直近の個人事業主の所得税青色申告決算書の写し

(2) 支配人として経營業務の管理責任者になる場合

支配人が確認できる直近の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

常勤役員を直接に補佐する者(規則第7条第1号ロの場合のみ)

「当該常勤役員等との間に他のものを介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を行っていること」が確認できる「申請(変更)日現在の組織図」等

## 5-2 建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有していることを確認する資料

経營業務管理責任者に必要とされる「過去に建設業の経營業務を管理していた経験」を証明するため、以下（１）及び（２）の確認書類を提出してください。

- （１）証明期間において、建設業を営んでいたことを確認する資料
- （２）証明期間において、経營業務を管理していた経験を確認する資料

### ●経營業務の管理責任者（常勤役員等）に必要な経験年数（建設業法施行規則第7条第1号）

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
イ(1)	建設業に関し経營業務の管理責任者としての経験						
イ(2)	建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位（権限の委譲を受けた者）としての経験						
イ(3)	経營業務の管理責任者に準ずる地位として建設業の経營業務の管理責任者を補佐した経験						
ロ(1)	建設業に関し役員として2年以上の経験		左を含め役員又は役員に次ぐ職制上の地位にあつて財務・労務・業務運営について建設業に関し5年以上の経験				建設業（申請会社に限る。）における財務管理、労務管理、業務運営の5年以上の業務経験を有する者を経營業務の管理責任者を直接に補佐する者として、それぞれ1名ずつ置くこと。 ※1人で複数業務の経験を有する場合も可とする。
ロ(2)	建設業に関し役員として2年以上の経験		左を含め役員として5年以上の経験（この役員歴は建設業に限らない。）				

### （１）証明期間において、建設業を営んでいたことを確認する資料【法人、個人とも共通】

- ① 証明期間において、建設業許可を有していた場合
  - 建設業許可通知書又は受付印が押印された建設業許可申請書・変更届出書・廃業届等の写し  
（新潟県知事許可の場合は、許可番号及び許可期間を様式7号又は7号の2の備考欄に記入することで、上記資料の添付を省略可とします。）
- ② 証明期間において、建設業許可を有していなかった場合
  - 証明期間分の建設業に関する工事請負契約書・注文書又は請求書等の写し等  
（1年に1件ずつ、証明年数分（5年又は6年分）が必要。）
- ③ 大臣認定の場合
  - 認定証の写し

**(2) 証明期間において、経営業務を管理していた経験を確認する資料**

**<留意事項>**

- ・ 確認資料は、対象期間及び経験の内容が確認できるものをご提出ください。
- ・ 他の資料で代替できる資料は、兼用いただいて差し支えありませんが、証明として十分でない判断される場合は、別途確認資料をご提出いただくことがあります。
- ・ ご不明な点は、新潟県土木部監理課建設業室にご相談ください。

**● 建設業法施行規則第7条第1号イ(1)～(3)該当の場合**

**【イ(1) 該当の場合】**

建設業に関し、5年以上「経営業務の管理責任者」としての経験がある者としての経験を有する場合（※5年以上の経験を確認します）。

**【法人の場合】**

① 役員等としての経験を確認する資料

5年以上の役員経験が確認できる登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※履歴事項全部証明書で証明する期間が確認できない場合、閉鎖謄本又は閉鎖事項全部証明書も必要

上記書類で役員の就任状況が確認できない場合は、以下の追加書類が必要です。

就任(再任)の確認できる「理事会議事録の写し」、「定款の写し」 等

② 令第3条の使用人としての経験を確認する資料

証明期間が確認できる就退任時の建設業許可申請書や変更届出書の写し

**【個人事業主の場合】**

① 個人事業主としての経験を確認する資料（いずれか1点を確認）

直近5年分の確定申告書（第一表及び第二表）の写し

直近5年分の所得税青色申告決算書の写し

② 支配人としての経験を確認する資料

支配人期間が確認できる登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

**【イ(2) 該当の場合】**

建設業に関し、5年以上「経営業務の管理責任者に準ずる地位」で経営業務を管理した経験（経営業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）がある者としての経験を有する場合（※5年以上の経験を確認します）。

この規定は、建設業の経営業務の執行に関し、「取締役会設置会社」において、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた「執行役員等」のみ該当します。その他の準ずる地位にある者は、イ(3)に該当します。

①から③のすべての書類が必要

①証明法人が取締役会設置会社であることを確認する資料

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

②取締役等に次ぐ職制上の地位（取締役等の直下）における経験であることを確認する資料

組織図

③「取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任されたこと」かつ「取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であること」を確認する資料

取締役会の議事録、人事発令書

執行役員任期、委譲内容等が分かる執行役員規程、執行役員職務分掌規程等

定款、取締役会規則その他執行役員の位置付け、権限等が分かるもの

業務内容と権限が確認できる業務分掌規程、文書決裁規定等 その他準ずる書類

**【イ（3）該当の場合】**

建設業に関し、6年以上「経營業務の管理責任者に準ずる地位で経營業務の管理責任者を補佐した経験」がある者としての経験を有する場合（※6年以上の経験を確認します）。

**【経營業務の管理責任者を補佐した経験の場合】**

- ・法人での経験の場合
- ・個人事業主又は支配人に準ずる地位での経験の場合（個人事業主の専従者を除く）

①と②の両方が必要

①経營業務の管理責任者に次ぐ職以上の地位にあることを確認する資料

組織図

②経験の内容が、「建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について従事した経験」であることを確認する資料（一部のみの経験では不可）

業務内容と権限が確認できる業務分掌規程、文書決裁規定等

決裁文書・稟議書

取締役会の議事録、人事発令書 これに準ずる書類

**【個人事業主の専従者経験の場合（個人事業主の下での補佐経験のみ）】**

専従者であることを確認する資料（いずれか1点を確認）

（事業専従者に被証明者の氏名の記載があるもの）

個人事業主の確定申告書（第一表及び第二表）の写し

個人事業主の所得税青色申告決算書の写し

※認定の可否について疑義がある場合は、書類一式を整えた上で、新潟県土木部監理課建設業室にご相談ください。

● 建設業法施行規則第7条第1号ロ(1)、(2)該当の場合

常勤役員等のうち1人が、以下のロ(1)、(2)のいずれかに該当する場合であって、かつ、当該常勤役員等を直接に補佐する者(直接補佐者)をそれぞれ置く場合に該当します。

【ロ(1) 該当の場合】

建設業に関し、「2年以上役員等としての経験」があり、かつ、「5年以上の役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にあり、建設業に関する財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当していた経験」がある場合

<p>常勤役員等 (経營業務の 管理責任者) の確認資料</p>	<p>①建設業の役員等の経験期間(2年以上)を確認する資料  <input type="checkbox"/>上記【イ(1)、(2)】に準じて経験期間(2年以上)を確認できる資料</p> <p>②役員等に次ぐ職制上の地位にあつて、建設業に関する財務管理、労務管理、業務運営のいずれかの経験を有することを確認する資料          ※②の経験は、①の役員等の経験と合算して5年以上である必要があります。  <input type="checkbox"/>組織図  <input type="checkbox"/>業務内容と権限が確認できる業務分掌規程、文書決裁規定等  <input type="checkbox"/>決裁文書・稟議書  <input type="checkbox"/>取締役会の議事録、人事発令書 これに準ずる書類</p>
<p>直接補佐者の 確認資料</p>	<p>申請法人において、建設業に関する「財務管理」、「労務管理」、「業務運営」の業務運営経験を有することを確認する資料  <input type="checkbox"/>組織図  <input type="checkbox"/>業務内容と権限が確認できる業務分掌規程、文書決裁規定等  <input type="checkbox"/>人事発令書、辞令書、その他これに準ずる書類</p>

※直接補佐者は、許可後、「直接に補佐する者」として、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行う者でなければなりません。

【ロ(2) 該当の場合】

「5年以上役員等としての経験」があり、かつ、建設業に関し、「2年以上役員等としての経験」がある場合

<p>常勤役員等 (経營業務の 管理責任者) の確認資料</p>	<p>①役員等の経験期間の証明  <input type="checkbox"/>上記【イ(1)、(2)】に準じて経験期間(5年以上)を確認できる資料</p> <p>②建設業の役員等の経験期間証明  <input type="checkbox"/>上記【イ(1)、(2)】に準じて経験期間(2年以上)を確認できる資料</p>
<p>直接補佐者の 確認資料</p>	<p>【ロ(1) 該当の場合】に準ずる</p>

## 6 営業所技術者等の要件を証する書類

### 営業所技術者等の要件と必要書類及び確認資料

	要 件	必要書類
一般建設業許可	① 指定学科卒業後、申請業種について大卒で3年以上、高卒で5年以上の実務経験を有する場合（法第7条第2号イ該当）	監理技術者資格者証の写し又は、以下の書類3点 ・指定学科の卒業証明書又は卒業証書の写し
	② 専修学校指定学科卒業後、申請業種について5年以上（専門士、高度専門士を称する者は3年以上）の実務経験を有する場合（法第7条第2号ハ該当）	・実務経験証明書（様式第九号） ・実務経験を証する資料
	③ 申請する業種について10年以上の実務経験を有する場合（法第7条第2号ロ該当） ※ 同一人で複数業種の実務経験の期間の重複は認められない。（1業種につき10年必要で、2業種なら重複せずに併せて20年の経験が必要。） ※ ①、②に該当する場合は、必要年数を、10年ではなく各規定の年数に短縮できる。	・実務経験証明書（様式第九号） ・実務経験を証する資料
	④ 国家資格等を有する場合（法第7条2号ハ該当） ※ 併せて実務経験が必要となる場合は、実務経験証明書（様式第九号）、実務経験を証する資料を提出する。 ※ この場合の実務経験は、資格取得後の経験であることが必要。	監理技術者資格者証の写し又は、資格者証（技術検定合格証明書、技術士免状、免許証など）の写し
	⑤ 登録基幹技能者講習修了者（許可を受けようとする建設業の種類に応じ、国土交通大臣が認めるものに限る。）（法第7条2号ハ該当）	申請（届出）時に有効な登録基幹技能者講習修了証の写し
特定建設業	① 許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた試験に合格した者（一級）、又は建設業の種類に応じて国土交通大臣が定めた免許を受けた者（法第15条第2号イ該当）	監理技術者資格者証の写し又は資格者証（技術検定合格証明書、技術士免状、免許証など）の写し等
	② 上記一般建設業の営業所技術者等の要件を満たし、更に元請けとして、4,500万円（H6.12.28前は3,000万円、S59.10.1前は1,500万円）以上の工事について2年以上の指導監督的実務経験を有する場合（法第15条第2号ロ該当） ※ 注意：ただし、指定建設業（土、建、電、管、鋼、舗、園）の特定営業所技術者は、①の一級資格者、③の大臣特別認定者に限る。（一般建設業の営業所技術者要件に「指導監督的実務経験」を追加しても特定建設業の特定営業所技術者にはなれません。）	「監理技術者資格者証」の写し又は以下の書類2点 ・一般建設業の営業所技術者の資格を有することを証明する資料。（上記一般建設業①～⑤右欄のいずれか） ・指導監督的実務経験証明書（様式第十号）及びその経験を証する資料
	③ 国土交通大臣が、イ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者（法第15条第2号ハ該当）	国土交通大臣の認定書の写し

## 7 営業所技術者等の実務経験を証する資料

申請者の元での実務経験の場合、実務経験期間の直近5年分（必要な実務経験年数が5年以下の場合は、その年数分）の各暦年で請け負った主たる工事1件（実務経験証明書に具体的工事名が記載されているものに限る）について、以下のいずれか1点を確認

- 請負契約書
- 注文書又は請書
- 請負代金の請求書

## 8 経營業務の管理責任者、営業所技術者等の常勤性を確認する資料等

<提出が必要となる者>

- ・ 常勤役員等（経營業務の管理責任者）
- ・ 個人事業主
- ・ 建設業法施行令第3条に規定する使用人（営業所長、支配人）
- ・ 営業所技術者等
- ・ 常勤役員等を直接補佐する者（建設業法施行規則第7条第1号ロ該当）

対象者ごとに、以下のいずれか1点を確認

- 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- 雇用保険資格取得等確認通知書（被保険者通知用）又は雇用保険被保険者証（氏名記載のあるもの）
- 住民税特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）
- 監理技術者資格者証の写し（事業所名が確認できるもの）

※令和7年12月2日以降、事業者名が記載された健康保険被保険者証の写しは不可。  
国民健康保険、後期高齢者医療保険者証、マイナ保険証及び資格確認通知書の写しも不可。

上記が提出できない場合（対象者ごとに、以下のいずれか1点を確認）

### 【一般の被保険者、70歳以上の場合】

- 当該営業所における直近3カ月分の出勤簿
- 厚生年金保険70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ

### 【出向者の場合】

- ① 出向元、出向先、期間の確認ができるものを確認
  - 出向契約書、出向承諾書、発令通知書等
- ② 以下のいずれか1点を確認
  - 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
  - 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書

### 【個人事業主の場合】（いずれか1点を確認）

- 直近の確定申告書（第一表及び第二表）の写し（屋号が確認できるもの）
- 直近の所得税青色申告決算書の写し（屋号が確認できるもの）

**【個人事業主と同居している親族の場合】**（いずれか1点を確認）

（事業専従者として申告されているもの）

- 個人事業主の直近の確定申告書（第一表及び第二表）の写し
- 個人事業主の直近の所得税青色申告決算書の写し

**【採用（開業）直後で常勤性を確認する資料等が提出できない場合】**

以下のいずれか1点を確認

- 被保険者資格取得届の写し（※後日上記資料を別途提出）
- 個人事業主の開業届の写し
- 辞令書等、当該営業所に勤務していることがわかるもの
- 所属企業の雇用証明書の写し（役員を除く）
- 当該営業所における直近の出勤簿（※採用（又は開業）してからまだ3か月経っていない場合は、3か月分の期間に達した時点で、あらためて直近3か月分の出勤簿を提出する。）

**9 主たる・従たる営業所の実態を確認する資料**

「建物の所有」及び「営業所の写真」の両方が必要

**（1）主たる・従たる営業所の実態を確認する資料（建物の所有）**

① 自社所有の場合、以下のいずれか1点を確認

- 当該営業所建物に係る不動産登記簿謄本
- 当該営業所建物に係る資産評価額証明書

② 賃貸の場合、以下のいずれか1点を確認

- 当該営業所建物に係る賃貸借契約書

※法人の代表取締役の住宅や、個人事業主の親族の住宅等、申請者自身の建物でない場合、所有者と申請者の間での賃貸借契約書又は使用貸借契約書が必要

- 公共料金の領収書

（賃貸借契約書がない場合に限る。所在地及び申請者名の両方が確認できるもの）

**（2）主たる・従たる営業所の実態を確認する資料（営業所の写真）**

以下の内容を撮影した写真を確認します。写真はカラーで提出。Wordなどのファイルに貼り付けた形式でも可

- 営業所の看板を含め、建物の全景を撮影したもの

※個人事業主にあっても商号（屋号）を掲げているところを撮影したものがが必要です。

- 執務室内を撮影したもの
- 周辺状況も含め、標識（法第40条）の設置場所を撮影したもの
- 標識をアップで撮影したもの（表示内容が判読できるものに限る）
- 営業所名が表示された入口等を撮影したもの
- フロアの案内を撮影したもの（ビル内に営業所を設けている場合に限る）

## 10 財産的基礎又は金銭的信用を有していることを確認する資料

### 【一般建設業の許可を受ける場合】

- ・新規申請の場合、(1)又は(2)で確認します。
- ・般特新規、業種追加の申請の場合、許可取得後5年に満たない場合は、(1)又は(2)で確認します。許可取得後5年を満たしている場合は、(3)で確認します。
- ・更新申請の場合、(3)で確認します。

#### (1)「自己資本が500万円以上あること」による確認

許可申請時に提出する財務諸表、又は直近の決算変更届出書に含まれる「様式第15号 貸借対照表」により確認

- ・法人の場合：純資産合計額
- ・個人の場合：期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金、準備金の額を加えた額

#### (2)「500万円以上の資金調達能力のあること」による確認

取引金融機関発行の500万円以上の預金残高証明書、融資証明書

※申請日から証明基準日（発行日ではない）が1か月以内のものにより確認

※複数の残高証明書の合算で500万円以上とする場合は、必ず同じ証明基準日のものを提出してください。

※預金残高証明書と融資証明書を合算して500万円以上の場合は要件を満たしません。必ず、どちらかのみで500万円以上としてください。

#### (3)「直前5年間、新潟県知事許可を受けて継続して営業した実績のあること」による確認

過去5年分の決算変更届

※更新及び般特新規、業種追加の場合に限る。

※5年分が提出されていない場合は、営業実態が確認できないため認められません。

### 【特定建設業の許可を受ける場合】

申請時の直前決算期の財務諸表を参照して、次のすべてに該当することを確認します。

- ①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと
- ②流動比率が75%以上であること
- ③資本金額が2,000万円以上であり、かつ自己資本額が4,000万円以上であること

計算式は以下のとおりです。

自己資本額	(法人) 貸借対照表における純資産合計の額 (個人) 期首資本金＋事業主借勘定＋事業主利益－事業主貸勘定＋(負債の部に計上の)利益留保性引当金・準備金
欠損の額	(法人) 貸借対照表の繰越利益剰余金が負の場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額 (個人) 事業主損失－(事業主借勘定－事業主貸勘定＋(負債の部に計上の)利益留保性引当金・準備金)
流動比率	(法人個人同様) $\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100 (\%)$
資本金額	(法人) 株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金 (個人) 期首資本金

## Ⅸ チェックシート

# 【許可申請（新規・更新・業種追加等）】 チェックシート（R8.3～）

許可番号	第	号
事業所名、代表者名		
所在地		

※申請区分

- ①新規 ②許可換え新規 ③般特新規  
 ④業種追加 ⑤更新 ⑥般特新規+業種追加  
 ⑦般特新規+更新 ⑧業種追加+更新  
 ⑨般特新規+業種追加+更新

<作成担当者（問い合わせ先）>

氏名		e-mail	
TEL		FAX	
申請者控への返却	希望する ・ 希望しない	控への返却方法	郵送※ ・ 県庁での受取り

※返信用封筒（切手貼付、封筒右下に許可番号を記入（新規を除く））を同封してください。料金不足の場合は、受取人払で発送します。

●提出書類にチェック（以下の順に並べて提出）

様式番号	様式名※	内容については（手引きP●）参照	チェック	申請区分※											
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨			
第1号	建設業許可申請書	※控えを希望する場合、本様式のみ3部提出	<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2部提出 (公開)
別紙1	役員等の一覧表	【法人のみ】	<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
別紙2(1)	営業所一覧表（新規許可等）		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
別紙2(2)	営業所一覧表（更新）		<input type="checkbox"/>					○		○	○	○	○		
別紙4	営業所技術者等一覧表		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第2号	工事経歴書		<input type="checkbox"/>	○		◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆		
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額		<input type="checkbox"/>	○		◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆		
第4号	使用人数		<input type="checkbox"/>	○		○	○		○	○	○	○	○		
第6号	誓約書		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第7号の3	健康保険等の加入状況		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇		
	定款	【法人のみ】	<input type="checkbox"/>	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△		
第15号	貸借対照表	【法人用】	<input type="checkbox"/>	○	○										
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書	【法人用】	<input type="checkbox"/>	○	○										
第17号	株主資本等変動計算書	【法人用】	<input type="checkbox"/>	○	○										
第17号の2	注記表	【法人用】	<input type="checkbox"/>	○	○										
第17号の3	附属明細表	【法人のみ】	<input type="checkbox"/>	◇	◇										
第18号	貸借対照表	【個人用】	<input type="checkbox"/>	○	○										
第19号	損益計算書	【個人用】	<input type="checkbox"/>	○	○										
第20号	営業の沿革		<input type="checkbox"/>	○	○			○		○	○	○	○		
第20号の2	所属建設業者団体		<input type="checkbox"/>	○	○			△		△	△	△	△		
第20号の3	主要取引金融機関名		<input type="checkbox"/>	○	○			△		△	△	△	△		

※様式名は略称

様式番号	様式名※	内容については（手引きP●）参照	チェック	申請区分※										
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
	登記されていないことの証明書（地方法務局等で交付）		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1部提出 (非公開)
	市町村長の身分証明書（本籍地の市町村で交付）		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第7号	常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
別紙	常勤役員等の略歴書		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(第7号の2)	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書		<input type="checkbox"/>	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	
(別紙1)	常勤役員等の略歴書		<input type="checkbox"/>	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	
(別紙2)	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		<input type="checkbox"/>	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	
第8号	営業所技術者等証明書（新規・変更）		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○			○	○	○	○	
	資格証明書、監理技術者資格者証の写し、卒業証明書等		<input type="checkbox"/>	◇	◇	■	■			■	■	■	■	
第9号	実務経歴証明書【実務経歴が要件となる場合のみ】		<input type="checkbox"/>	◇	◇	■	■			■	■	■	■	
第10号	指導監督の実務経歴証明書（特定建設業許可の場合）		<input type="checkbox"/>	◇	◇	■	■			■	■	■	■	
第12号	許可申請者（法人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	
第14号	株主（出資者）調書【法人のみ】		<input type="checkbox"/>	○	○			△		△	△	△	△	
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）		<input type="checkbox"/>	○	○			△		△	△	△	△	
	事業税の納税証明書（県地域振興局 県税部で交付）		<input type="checkbox"/>	○	○									
	預金残高証明書又は融資証明書等		<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇							
	健康保険等の加入を確認できる資料		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	工事経歴書の実績を確認する資料【実績がある業種のみ】		<input type="checkbox"/>	◇		◆	◆		◆	◆	◆	◆	◆	
	経営業務の管理責任者の経験を確認する資料		<input type="checkbox"/>	○	○									
	経営業務の管理責任者に準ずる地位等を確認する資料		<input type="checkbox"/>	◇	◇									
	経営業務の管理責任者の常勤性を確認する資料		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	営業所技術者等の実務経歴を証する資料（請負契約書等の写し）		<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇		◇	◇	◇	◇	◇	
	営業所技術者等の常勤性を確認する資料		<input type="checkbox"/>	○	○	◆	◆	○	◆	○	○	○	○	
	令第3条使用人の常勤性を確認する資料		<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	
	主たる・従たる営業所の実態を確認する資料		<input type="checkbox"/>	○	○									
別紙3	手数料の納付状況（記名式納付書は領収書（原本）提出）		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
新潟県独自様式	事業主・役員等・令第3条に規定する使用人の一覧表【2部提出】		<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	委任状【代理申請の場合のみ】 ※正本のみに1部添付		<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	
【確認事項】	・直近5か年分の決算変更届を提出しているか		<input type="checkbox"/>					○		○	○	○	○	
【確認事項】	・直近に提出した変更届の内容と一致しているか		<input type="checkbox"/>			○	○	○	○	○	○	○	○	

<行政庁記入欄>

受付日	年 月 日	審査開始日	年 月 日
完了日	年 月 日	補正の有無	有 ・ 無

- 必ず提出  
 ◇ 該当する場合のみ必要 △ 変更がある場合は必要  
 ◆ 般特新規・業種追加する業種のみ必要  
 ■ 般特新規・業種追加する業種で該当する場合のみ必要  
 (○) 規則第7条1号口該当の場合

○差替提出先 [shinsa-group@pref.niigata.lg.jp](mailto:shinsa-group@pref.niigata.lg.jp)

# 【変更届】チェックシート (R8.3~)

許可番号	第	号
事業所名、代表者名		
所在地		

経営事項審査の受審 (①決算変更届は、必ず記入)
受審する ・ 受審しない

<作成者(問い合わせ先)>

氏名		e-mail	
TEL		FAX	
控えの返却	希望する ・ 希望しない	控えの返却方法	郵送 ※ ・ 県庁での受取り

※返信用封筒(宛名入り、切手貼付、右下に許可番号を記入)を同封してください。料金不足の場合は、受取人払で発送します。

●提出書類にチェック(以下の順に並べて提出)

様式番号	様式名※(2部提出) 内容については(手引きP●)参照	変更事項(番号の対応表は2枚目参照) □:必ず提出																		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
第22号の2	変更届出書 ※控えを希望する場合、3部提出																			
別紙8	変更届出書(決算変更届用) ※控えを希望する場合、3部提出																			
別紙1	役員等の一覧表 【法人のみ】																			
別紙4	営業所技術者等一覧表																			
第2号	工事経歴書																			
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額																			
第6号	誓約書																			
第15号	貸借対照表 【法人用】																			
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書 【法人用】																			
第17号	株主資本等変動計算書 【法人用】																			
第17号の2	注記表 【法人用】																			
	事業報告書 【株式会社のみ】																			
第17号の3	附属明細表 【法人のみ】																			
第18号	貸借対照表 【個人用】																			
第19号	損益計算書 【個人用】																			
第4号	使用人数 【人数に変更があった場合のみ】																			
第7号の3	健康保険等の加入状況																			
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表																			
	定款 【法人のみ】																			
第22号の4	廃業届																			

※様式名は略称

様式番号	様式名※(1部提出) 内容については(手引きP●)参照	変更事項(番号の対応表は2枚目参照) □:必ず提出																		
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	
	登記されていないことの証明書(地方方法務局等で交付)																			
	市町村長の身分証明書(本籍地の市町村で交付)																			
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者)証明書																			
別紙	常勤役員等の略歴書																			
(第7号の2)	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書																			
(別紙1)	常勤役員等の略歴書																			
(別紙2)	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書																			
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)																			
	資格証明書、監理技術者資格者証の写し、卒業証明書等																			
第9号	実務経験証明書 【実務経験が要件となる場合のみ】																			
第10号	指導監督の実務経験証明書(特定建設業許可の場合)																			
第12号	許可申請者(法人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書																			
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書																			
第14号	株主(出資者)調書 【法人のみ】																			
第22号の3	届出書																			
	登記事項証明書(履歴事項全部証明書に限る)																			
	戸籍謄本又は住民票抄本(改姓・改名の場合)																			
	事業税の納税証明書(県地域振興局 県税部で交付) ※1部で可																			
	健康保険等の加入を確認できる資料																			
	経営業務の管理責任者の経験を確認する資料																			
	経営業務の管理責任者に準ずる地位等を確認する資料																			
	経営業務の管理責任者の常勤性を確認する資料																			
	営業所技術者等の実務経験を証する資料(請負契約書等の写し)																			
	営業所技術者等の常勤性を確認する資料																			
	令第3条使用人の常勤性を確認する資料																			
	主たる・従たる営業所の実態を確認する資料																			
新潟県独自様式	事業主・役員等・令第3条に規定する使用人の一覧表 【2部提出】																			
	委任状【代理申請の場合のみ】 ※正本のみに1部添付																			

<行政庁記入欄>

受付日	年	月	日	審査開始日	年	月	日
審査完了日	年	月	日	補正の有無	有	・	無

- 必ず提出
- ◇ 該当する場合のみ提出
- (○) 規則第7条1号口該当の場合

○差替提出先 [shinsa-group@pref.niigata.lg.jp](mailto:shinsa-group@pref.niigata.lg.jp)

【変更事項の番号対応表】

- ① 毎事業年度終了後の決算変更届
- ② 経營業務の管理責任者の変更（経營業務の管理責任者を直接に補佐する者の変更）
- ③ 営業所技術者等の変更（交替、追加）、有資格者区分の変更
- ④ 営業所技術者等の削除（交替に伴う削除）
- ⑤ 新しく令第3条使用人になったものがあるとき
- ⑥ 健康保険等の加入状況
- ⑦ 欠格要件に該当したとき
- ⑧ 商号・名称の変更、営業所の名称、所在地、電話番号の変更
- ⑨ 営業所の業種追加
- ⑩ 営業所の業種廃止
- ⑪ 従たる営業所の新設
- ⑫ 従たる営業所の廃止
- ⑬ 資本金額の変更
- ⑭ 代表者の変更
- ⑮ 役員等（株主を含む。）の就任
- ⑯ 役員等（株主を含む。）の退任
- ⑰ 改姓・改名（役員等、事業主又は個人の支配人、営業所技術者等、令第3条使用人の改姓改名）
- ⑱ 一部の業種を廃業するとき
- ⑲ 全部の業種を廃業するとき

【◇を付した書類】

- ・届出事項によって提出の要否が異なります。必ず「Ⅶ 許可を受けたあとの届出」（手引きP37）を確認してください。
- ・（□）：規則第7条1号口該当の場合

# 【承継認可】チェックシート (R8.3～)

承継人	許可番号	第 号
	事業所名、代表者名	
	所在地	

被承継人	許可番号	第 号
	事業所名、代表者名	
	所在地	

<作成担当者(問い合わせ先)>

氏名		e-mail	
TEL		FAX	
申請者控への返却	希望する※ ・ 希望しない	控への返却方法	郵送 or 県庁での受け渡し

※返信用封筒(切手貼付、封筒右下に許可番号を記入)を同封してください。料金不足の場合は、受取人払で発送します。

●提出書類にチェック(以下の順に並べて提出)

内容については(手引きP●)参照

様式番号	様式名※	チェック	申請区分				
			事業譲渡		合併	分割	相続
			譲受人が法人	譲受人が個人			
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書 ※申請者控を希望する場合、3部提出	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>			
第22号の7	合併認可申請書 ※申請者控を希望する場合、3部提出	<input type="checkbox"/>			<input type="radio"/>		
第22号の8	分割認可申請書 ※申請者控を希望する場合、3部提出	<input type="checkbox"/>				<input type="radio"/>	
第22号の10	相続認可申請書 ※申請者控を希望する場合、3部提出	<input type="checkbox"/>					<input type="radio"/>
別紙1	役員等の一覧表 【法人のみ】	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
別紙2	営業所一覧表 (相続の場合は別紙1)	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				
別紙3	営業所技術者等一覧表 (相続の場合は別紙2)	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				
第2号	工事経歴書	<input type="checkbox"/>	<input type="triangle"/>				
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	<input type="checkbox"/>	<input type="triangle"/>				
第4号	使用人数	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				
第6号	誓約書	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
第7号の3	健康保険等の加入状況	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="radio"/>				
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				
	定款 【法人のみ】	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>		<input type="diamond"/>	<input type="diamond"/>	
第15号	貸借対照表 【法人用】	<input type="checkbox"/>	<input type="triangle"/>		<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>	
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書 【法人用】	<input type="checkbox"/>	<input type="triangle"/>		<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>	
第17号	株主資本等変動計算書 【法人用】	<input type="checkbox"/>	<input type="triangle"/>		<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>	
第17号の2	注記表 【法人用】	<input type="checkbox"/>	<input type="triangle"/>		<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>	
第17号の3	附属明細表 【法人のみ】	<input type="checkbox"/>	<input type="triangle"/>		<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>	
第18号	貸借対照表 【個人用】	<input type="checkbox"/>		<input type="triangle"/>			<input type="triangle"/>
第19号	損益計算書 【個人用】	<input type="checkbox"/>		<input type="triangle"/>			<input type="triangle"/>
第20号	営業の沿革	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				
第20号の2	所属建設業者団体	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
第20号の3	主要取引金融機関名	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>				

2部提出 (公開)

※様式名は略称

※記号の見方は2枚目参照

様式番号	様式名	チェック	事業譲渡		合併	分割	相続
			譲受人が法人	譲受人が個人			
	登記されていないことの証明書(地方法務局等で交付)	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
	市町村長の身分証明書(本籍地の市町村で交付)	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
別紙	常勤役員等の略歴書	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
(第7号の2)	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
(別紙1)	常勤役員等の略歴書	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
(別紙2)	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
—	資格証明書、監理技術者資格者証の写し、卒業証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
第9号	実務経験証明書 【実務経験が要件となる場合のみ】	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
第10号	指導監督的実務経験証明書(特定建設業許可の場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
第12号	許可申請者(法人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	<input type="checkbox"/>	<input type="diamond"/>				

1部提出 (非公開)

(裏面へ続く)

様式番号	様式名※	チェック	申請区分				
			事業譲渡		合併	分割	相続
			譲受人が法人	譲受人が個人			
第14号	株主（出資者）調書【法人のみ】	<input type="checkbox"/>	◇		◇	◇	
第22号の6	誓約書	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●	
第22号の11	誓約書	<input type="checkbox"/>					●
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書に限る）	<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇	◇
	事業税の納税証明書（県地域振興局 県税部で交付）	<input type="checkbox"/>	△	△	△	△	△
	預金残高証明書又は融資証明書等	<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇	◇
	健康保険等の加入を確認できる資料	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●	●
	工事経歴書の実績を確認する資料【実績がある業種のみ】	<input type="checkbox"/>	△	△	△	△	△
	経營業務の管理責任者の経験を確認する資料	<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇	◇
	経營業務の管理責任者に準ずる地位等を確認する資料	<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇	◇
	経營業務の管理責任者の常勤性を確認する資料	<input type="checkbox"/>	☆	☆	☆	☆	☆
	営業所技術者等の実務経験を証する資料（請負契約書等の写し）	<input type="checkbox"/>	☆	☆	☆	☆	☆
	営業所技術者等の常勤性を確認する資料	<input type="checkbox"/>	☆	☆	☆	☆	☆
	令第3条使用人の常勤性を確認する資料	<input type="checkbox"/>	☆	☆	☆	☆	☆
	主たる・従たる営業所の実態を確認する資料	<input type="checkbox"/>	☆	☆	☆	☆	☆
	承継に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書又は承継に関する意思の決定を証する書類	<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	
	譲渡及び譲受けに関する契約書の写し	<input type="checkbox"/>	○	○			
	合併契約書の写し及び合併比率説明書	<input type="checkbox"/>			○		
	合併の方法及び条件が記載された書類	<input type="checkbox"/>			○		
	分割契約書（新設分割の場合は分割計画書）の写し及び分割比率説明書	<input type="checkbox"/>				○	
	分割の方法及び条件が記載された書類	<input type="checkbox"/>				○	
	申請者と被相続人との続柄を証する書類	<input type="checkbox"/>					○
	被相続人の営んでいた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書	<input type="checkbox"/>					○
県独自様式	事業主・役員等・令第3条に規定する使用人の一覧表【2部提出】	<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇	◇
	委任状【代理申請の場合のみ】 ※正本のみに1部添付	<input type="checkbox"/>	◇	◇	◇	◇	◇

<行政庁記入欄>

受付日	年 月 日	審査開始日	年 月 日
完了日	年 月 日	補正の有無	有 ・ 無

○差替提出先

[shinsa-group@pref.niigata.lg.jp](mailto:shinsa-group@pref.niigata.lg.jp)

【記号の見方】

○ 必ず提出

△ 譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が許可を受けた建設業者である場合、省略可能

◇ 譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が許可業者であり、許可申請又は変更届出時から記載事項に変更がない場合は省略可能

☆ 譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が許可業者であり、許可申請又は変更届出時から、常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者、営業所技術者等、建設業法施行令第3条に規定する使用人、営業所所在地に変更がない場合は省略可能

● 譲受人、合併存続法人又は分割承継法人が許可業者であり、許可申請又は変更届出時から記載事項に変更がない場合は省略可能

第7号の3は第22号の6又は第22号の11を提出した場合は不要、第22号の6、第22号の11は第7号の3を提出した場合は不要

健康保険等の加入を確認できる資料は第7号の3を提出する際に提出してください。

## X 各様式の記載例、注意点

- 各種申請、届出に用いる様式の記載例を掲載します。
- 様式を作成するにあたり、はじめに以下の注意事項をご確認ください。

### ★ 更新、業種追加、般特新規の場合の重要事項

更新、業種追加、般特新規の場合、その申請内容（代表者、所在地等）が、直近で県に申請又は届出を行った内容と一致している必要があります（申請時に経営業務の管理責任者や営業所技術者の変更はできません）。このため、直近の申請又は届出内容を確認し、変更がある場合は速やかに変更届を提出してください。

※ 特に、役員等の就退任があったにもかかわらず変更届を提出せず、「役員等の一覧表」が直近の申請又は届出の内容と異なるケースが見受けられるため注意してください。

### <各様式共通の注意事項>

- 日付を記入する欄は忘れずに記入してください。なお、申請書等を含め各様式の右上に記入する日付は申請（届出）日とし、誓約書や証明書、記載内容に相違ないとする署名の日付は、それぞれ誓約や証明等をした日としてください。
- 申請者や届出者等について記入する欄は、「商号又は名称」のみではなく、「主たる営業所の所在地」「商号又は名称」「代表者氏名」を記入してください。また、法人（個人事業主を除く）で登記上の本店所在地と事実上の営業所所在地が異なる場合は所在地を二段書きとし、登記上の本店所在地をカッコ書きとしてください。

【例】 登記上の本店所在地が「新潟市東区竹尾 2-2-80」で、  
主たる営業所の所在地が「新潟市中央区新光町 4-1」の場合

(新潟市東区竹尾 2-2-80)  
申請者 新潟市中央区新光町 4-1  
新潟県庁建設株式会社  
代表取締役 新潟 太郎

- 経営業務の管理責任者、営業所技術者の住所を記入する欄は、個人の住所を記入してください（営業所の所在地ではありません）。
- 複数の項目から選択する場合、特に指定がない限り該当しないものを取消し線で削除してください。

【例】 地方整備局長  
北海道開発局長  
新潟県知事

【例】 申請者  
~~譲受人~~  
合併存続法人  
分割承継法人

【例】 …第 1 号イ (1) に掲げる…  
(2)  
(3)

- 許可年月日を記入する欄について、複数の許可を受けている場合（業種ごとに許可の有効期間が異なる場合）は、**現在有効な許可日のうち最も古いものを記入**してください。なお、許可年月日は有効期間の始期であり、許可通知書の発出日（許可通知書の右上の日付）ではないため注意してください。
- 営業所の名称を記入する欄は、各様式で名称を統一してください。また、従たる営業所がある場合、各営業所の名称を記入する順番も統一してください。

### ＜カラムに記入する場合の注意事項＞

「□□□□」で表示された枠（以下「カラム」といいます。）については、以下のルールで記入してください。

- ・ 法人の種類を表す文字については以下の略号を記入する。また、カッコは1カラムとする（法人の種類を表す文字は、フリガナ不要）。

株式会社	→ (株)	特例有限会社	→ (有)	合名会社	→ (名)
合資会社	→ (資)	合同会社	→ (合)	協同組合	→ (同)
協業組合	→ (業)	企業組合	→ (企)		

【例】新潟県庁建設株式会社 → 新潟県庁建設(株)

- ・ 濁点、半濁点は1カラムとせずに記入する。

【例】ガ → ガ ※ カとしない。

- ・ 知事コードは、新潟県知事の場合は 15 と記入する。
- ・ 市区町村コードは、別添「市区町村コード表」に記載のコードを記入する。
- ・ 所在地について、「丁目」「番地」「号」等は「-（ハイフン）」で記入する。また、都道府県名、市区町村名についてはそれぞれ該当する欄に記入し、カラムへの記入は不要（カラムには、市区町村名に続く町名等のみ記入）。

【例】1丁目2番3号 → 1-2-3

- ・ 資本金額又は出資総額、法人番号を記入する欄は、法人の場合のみ記入する。
- ・ 許可番号は、「国土交通大臣」を取消し線で削除し「新潟県知事」と記入する。

【例】許可番号 国土交通大臣  
新潟県知事 許可

- ・ 許可番号、許可年月日、生年月日を記入する欄は、空位の部分に「0」と記入する。

【例】許可番号が「第99999号」の場合 → 099999  
生年月日が「昭和50年1月1日」の場合 → S50年01月01日

## 記載例の目次

様式番号	様式名	ページ	関連するページ
第1号	建設業許可申請書	67	
別紙1	役員等の一覧表	68	
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	69	
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	70	
別紙4	営業所技術者等一覧表	71	
第2号	工事経歴書	74	72~73、75
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	76	
第4号	使用人数	77	
第6号	誓約書	78	
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	79	12~16, 49~53, 80~82
第7号別紙	常勤役員等の略歴書	82	
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	83	12~16, 49~53
第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書	85	
第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	86	
第7号の3	健康保険等の加入状況	87	17, 88
第8号	営業所技術者等証明書	89~94	18, 54
第9号	実務経験証明書	95	18, 54, 55
第10号	指導監督の実務経験証明書	96	18, 54, 55
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	97	
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	98	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	99	
第14号	株主(出資者)調書	100	
第15号	貸借対照表【法人用】	101~103	
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書【法人用】	104~105	
第17号	株主資本等変動計算書	106	
第17号の2	注記表	107	
第17号の3	附属明細表	107	
第18号	貸借対照表【個人用】	108~109	
第19号	損益計算書【個人用】	110	
第20号	営業の沿革	111	
第20号の2	所属建設業者団体	112	
第20号の3	主要取引金融機関名	113	
第22号の2	変更届出書	114~117	
第22号の3	届出書	118	
第22号の4	廃業届	119	
別紙8	変更届出書(事業年度終了後の決算変更届)	120	
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	121~122	
第22号の6	誓約書【譲渡及び譲受け、合併、分割認可用】	123	
第22号の7	合併認可申請書	124~125	
第22号の8	分割認可申請書	126~127	
第22号の10	相続認可申請書	128~129	
第22号の11	誓約書【相続認可用】	130	
別紙2	営業所一覧表【認可用】(ただし、相続認可の場合は「別紙1」)	131	
別紙3	営業所技術者等一覧表【認可用】(ただし、相続認可の場合は「別紙2」)	132	
新潟県独自様式	事業主・役員等・令3条に規定する使用人の一覧表	133	





【記載例】 営業所一覧表（新規許可等）（別紙2（1））

別紙二（1）

（用紙A4）

営業所一覧表（新規許可等）

行政側記入欄には何も記入しないこと

「般特新規+更新」「業種追加+更新」「般特新規+業種追加+更新」の場合、「別紙2（2）」も併せて提出

（主たる営業所）

名称は申請者で決める（「本社」「本店」等）

フリガナ **ホnten**  
 主たる営業所の名称 **本店**  
 営業しようとする建設業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解  
 8 3 2 2 1  
 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50  
 変更前

「1」又は「2」を記入  
 1：一般建設業許可を申請する場合  
 2：特定建設業許可を申請する場合

般特新規、業種追加の場合は、  
 上段：般特新規後、業種追加後の内容を記入  
 下段：現在の許可を受けている内容を記入

（従たる営業所）

（該当なし） 従たる営業所がない場合、余白に「該当なし」と記入

フリガナ **ナガオカエイギョウシヨ**  
 従たる営業所の名称 **長岡営業所**  
 8 4 長 岡 営 業 所  
 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50  
 23 25

主たる営業所以外で建設業を営む営業所を記入（単なる打合せスペース等、建設工事に関する営業を行わない営業所は記入不要）

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 5 2 0 2 都道府県名 **新潟県** 市区町村名 **長岡市**  
 従たる営業所の所在地 8 6 四 郎 丸 町 1 7 3 - 2  
 23 25 30 35 40  
 郵便番号 8 7 9 4 0 - 0 8 6 5 電話番号 0 2 5 8 - 3 8 - 2 6 1 8  
 営業しようとする建設業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解  
 8 8 1  
 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50  
 変更前

当該営業所で営業しようとする建設業について、「1」又は「2」を記入  
 ※この例は『主たる営業所では「土木一式工事」「建築一式工事」「管工事」を営むが、従たる営業所では「管工事」のみ営む』場合の例です。

1. 一般  
 2. 特定

（従たる営業所）

フリガナ  
 従たる営業所の名称  
 8 4  
 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50  
 23 25

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名  
 従たる営業所の所在地 8 6  
 23 25 30 35 40  
 郵便番号 8 7 電話番号  
 10 15 20 25 30  
 営業しようとする建設業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解  
 8 8  
 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50  
 変更前

（1. 一般  
 2. 特定）

【記載例】営業所一覧表（更新）（別紙２（２））

別紙二（２）

「般特新規＋更新」「業種追加＋更新」「般特新規＋業種追加＋更新」の場合、「別紙２（１）」も併せて提出

（用紙A４）

営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営業主たる所	本店	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 025-285-5511	土、建	管
	長岡営業所	〒940-0865 長岡市四郎丸町173-2 0258-38-2618		管
従たる営業所				

各営業所の事実上の所在地情報を記入

各営業所で営業しようとする建設業の略号を記入（「業種追加＋更新」の場合は更新する業種のみ記入）

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

【記載例】 営業所技術者等一覧表（別紙4）

別紙四

営業所技術者等一覧表

※旧「専任技術者一覧表」

※この様式は、所属する技術者全員を記入するものではなく、営業所ごと（業種ごと）に配置する専任の技術者について記入してください。  
 ※業種追加の場合も、追加する技術者を含めて全ての専任の技術者を記入してください（申請や届出の区分に関わらず、この様式は全ての専任の技術者について記入してください）。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	サダシゲ 四郎	土-9 建-9 管-7	13 20 29
長岡営業所	カシワザキ コロウ 柏崎 五郎	管-4	02

別紙2「営業所一覧表」に記載した営業所順に記入（1人が複数の建設工事の種類を兼任することも可能）  
 ※当該様式に記載されている営業所技術者等は、例外規定による場合を除き、専任を要する工事現場の主任技術者等になれませんので注意してください。

「有資格コード一覧表」を参考に、該当する番号を記入  
 ※担当業種、有資格区分を変更する場合は変更届が必要です（例：有資格区分を二級建築士から一級建築士に変更する場合、等）

(参考)  
 「建設工事の種類」に記入する番号は、以下のとおり区分されています。

【一般建設業の場合】  
 「1」：法第7条第2項イ該当      「4」：法第7条第2項ロ該当      「7」：法第7条第2項ハ該当

【特定建設業の場合】  
 「2」：法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当      「3」：法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)  
 「5」：法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当      「6」：法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)  
 「8」：法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当      「9」：法第15条第2号イ該当

## 【記載例】工事経歴書（様式第2号）

※以下を参考に作成してください。

### 工事経歴書

- ・新規、般・特新規、業種追加の場合…新たに許可を申請する業種ごとに作成する。
- ・毎事業年度終了後の変更届出書（11条）…許可を受けている業種ごとに全て作成する。

### 工事経歴書の作成上の注意事項

- ・申請又は届出する日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事について作成する。
- ・新規申請等で決算期を迎えていない場合、建設工事の種類ごとに「実績なし」と記入する。
- ・工事の実績がない場合は、建設工事の種類ごとに「実績なし」と記入する。
- ・「建設業種区分と具体的工事の例示」を参照し、計上業種を十分に確認する。特に、専門工事に区分すべき工事を一式工事として記入しないよう留意する。
- ・1件の請負契約を分割して、複数の建設工事の経歴としてはならない。1契約は1業種にすべて計上する。
- ・除雪、除草、清掃、剪定、点検等の業務は建設工事にあたらないため、工事経歴書には記入しない。（「建設工事に該当しない業務」についてはP8を参照）
- ・許可のない業種に該当する実績は、様式第3号の「その他の建設工事の施工金額」に計上する。
- ・「工事名」の欄は、工事の場所・内容が分かるよう具体的に記入する。ただし、個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること（例 注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等）。
- ・商号（屋号）名、店舗、建物、施設の名称（ビル名等）は、個人名ではないのでそのまま記入する。
- ・工事が複数年にまたがり、単年度の工事進行基準が適用される工事は、当該年度の金額を（ ）書きで上段に、全体の契約額を下段に記入する。
- ・「配置技術者（主任技術者・監理技術者）」について、建設業の許可を受けている建設業者は、元請、下請にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる者として、工事現場に必ず主任技術者を配置しなければなりません。また、発注者から直接工事を請け負い、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請契約（複数ある場合はその総額）する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければなりません。
- ・「工期」の記入誤りが多いので、十分に確認すること。
- ・「小計」欄には、ページごとに記入した工事の件数および完工高の合計を記入する。なお、「その他」としてまとめて記入した工事は、「小計」に含めない。
- ・「合計欄」の件数及び金額には、本工事経歴書に記入したものの合計ではなく、直前決算期における建設工事の種類ごとの件数及び金額を記入する。また、「合計欄」の金額は、直前3年の各事業年度における工事施工金額の各建設工事の金額と一致する。

※実績のない建設工事の種類が複数ある時は、工事経歴書を1枚にまとめることも可

(建設工事の種類)		塗、水、解 工事 (税込・税抜)		配置技術者		請負代金の額		工 期		
注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市 区 町 村 名	氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別 (該当箇所には印を記載)		うち、 (注) ・法面監理 ・縦断上段	普工年月日	完成又は 完成予定年月
						主任技術者	監理技術者			
			実績なし						令和 年 月	令和 年 月
									令和 年 月	令和 年 月
小計						件	千円	千円	うち 元請工事 千円	千円
合計						件	千円	千円	うち 元請工事 千円	千円

## 【記載例】工事経歴書（様式第2号）

### 経営事項審査を申請する場合

下記を参考に消費税抜で作成する。免税事業者は、財務諸表に合わせて税込で作成する。

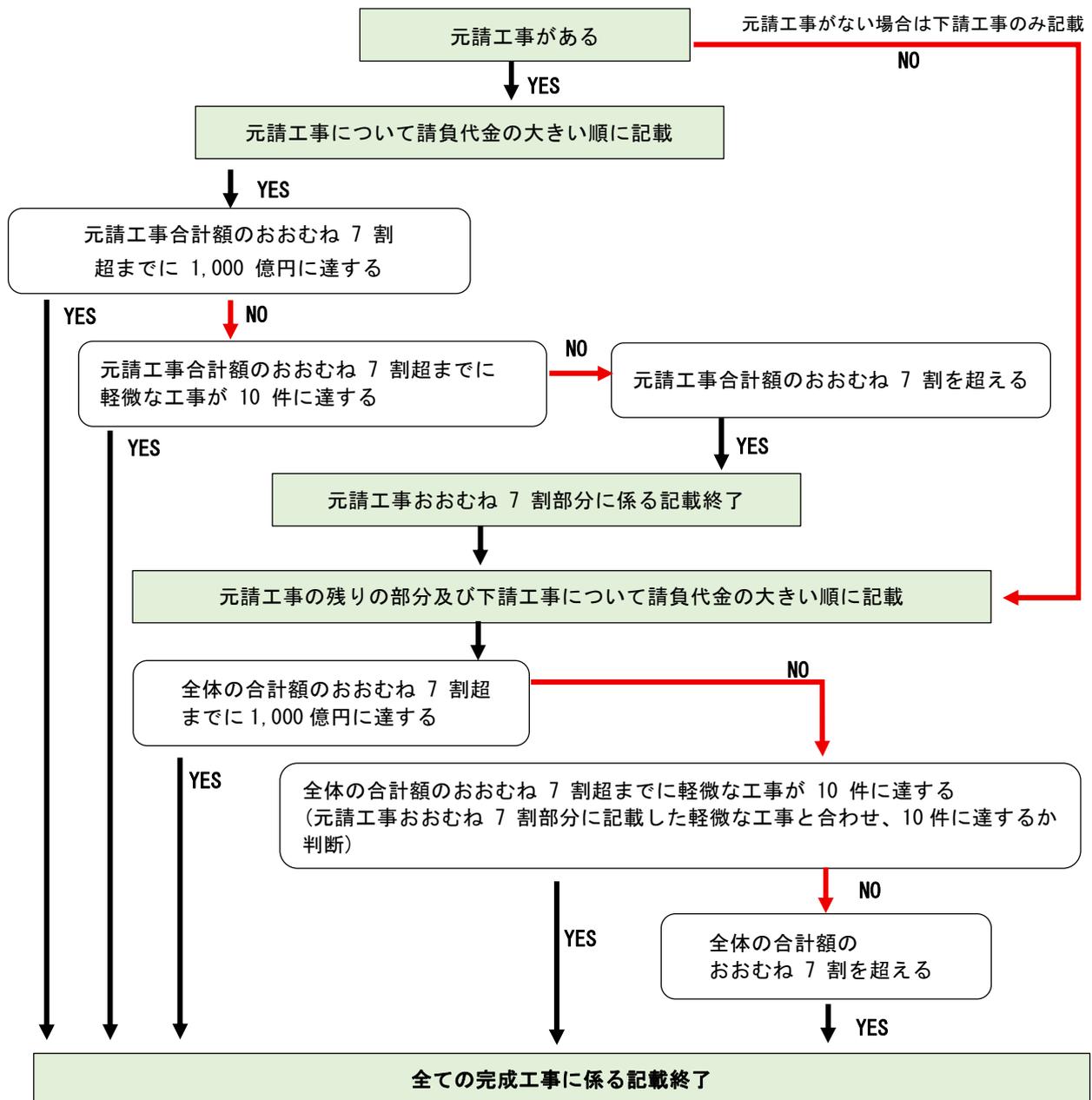
①「元請工事に係る完成工事」を、請負代金の大きい順に、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記入する。

②続けて、「残りの元請工事と下請工事に係る完成工事」を、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記入する。

※①、②において、請負額が1,000億円又は軽微な工事（税込500万円（建築一式工事は税込1,500万円）未満）が10件を超えた時点で記入終了

※大きい金額の下請工事があったとしても、必ず元請工事から記入する。

※除雪、除草、清掃、剪定、点検等の業務は建設工事にあたらないため、工事経歴書には記入しない。（「建設工事に該当しない業務」についてはP8を参照）



# 【記載例】工事経歴書（様式第2号）

## 経営事項審査を申請する場合

共同企業体（JV）として行った工事には「JV」と記入  
業種毎に作成  
該当するものを○で囲む

(建設工事の種類)		管		工事		(税込・税抜)		配置技術者		請負代金の額		工期	
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載）		うち、 ・PC ・法面処理 ・掘削上部	着工年月日	完成又は完成予定年月			
A	元請		A邸厨房設備工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ		4,500千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月			
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ		4,200千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月			
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ		4,000千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月			
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ		2,500千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月			
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ		2,000千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月			
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ		1,900千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月			
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ		1,800千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月			
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ		1,700千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月			
小計								10	30,900千円	千円	うち 元請工事 14,500千円		
合計								52	70,000千円	千円	うち 元請工事 17,500千円		

個人の氏名が特定されないよう記入に注意  
工事名は場所、内容を具体的に記入  
例 注文者「A」、工事名「A邸\* \*工事」等

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ印を記入

新潟市の場合は、区まで記入

「小計」欄は、ページごとに記入した工事の件数及び完工高の額の合計を記入  
「その他」としてまとめて記入した工事は、「小計」に含めない。

元請工事の完工高を記入

「合計」欄は、当該業種に関わる合計を記入。直前3年の各事業年度における工事施工金額の各建設工事の金額と一致する。  
1業種が複数ページになる場合は、最終ページのみ記入

## 経営事項審査を申請しない場合

- ① 元請工事・下請工事を問わず、請負代金の大きい順から記入
- ② 年間完成工事高の5割を超えるまで、又は10件までのどちらか少ない件数を記入  
※除雪、除草、清掃、剪定、点検等の業務は建設工事にあたらないため、工事経歴書には記入しない。（「建設工事に該当しない業務」についてはP8を参照）

業種毎に作成  
該当するものを○で囲む

(建設工事の種類)		管		工事		(税込・税抜)		配置技術者		請負代金の額		工期	
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載）		うち、 ・PC ・法面処理 ・掘削上部	着工年月日	完成又は完成予定年月			
A	下請		A邸厨房設備工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ		1,000千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月			
〇〇〇〇	下請		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ		500千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月			
小計								4	6,500千円	千円	うち 元請工事 6,000千円		
合計								10	12,100千円	千円	うち 元請工事 6,000千円		

新潟市の場合は、区まで記入

個人の氏名が特定されないよう記入に注意  
工事名は場所、内容を具体的に記入  
例 注文者「A」、工事名「A邸\* \*工事」等

「小計」欄は、ページごとに記入した工事の件数及び完工高の額の合計を記入  
「その他」としてまとめて記入した工事は、「小計」に含めない。

元請工事の完工高を記入

「合計」欄は、当該業種に関わる合計を記入。直前3年の各事業年度における工事施工金額の各建設工事の金額と一致する。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合又は完成工事及び未成工事。以下同じ。）については、完成工事から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事及び未成工事（以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

- 4 主な完成工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 下請工事については、「注文者」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事高について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）欄に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」の欄を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

【記載例】直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）

様式第3号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

工事経歴書と一致

（用紙A4）

許可を受けている全ての業種について記入  
※実績がない業種も金額を「0」として記入してください。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	管工事		
第10期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	元請	公共	0	0	0	0	0
		民間	5,000	5,000	1,000	1,000	12,000
	下請		2,000	0	1,000	1,000	4,000
	計		7,000	5,000	2,000	2,000	16,000
第11期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	元請	公共	0	0	0	0	0
		民間	10,000	10,000	0	500	20,500
	下請		4,000	0	2,000	0	6,000
	計		14,000	10,000	2,000	500	26,500
第12期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	元請	公共	0	0	0	0	0
		民間	33,000	17,500	0	0	50,500
	下請		2,000	52,500	32,000	0	86,500
	計		35,000	70,000	32,000	0	137,000
	元請	公共					
	元請	民間					
	下請						
	計						

直前の決算期から起算して過去3年間分を記入  
※過去3年間で決算期を変更した場合は、記入する事業年度は4期に渡る場合があります。

各業種の工事経歴書の合計額と一致

許可を有しない建設工事の施工金額の合計を記入

損益計算書の「完成工事高」と一致

【その他記入上のルール】  
・業種追加、般特新規の場合、追加する業種についての実績を記入し、それ以外の業種（既に許可を受けている業種）については「その他の建設工事の施工金額」欄にまとめて記入すること。  
・許可を受けている業種が5業種以上の場合は、複数ページに分けて記入すること。このとき、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」欄は、最終ページのみに記入すること。

【記載例】使用人数（様式第4号）

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

※「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む）をいいます。

(用紙A4)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	2人	10人	2人	14人
長岡営業所	1人	2人	1人	4人
各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件を満たす者の数を記入		各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件を満たさない者の数を記入		
許可申請の場合は「当該申請をする日」、決算変更届の場合は「当該事業年度の終了の日」において建設業に従事している使用人数を記入 ※兼業であるリース業、不動産賃貸業等に専任している方は使用人数に含みません。				
合計	3人	12人	3人	18人

合計も忘れずに記入

【記載例】誓約書（様式第6号）

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

※許可後に欠格事由に該当することが判明した場合は許可取消しとなるため、誓約書を作成するにあたり、建設業法第8条の各号に該当しないことを必ず確認してください。 用紙A 4)

誓 約 書

{ 申請者  
譲受人  
合併存続法人  
分割承継法人 }、 { 申請者  
譲受人  
合併存続法人  
分割承継法人 } の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者  
譲受人  
合併存続法人  
分割承継法人

**新潟市中央区新光町4-1  
新潟県庁建設（株）  
代表取締役 新潟 太郎**

地方整備局長  
北海道開発局長  
新潟県知事 殿

※法人の場合は法人の代表者、個人の場合は事業主が誓約してください。

記載要領

{ 申請者  
譲受人  
合併存続法人  
分割承継法人 }、 「 申請者  
譲受人  
合併存続法人  
分割承継法人 」 「 地方整備局長  
北海道開発局長  
知事 」 については不要なものを消すこと

【記載例】 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）

様式第七号（第三条関係）

（用紙A4）

※この様式は「経營業務の管理責任者」についてのみ作成してください。なお、経營業務の管理責任者以外の役員等については、様式第12号の作成が必要です。

00002

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1)～(3)の説明については手引きP12以降参照

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ(1)に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 **代表取締役**  
 経験年数 **平成25年1月から令和7年3月まで 満12年2月**  
 証明者と被証明者との関係 **役員**  
 備考 **平成25年1月から令和2年3月まで 取締役  
令和2年4月から令和7年3月まで 代表取締役**

証明者は原則、証明しようとする期間、被証明者が在職していた法人の代表者又は個人の事業主（証明者ごとに作成）  
 ※上記以外の場合は、使用者又は被証明者と同等以上の役職の者としてください。ただし、これらの者から証明を得られない正当な理由がある場合、「備考」欄にその理由を記入し、被証明者の経験を証明し得る他の者を証明者としてください（被証明者による自己証明も含む）。

新潟市中央区新光町4-1  
 新潟県庁建設（株）  
 代表取締役 新潟 太郎

(2) 下記の者は、許可申請者 { 常勤の役員 } 本 大 { (1) } で第7条第1号イ(2)に該当する者であることに相違ありません。

地方整備局長  
 北海道開発局長  
 新潟県知事

「1」：新規、許可換え新規、承継認可の場合  
 「2」：常勤役員等の変更を行う場合  
 「3」：その他の申請の場合

新潟市中央区新光町4-1  
 新潟県庁建設（株）  
 代表取締役 新潟 太郎

申請又は届出の区分 171 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣コード 3  
 許可番号 18 国土交通大臣 許可（一般）第 5 号 令和 年 月 日

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 19 十ガ 姓の最初から2字記入  
 氏名 20 長岡 次郎 生年月日 S30年01月02日  
 住所 新潟市中央区新光町4-3 本人の住所を記入（記入漏れが多いため注意）  
 ※営業所の所在地ではありません。

◎【変更前】

変更の場合のみ、変更前の常勤役員等を記入

氏名 21 生年月日 年 月 日

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」の記入方法等について  
 【建設業法施行規則第7条第1号イ（1）に該当する場合の例】

- 各項目について、以下を参考に記入してください。
- 添付が必要な確認資料の詳細については、「Ⅷ 確認資料等」をご確認ください。

第7号様式の項目	ケース	申請者（届出者）が個人事業主の場合		申請者（届出者）が法人の場合		
		①自らの事業主経験で証明する場合	②法人の役員等の経験で証明する場合	③自社での役員等の経験で証明する場合	④他社での役員等の経験で証明する場合	⑤個人事業主であった経験で証明する場合
(1)	役職名等	事業主	当該法人での役職名（取締役、等）	(代表) 取締役	当該他社法人での役職名（取締役、等）	元事業主
	証明者と被証明者との関係	本人	元役員	役員	元役員	本人
	備考	・証明しようとする法人（事業主）が建設業許可業者の場合は、「許可番号」「許可年月日」「許可業種」を記入 ・証明しようとする法人（事業主）で、役職名が変更になった場合は、就任の「日付」と「役職名」を記入（例） 平成29年4月1日取締役、令和2年4月1日代表取締役				
	証明者	事業主	当該法人の代表者	法人の代表者	当該他社法人の代表者	元事業主
(2)	申請者・届出者	事業主	事業主	法人の代表者	法人の代表者	法人の代表者
	役職等	「本人」	「本人」	「の常勤の役員」	「の常勤の役員」	「の常勤の役員」

<添付が必要な確認書類> **更新、業種追加、般特新規の場合は不要です。**

建設業を営んでいたことを確認する資料（5年分）	① 証明期間において、建設業許可を有していた場合 建設業許可通知書又は受付印の押印された建設業許可申請書等（新潟県知事許可は省略可） ② 証明期間において、建設業許可を有していなかった場合 証明期間分の建設業に関する「5年分の工事請負契約書等の写し」等 ③ 大臣認定の場合 認定証の写し					
経營業務を管理していた経験を確認する資料	5年分の確定申告書（第一表及び第二表）の写し、又は5年分の所得稅青色申告決算書の写し	当該法人の登記事項証明書（5年以上の役員経験が確認できるもの） ※履歴事項全部証明書で証明する期間の始期が確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書が必要	登記事項証明書（5年以上の役員経験が確認できるもの） ※履歴事項全部証明書で証明する期間の始期が確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書が必要	当該法人の登記事項証明書（5年以上の役員経験が確認できるもの） ※履歴事項全部証明書で証明する期間の始期が確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書が必要	当該事業主の5年分の確定申告書（第一表及び第二表）の写し、又は5年分の所得稅青色申告決算書の写し	
留意事項	・「5年分の工事請負契約書等の写し」とは、1年1件、計5件分を指します。このとき、当該「5年分」は証明期間に含まれる年数としてください。 ・個人事業主での経験の場合、「建設業を営んでいたことを確認する資料」と「経營業務を管理していた経験を確認する資料」の年数は一致させてください（前者が令和2年から令和6年のものであるとき、後者もその年のものを提出してください）。					

「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」の記入方法等について  
**【建設業法施行規則第7条第1号イ（3）に該当する場合の例】**

- ※ 建設業法施行規則第7条第1号イ（2）に該当する場合については、別途ご相談ください。
- 各項目について、以下を参考に記入してください。
- 添付が必要な確認資料の詳細については、「Ⅷ 確認資料等」をご確認ください。

ケース 第7号様式 の項目	申請者（届出者）が個人事業主の場合			申請者（届出者）が法人の場合		
	①専従者であったときの 経験で証明する場合	②法人での経營業務管 理責任者の補佐経験で 証明する場合	③自社での経營業務管 理責任者の補佐経験で 証明する場合	④他社での経營業務管 理責任者の補佐経験で 証明する場合	⑤個人事業主の専従者 であったときの経験で 証明する場合	
役職名等	専従者	当該法人での 役職名 (○○部長、等)	自社での役職名 (○○部長、等)	当該他社法人での 役職名 (○○部長、等)	専従者	
証明者と 被証明者 との関係	元専従者	元従業員	従業員	元従業員	元専従者	
(1) 備考	・証明しようとする法人（事業主）が建設業許可業者の場合は、「許可番号」「許可年月日」「許可業種」を記入 ・証明しようとする法人（事業主）で、役職名が変更になった場合は、就任の「日付」と「役職名」を記入（例）平成29年4月1日取締役、令和2年4月1日代表取締役					
証明者	専従者であったときの 個人事業主	当該法人の代表者	法人の代表者	当該他社法人の 代表者	専従者であったときの 個人事業主	
(2) 申請者・ 届出者	事業主	事業主	法人の代表者	法人の代表者	法人の代表者	
役職等	「本人」	「本人」	「の常勤の役員」	「の常勤の役員」	「の常勤の役員」	

<添付が必要な確認書類> **更新、業種追加、般特新規の場合は不要です。**

建設業を営んでいた ことを確認する資料 (6年分)	① 証明期間において、建設業許可を有していた場合 建設業許可通知書又は受付印の押印された建設業許可申請書等（新潟県知事許可は省略可） ② 証明期間において、建設業許可を有していなかった場合 証明期間分の建設業に関する「6年分の工事請負契約書等の写し」等 ③ 大臣認定の場合 認定証の写し				
経營業務管理責任者 に準ずる地位にあっ たことを確認する資料 (6年分)	専従者だった期間の個人 事業主の6年分の確定 申告書（第一表及び 第二表）の写し（事業 専従者に被証明者の氏 名の記載があるものに 限る）	当該法人の組織図 ※証明対象期間の組織 図が必要。証明期間中 に組織改編が生じた場 合は、各時点の組織図 が必要。	自社の組織図 ※証明対象期間の組織 図が必要。証明期間中 に組織改編が生じた場 合は、各時点の組織図 が必要。	当該他社法人の組織図 ※証明対象期間の組織 図が必要。証明期間中 に組織改編が生じた場 合は、各時点の組織図 が必要。	専従者だった期間の個人 事業主の6年分の確定 申告書（第一表及び 第二表）の写し（事業 専従者に被証明者の氏 名の記載があるものに 限る）
経營業務管理責任者 を補佐していたこと を確認する資料 ※経營業務全般につ いて従事した経験が あることがわかるも のが必要	不要	当該法人の業務分掌規 定等、業務内容と権限 が確認できる資料	自社の業務分掌規定 等、業務内容と権限が 確認できる資料	当該他社法人の業務分 掌規定等、業務内容と 権限が確認できる資料	不要
留意事項	・「6年分の工事請負契約書等の写し」とは、1年1件、計6件分を指します。このとき、当該「6年分」は証明期間 に含まれる年数としてください。 ・各確認資料の年数は一致させてください（例えば、「建設業を営んでいたことを確認する資料」が令和2年から令和 7年のものであるとき、その他の確認資料もその年のものを提出してください）。 ・組織図上、経營業務管理責任者（取締役）に次ぐ順位であることがわからない場合は「準ずる地位」にあるとは認め られません。 ・業務分掌規程等により、経營業務全般について経營業務管理責任者を補佐した経験があると判断できない場合は、経 營業務管理責任者を補佐していた経験があるとは認められません（例えば、『「工事部長」という立場で技術者の配置 等について経營業務管理責任者を補佐していたが、職責上同じ地位にある「総務部長」が建設工事の施工に必要とされ る資金の調達等について補佐していた』場合、当該「工事部長」は経營業務全般について補佐していた経験があると認 められません）。				

【記載例】常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙）

別紙

(用紙A4)

※この様式は「経營業務の管理責任者」についてのみ作成してください。なお、経營業務の管理責任者以外の役員等については、様式第12号の作成が必要です。

常勤役員等の略歴書

「登記されていないことの証明書」の住所と一致

現住所	新潟市中央区新光町4-3		
氏名	長岡 次郎	生年月日	昭和30年 1月 2日生
職名	代表取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 昭和49年 4月 1日 至 年 月 日	新潟県庁建設(株) 入社	
	自 平成25年 1月 1日 至 令和2年 3月 31日	新潟県庁建設(株) 取締役	
	自 令和2年 4月 1日 至 年 月 日	新潟県庁建設(株) 代表取締役 現在に至る	
	自 年 月 日 至 年 月 日	「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)」の内容との整合性を確認	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容
		なし	
		申請日より過去10年以内に受けた建設業の行政処分、及び行政罰、その他の賞罰も記入(該当がない場合は「なし」と記入)	
罰		代表者の氏名ではなく、常勤役員等(経營業務の管理責任者)本人の氏名を記入 ※代表者が経營業務の管理責任者を兼ねる場合は、代表者の氏名となります。	
上記のとおり相違ありません。			
	令和 〇 年 〇 月 〇 日	氏名	長岡 次郎

学校卒業後、現在に至るまでの職歴を記入(建設業に関する職歴は全て記入)

「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)」の内容との整合性を確認

申請日より過去10年以内に受けた建設業の行政処分、及び行政罰、その他の賞罰も記入(該当がない場合は「なし」と記入)

代表者の氏名ではなく、常勤役員等(経營業務の管理責任者)本人の氏名を記入  
※代表者が経營業務の管理責任者を兼ねる場合は、代表者の氏名となります。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。



※第三面（労務管理の業務経験を有する者）、第四面（業務運営の業務経験を有する者）は、1人が複数の経験を有し、各業務経験の補佐する者を兼ねる場合でも、第二面に準じて、同様に作成して提出してください。

(用紙A4)

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

「財務管理」「労務管理」「業務運営」の経験について、1人が複数の経験を有する場合、各業務経験の補佐する者を兼ねることが可能

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
新潟県知事 殿

申請者  
届出者

新潟市中央区新光町4-1  
新潟県庁建設(株)  
代表取締役 新潟 太郎

役職名等

財務部長

経験年数

令和2年 1月から 令和7年 3月まで 満 5年 2月

証明者と被証明者との関係

社員

備考

「1」：新規、許可換え新規、承継認可の場合  
「2」：直接に補佐する者の変更を行う場合  
「3」：更新の場合

※第一面の常勤役員等を「直接に補佐する者」として、当該常勤役員等に次ぐ職制上の地位ある者でなければなりません（一般の従業員と変わらない立場である場合は、「直接に補佐する者」には該当しません）。

申請又は届出の区分

2 2 1

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日

令和 年 月 日

※以降については、様式第7号の記載例に準じて作成してください。

大臣コード  
知事

許可番号

2 3 3

国土交通大臣許可(一般- ) 第 5 10 号

許可年月日

令和 11 13 15 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

2 4 ショ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

2 5 上越花子

生年月日 13 14 16 18 S 4 0 年 0 4 月 0 1 日

住所

新潟市中央区新光町4-4

◎【変更前】

氏名

2 6

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 16 18

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

【記載例】常勤役員等の略歴書（様式第7号の2別紙1）

別紙一 ※この様式は、「経營業務の管理責任者を直接に補佐する者」を設置する場合の「経營業務の管理責任者」について作成してください。（用紙A4）

常勤役員等の略歴書

現住所	新潟市中央区新光町4-4		
氏名	長岡 太郎	生年月日	昭和30年 1月 2日生
職名	取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 昭和52年 4月 1日	新潟県庁建設(株) 入社	
	至 年 月 日		
	自 令和2年 1月 1日	新潟県庁建設(株) 取締役 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日	※ロ(1) 該当で申請する場合、建設業における2年以上の役員等経験のほか、役員等に次ぐ職制上の地位にあつて財務管理、労務管理又は業務運営の管理経験が分かるように記入してください。	
	自 年 月 日		
	自 年 月 日	※以降については、様式第7号別紙の記載例に準じて作成してください。	
	自 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
自 年 月 日			
至 年 月 日			
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		氏名 長岡 太郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

【記載例】常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号の2別紙2）

別紙二

※この様式は、「経營業務の管理責任者を直接に補佐する者」を設置する場合の「補佐する者」について作成してください。

(用紙A4)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	新潟市中央区新光町4-4		
氏名	上越 花子	生年月日	昭和40年 4月 1日生
職名	財務部長		
職歴	期	間	従事した職務内容
	自	昭和62年 4月 1日	新潟県庁建設(株) 入社
	至	年 月 日	
	自	令和2年 1月 1日	新潟県庁建設(株) 財務部長 現在に至る
	至	年 月 日	
	自	年 月 日	<p>申請者での財務管理、労務管理、業務運営に関する経歴を記入</p> <p>※財務管理、労務管理又は業務運営のいずれかの管理経験であるかが分かるように、必ず役職名を記入し、その右側に「財務 ○年○月」と経験年数を付記してください。なお、財務管理、労務管理、業務運営の業務経験を同時に経験した職である場合は、経験年数は重複して計上可能です（その場合、「財務・労務 ○年○月」と付記してください）。</p> <p>※以降については、様式第7号別紙の記載例に準じて作成してください。</p>
	自	年 月 日	
	自	年 月 日	
	自	年 月 日	
	自	年 月 日	
	自	年 月 日	
	自	年 月 日	
	自	年 月 日	
	自	年 月 日	
	自	年 月 日	
自	年 月 日		
自	年 月 日		
自	年 月 日		
自	年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		氏名	上越 花子

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

【記載例】健康保険等の加入状況（様式第7号の3）

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）

（用紙A4）

健康保険等の加入状況

(1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。

(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
新潟県知事 殿

該当する方に○  
(1) : 新規、許可換え新規、般特新規、更新、業種追加  
(2) : 変更

申請者  
届出者  
新潟県新潟市中央区新光町4-1  
新潟県庁建設株式会社  
代表取締役 新潟太郎

新規の場合は記入不要

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 許可（般特）第 \_\_\_\_\_ 号 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	20人 (3人)	1	1	1	健康保険	99アイウ99999
					厚生年金保険	99アイウ99999
					雇用保険	153*****
長岡営業所	10人 (0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	( ) 人				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	30人 (3人)					

1 : 加入  
2 : 適用除外（建業国保等に加入の場合、又は個人事業主で従業員が4人以下の場合等）  
3 : 一括適用の承認又は継続事業の一括の認可  
※詳細は次ページの表を参照ください。

法人にあっては非常勤を含む役員等、個人にあっては事業主を含めてすべての従業員数（建設業以外に従事する者を含む）を記入  
※（ ）内には、役員（代表者や非常勤役員も含む）又は個人事業主（同居親族である従業員も含む）、短時間勤務の従業員等、適用除外となる人数を記入してください。

合計も忘れずに記入

【健康保険、厚生年金保険】  
事業所整理記号及び事業所番号を記入  
【雇用保険】  
労働保険番号を記入（労災保険ではないため要注意）

※協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入しているときは、健康保険と厚生年金保険の欄は同一の記号・番号となります。  
※協会けんぽ以外の健康保険組合に加入している場合は、健康保険の欄は当該保険組合の名称を記入してください。(例)新潟県建業国民健康保険組合  
※支店等において、一括適用の承認又は認可を得ている支店等の場合（加入状況が「3」の場合、「本店一括」と記入してください。  
※各種保険について、その加入を確認できる資料の提出が必要です。詳細は「Ⅷ 確認資料等」をご確認ください。

様式第7号の3の「保険の加入状況」の記入パターン例

雇用状況等	社会保険		雇用保険	備 考
	健康保険	厚生年金保険		
個人事業所 (従業員が4人以下)				
事業主及び同居親族のみの場合	2	2	2	同居親族の雇用形態により雇用保険への加入が必要となる場合があります。
事業主、同居親族以外に従業員がいる場合	2	2	1	
個人事業所 (従業員が5人以上)				
従業員を雇用する場合	1	1	1	
国民健康保険組合に加入し、適用除外の承認を受けている場合	2	1	1	健康保険のみ適用除外となるため、厚生年金には加入しなければなりません。
法人				
従業員を雇用する場合	1	1	1	健康保険は、協会けんぽ又は健康保険組合等に加入が必要です。
役員のほか、同居親族のみの場合	1	1	2	
雇用保険加入対象外の従業員のみを雇用する場合	1	1	2	
国民健康保険組合に加入し、適用除外の承認を受けている場合	2	1	1	
役員のみ（役員報酬あり）の場合	1	1	2	
役員のみ（役員報酬なし）の場合	2	2	2	

【参考】

- 健康保険組合（健康保健の加入状況欄の数字は「1」になります）  
 全国健康保険協会（協会けんぽ）、日本金型工業健康保険組合など同種・同業の事業所が集まって設立した健康保険組合をいいます。
- 国民健康保険組合（健康保険の加入状況欄の数字は「2」になります）  
 全国建設工事業国民健康保険組合、新潟県建築国民健康保険組合、全国左官タイル塗装業国民健康保険組合など建設業に従事する従業員等を組合員として組織された国民健康保険法上の公法人をいいます。
- 一括適用  
 本社・本店で人事、給与等が集中的に管理されており、事業主が同一である等、一定の基準を満たす場合には、厚生労働大臣の承認を受け、本社・本店について支社・営業所等を含めた一つの適用事業所とすることができます。この場合、各支社・営業所等の加入状況欄には「3」を記入し、「事業所整理番号等」欄には「本社一括」などと記入してください。
- 加入に関する確認  
 社会保険に関しては年金事務所に、雇用保険に関してはハローワークに確認してください。
- 適用除外  
 従業員であっても、雇用形態によっては社会保険及び雇用保険の適用除外となる場合がありますので、適用の可否については上記4に記載の各機関に確認してください。

【記載例】 営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）

新規、許可換え新規、新たに営業所技術者を追加して業種追加する場合【区分1】

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)

00003

(1) に○

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を削除  
(両方に該当する場合は削除不要)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
新潟県知事 殿

申請者  
届出者  
新潟市中央区新光町4-1  
新潟県庁建設(株)  
代表取締役 新潟 水部

区分 項番 6 1 1 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード

許可番号 6 2 3 3 国土交通大臣 新潟県知事 許可(一般)第 5 6 7 8 9 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

新規の場合は不要

許可年月日

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) サド シロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 サド 佐 渡 四 郎 生年月日 S 40 年 01 月 04 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 9 9 7

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 1 3 2 0 2 9

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 記入不要

営業所技術者等住所 新潟市中央区新光町4-5 営業所の名称(旧所属) 本店

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) カシワザキ コロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 カシ 柏 崎 五 郎 生年月日 S 40 年 01 月 05 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 0 2

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等住所 長岡市四郎丸町173-1 営業所の名称(旧所属) 長岡営業所

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 生年月日 年 月 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等住所 営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属)

【記載例】 営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）

既に営業所技術者である者での般特新規、業種追加の場合【区分1】

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)

00003

(1) に○

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、  
 (2) 下記のとおり、

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を削除  
 (両方に該当する場合は削除不要)

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長  
 北海道開発局長  
 新潟県知事

新潟市中央区新光町4-9  
 (株)新潟県庁工業  
 代表取締役 新潟 三郎

申請者 届出者

区 分 項番 3 6 1 1 ( 1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更 )

大臣 知事 コード

許可年月日 11 13 15 令和 03 年 10 月 01 日

許可番号 6 2 1 5 国土交通大臣 新潟県知事 許可(般特)第 9999999 号

① 一般建設業の一部業種を特定建設業へ切り替える場合(般特新規)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) ムラカミ カズオ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 3 5 10 15 18 20 生年月日 S 40 年 01 月 05 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類 7 7

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8 6 5 3 7 3 0

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 記入不要

営業所技術者等の住所 新潟市中央区新光町4-5

営業所の名称 (旧所属) 本店 両方記入

営業所の名称 (新所属) 本店

「有資格コード一覧表」を参考に、該当する番号を記入  
 ※営業所技術者等一覧表(様式第1号別紙四)と同じ番号になります。

② 他業種を追加する場合

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) セキカワ カズコ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 3 5 10 15 18 20 生年月日 S 40 年 01 月 06 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類 7 7

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8 6 5 3 8 2 9

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 新潟市中央区新光町4-6

営業所の名称 (旧所属) 本店

営業所の名称 (新所属) 本店





【記載例】 営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）

営業所技術者等の交替に伴う削除【区分4】

様式第八号（第三条関係）

※営業所技術者を交替、改姓・改名する場合は、「営業所技術者等の追加【区分3】」の証明書も必要です。

(用紙A4)

00003

削除の場合は(2)に○

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、  
 (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を削除  
 (両方に該当する場合は削除不要)

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長  
 北海道開発局長  
 新潟県知事 殿

申請者  
 届出者  
 新潟市中央区新光町4-9  
 (株)新潟県庁工業  
 代表取締役 新潟 三郎

区分 項番 6 1 4 ( 1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更 )

大臣 コード 知事

許可番号 6 2 1 5 国土交通大臣 新潟県知事 許可 ( 一般特 〇 3 ) 第 1 1 1 1 1 1 号 許可年月日 令和 0 4 年 1 0 月 0 1 日

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) ムラカミ カズオ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 3 5 10 15 18 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95

氏名 6 3 3 5 10 15 18 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95

生年月日 5 4 0 1 0 5 日

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類 7

有資格区分 6 5 3 8 2 7

変更、追加又は削除の年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日 削除日も忘れずに記入

営業所の名称 (旧所属) 本店

営業所技術者等の住所 新潟市中央区新光町4-5

営業所の名称 (新所属) (旧所属)にのみ記入

※注意！  
 営業所技術者等の削除により当該業種の有資格者が他にいない場合、その業種は「廃業」となります。この場合は「様式第8号」ではなく「様式第22号の3」の届出書が必要となる他、「様式第22号の4」の廃業届の提出が必要です。

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 3 5 10 15 18 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95

氏名 6 3 3 5 10 15 18 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95

生年月日 〇 〇 〇 〇 〇 〇 日

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所の名称 (旧所属)

営業所技術者等の住所

営業所の名称 (新所属)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 3 5 10 15 18 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95

氏名 6 3 3 5 10 15 18 20 25 30 35 40 45 50 55 60 65 70 75 80 85 90 95

生年月日 〇 〇 〇 〇 〇 〇 日

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所の名称 (旧所属)

営業所技術者等の住所

営業所の名称 (新所属)

【記載例】 営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）

営業所技術者等が置かれる営業所のみ変更【区分5】

様式第八号（第三条関係）

※現在担当している建設業の種類はそのまま、配置する営業所のみを変更する場合に提出するものです。

(用紙A4)

00003

(1) に○

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を削除（両方に該当する場合は削除不要）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
新潟県知事 殿

申請者  
届出者  
新潟市中央区新光町4-1  
新潟県庁建設(株)  
代表取締役 新潟 太郎

区分 項番 6 1 5 ( 1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更 )

大臣 コード 知事

許可番号 6 2 1 5 国土交通大臣 新潟県知事 許可(一般-03) 第 9 9 9 9 9 号 許可年月日 令和 03 年 10 月 01 日

記

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) イトイガワ ロクロウ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 サド 佐 渡 四 郎 生年月日 15 18 20 S 4 0 年 0 1 月 0 4 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 9 9 7 現在担当している建設工事の種類 9 9 7

有資格区分 6 5 1 3 2 0 2 9

変更、追加又は削除の年月日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 変更日も忘れずに記入

営業所技術者等の住所 新潟市中央区新光町4-5

営業所の名称 (旧所属) 本店 両方記入

営業所の名称 (新所属) 長岡営業所

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 生年月日 15 18 20 年 月 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 生年月日 15 18 20 年 月 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

【記載例】実務経験証明書（様式第9号）

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

忘れずに記入

実務経験証明書

下記の者は、**管** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

証明者は、被証明者を雇用していた法人の代表者又は個人の事業主  
 ※法人で破産等により証明を受けられない場合は、経験を積んだ会社における当時の取締役による証明も可能です。その場合は理由を記入の上、登記事項証明書等、当時取締役であったことの確認資料を提出してください。

新潟市中央区新光町10-1  
 (株)新潟県組  
 証明者 代表取締役 新発田 太郎

申請者と使用者（証明者）と異なる場合は、許可番号及び許可年月日も記入

被証明者との関係

社員

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

実際に雇用されていた期間を記入

技術者の氏名	柏崎 五郎	生年月日	昭和40年1月5日	使用された期間	H1年4月から H19年3月まで	計上 月数
使用者の商号又は名称	(株)新潟県組					
職名	実務経験の内容	実務経験年数				
工事主任	〇〇邸浄化槽工事 他	H7年2月から H7年12月まで	10	証明する業種に関する工事のみ記入		
	〇〇会社給排水設備工事	H8年2月から H8年10月まで	8	《記入上のルール》		
	〇〇会社冷暖房設備工事 他	H9年1月から H9年12月まで	11	①1年間をとおして複数の工事に従事していた場合、主な工事を1つ記入し、その他の工事は「他」でまとめて1行に記入可		
	〇〇邸給湯設備工事 他	H10年1月から H10年10月まで	9	※1行に記入する期間は最長1年間とします。ただし、ひとつの工事で工期が複数年に渡る場合は1年を超えて記入可能です（このとき、工期を確認できる資料の提出が必要です）。		
"	〇〇会社工場給排水工事	H11年1月から H12年4月まで	15			
"	〇〇会社衛生設備工事 他	H12年6月から H12年12月まで	6	②各行における始まりの月は実務経験年数に計上しない		
"	〇〇会社冷凍冷蔵設備工事 他	H13年3月から H13年12月まで	9	※1行で計上できる最大月数は11カ月（ひとつの工事で工期が1年超となる場合は除く）となりますので、その上で10年（120カ月）に達するまで記入してください。		
工事係長	〇〇会社冷暖房設備工事	H14年3月から H14年12月まで	9			
"	〇〇会社空調設備工事	H14年8月から H14年11月まで	0	③実務経験年数は重複計上不可 ※同時期に複数の工事に従事していたとしても、期間を重複して実務経験年数とすることはできません。	上の行と期間が重複するため、この行は計上不可	
"	〇〇会社空気調和設備工事 他	H15年1月から H15年12月まで	11			
"	〇〇会社ダクト工事 他	H16年1月から H16年11月まで	10	④同一人物が過去に他業種において実務経験証明書を提出していた場合、その期間は除いて証明する		
"	〇〇邸ガス管配管工事 他	H17年1月から H17年12月まで	11	※ひとつの工事で複数業種の工事を経験していたとしても、過去に提出した他業種の実務経験証明書の証明期間とは重複できません。したがって、2業種で10年の実務経験を証明する場合、必要な経験年数は20年以上となります。		
"	〇〇会社衛生設備工事 他	H18年1月から H18年10月まで	9			
"	〇〇邸浄化槽工事	H18年11月から H19年3月まで	4			
※申請者における実務経験の場合、直近5年分（5年以下の年数の場合はその年数分）の各暦年で請け負った主たる工事1件（実務経験証明書に具体的工事名が記載されているものに限る）について、請け負ったことを証する書類を提出してください。 （例：請負契約書、代金の請求書等）						
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	合計 満 10年 2月					122

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載す
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載す

使用者と証明者が異なる場合の理由を記入  
 (例) 平成○年○月 会社解散のため  
 平成○年○月 事業主死亡のため 等

実務経験年数は上記②にあるとおり「初月不算入」として計上しますが、1年をとおして工事を受注していたことが確認できれば、初月不算入とせず12カ月として計上します。具体的には以下のようなケースが該当します。  
 工事Aの工期：令和3年12月1日～令和4年5月31日  
 工事Bの工期：令和4年4月1日～令和4年11月30日  
 工事Cの工期：令和4年10月1日～令和5年1月15日  
 このケースは、令和4年中は切れ目なく工事をしていることになるため、令和4年の実務経験は初月不算入とせず12カ月として計上します（この場合は、各工事において工期が明確に確認できる書類の提出が必要です）。

【記載例】指導監督的実務経験証明書（様式第10号）

様式第十号（第十三条関係）

（用紙A4）

忘れずに記入

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、電気通信 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

※この様式は、特定建設業許可の営業所技術者等になる場合で、指導監督的実務経験が要件となっている資格区分の場合に作成が必要です。

指導監督的実務経験とは…  
「建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験」を指します。  
※発注者から元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、発注者側における経験、又は下請負人としての経験は含みません。

新潟市中央区新光町11-1  
(株)新潟県産業

証 明 者 代表取締役 魚沼 次郎

被証明者との関係 社員

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

記

実際に雇用されていた期間を記入

技術者の氏名	南魚沼 三郎		生年月日	昭和40年1月1日		使用された期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用者の商号 又は 名 称	(株)新潟県産業					実務経験年数	年 月 日から 年 月 日まで
発注者名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数		
(株)新潟電話	200,000千円	工事課長	新潟加入者線路設備工事		H18年2月から H18年12月まで		
(株)長岡電話	150,000千円	〃	長岡加入者線路設備工事		H19年3月から H19年12月まで		
(株)上越電話	100,000千円	〃	上越加入者線路設備工事		H20年1月から H20年8月まで		
(株)柏崎電話	100,000千円	〃	柏崎加入者線路設備工事		H20年9月から H20年12月まで		
(株)新潟電話	50,000千円	〃	新潟西加入者線路設備工事		H21年1月から H21年3月まで		
						年 月 日から 年 月 日まで	
						年 月 日から 年 月 日まで	
						年 月 日から 年 月 日まで	
						年 月 日から 年 月 日まで	
						年 月 日から 年 月 日まで	
						年 月 日から 年 月 日まで	
						年 月 日から 年 月 日まで	
						年 月 日から 年 月 日まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由						合計 満 2年 7月	

許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、請負代金の額が4,500万円以上（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上）の工事を1件ごとに記入

指導監督的実務経験の期間と、様式第9号の実務経験の期間は重複可能（同じ業種に限る）

※記入上のルールについては、「実務経験証明書（様式第9号）」の記載例を参照してください。ただし、この様式においては工事を1件ごとに記入する必要があり、「〇〇工事 他」としてまとめることはできません。

※申請者における実務経験の場合、各工事について請け負ったことを証する書類を提出してください。（例：請負契約書、代金の請求書等）

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。



【記載例】 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）

様式第十二号（第四条関係）

（用紙A4）

※この様式は「様式第1号別紙一（役員等の一覧表）」に記入した役員等全員について作成してください。ただし、「様式第7号別紙」又は「様式第7号の2別紙1」に記入した者（経營業務の管理責任者）は作成不要です。

許可申請者  $\left( \begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$  の住所、生年月日等に関する調書

申請者が法人の場合

申請者が個人の場合（支配人を置いており、当該支配人が経營業務の管理責任者であるときに限る）

住 所	新潟市中央区新光町4-3		
氏 名	長岡 次郎	生 年 月 日	昭和30年1月2日生
役 名 等	取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
	申請日より過去10年以内に受けた建設業の行政処分、及び行政罰、その他の賞罰も記入（該当がない場合は「なし」と記入）		
	上記のとおり相違ありません。		
	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	氏 名	長岡 次郎

「株主等」については、「賞罰」の欄及び確認欄（日付と氏名）への記入は不要

記載要領

- 「  $\left( \begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$  」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

【記載例】建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）

様式第十三号（第四条関係）

※この様式は、個人事業主の支配人や、従たる営業所の所長に相当する者について記入するものです。したがって、個人事業主の支配人がいない場合や従たる営業所がない場合は、作成不要です。なお、使用人が役員の場合は様式第12号を作成するため、この様式は不要です。

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	長岡市四郎丸町9999		
氏 名	十日町 四郎	生 年 月 日	昭和39年9月9日生
営 業 所 名	長岡営業所		
職 名	長岡営業所長		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰	申請日より過去10年以内に受けた建設業の行政処分、及び行政罰、その他の賞罰も記入 (該当がない場合は「なし」と記入)		
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		氏 名 十日町 四郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

【記載例】株主（出資者）調書（様式第14号）

様式第十四号（第四条関係）

（用紙A4）

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
<p>魚沼 四郎 十日町 五郎 妙高 六郎 (株)県庁商事</p>	<p>新潟市中央区新光町4-10 新潟市中央区新光町4-11 新潟市中央区新光町4-12 新潟市中央区新光町1-1</p>	<p>〇〇〇株 〇〇〇株 〇〇〇株 〇〇〇株</p>
<p>株主又は出資者が法人の場合はその商号又は名称を、個人の場合はその者の氏名を記入</p>		<p>株数を記載する場合は「〇〇株」とし、出資の価額を記載する場合は「〇〇円」と記入</p>
<p>※この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記入してください。ただし、当該株主が役員等の場合、記入は不要です。 ※また当該株主が個人の場合、別紙1「役員等の一覧表」にも記入してください。</p>		

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

【記載例】貸借対照表・法人用（様式第15号）

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

※この様式は法人用です。個人事業主の場合は様式第18号を作成してください。

※新規申請において、法人設立直後のため決算期未到来の場合は、「開始貸借対照表」として作成してください。

貸借対照表

令和 7年 3月 31日 現在

決算日を記入。創業の場合は設立登記の日を記入

(会社名) 新潟県庁建設株式会社

資 産 の 部

I 流動資産		千円
現金預金	20,001	
受取手形	1,032	
完成工事未収入金	4,973	
有価証券	504	
未成工事支出金	305	
材料貯蔵品	406	
短期貸付金	4,007	
前払費用	708	
その他	500	
貸倒引当金	△ 1,000	
流動資産合計	△ 31,438	①
II 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	2,001	
減価償却累計額	△ 1,000	1,001
機械・運搬具	10,004	
減価償却累計額	△ 7,002	3,002
工具器具・備品	703	
減価償却累計額	△ 500	203
土地		10,000
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他	3,000	
減価償却累計額	△ 2,000	1,000
有形固定資産合計		15,206
(2) 無形固定資産		
特許権		
借地権		
のれん		
リース資産		
その他		
無形固定資産合計		③

各科目は千円未満を切り捨てて記入

合計欄は、各科目を円単位で足し上げた額について、千円未満を切り捨てて記入  
 ※各科目は千円未満切り捨てて記入するため、各項目を足し上げた額と合計欄は一致しない場合があります。  
 この場合の調整は不要です（損益計算書、完成工事原価報告書も同様）。

【記載例】貸借対照表・法人用（様式第15号）

(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	.....	
関係会社株式・関係会社出資金	.....	
長期貸付金	.....	250
破産更生債権等	.....	
長期前払費用	.....	
繰延税金資産	.....	
その他	.....	50
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計	.....	301 ④
固定資産合計	.....	15,507 ⑤ (=②+③+④)
III 繰延資産		
創立費	.....	
開業費	.....	
株式交付費	.....	
社債発行費	.....	
開発費	.....	
繰延資産合計	.....	⑥
資産合計	.....	46,945 ⑦ (=①+⑤+⑥)
	負債の部	
I 流動負債		
支払手形	.....	1,250
工事未払金	.....	3,100
短期借入金	.....	2,045
リース債務	.....	
未払金	.....	1,795
未払費用	.....	2,000
未払法人税等	.....	1,500
未成工事受入金	.....	2,000
預り金	.....	
前受収益	.....	
..... 引当金	.....	
その他	.....	2,000
流動負債合計	.....	15,690 ⑧
II 固定負債		
社債	.....	500
長期借入金	.....	2,000
リース債務	.....	510
繰延税金負債	.....	445
..... 引当金	.....	
負ののれん	.....	
その他	.....	800
固定負債合計	.....	4,255 ⑨
負債合計	.....	19,945 ⑩ (=⑧+⑨)

「負債純資産合計」と一致

【記載例】貸借対照表・法人用（様式第15号）

		純 資 産 の 部	
I	株 主 資 本		
	(1) 資本金		20,000
	(2) 新株式申込証拠金		
	(3) 資本剰余金		
	資本準備金		
	その他資本剰余金		
	資本剰余金合計		
	(4) 利益剰余金		
	利益準備金		1,000
	その他利益剰余金		
	準備金		
	〇〇 積立金		5,000
	繰越利益剰余金		1,000
	利益剰余金合計		7,000
	(5) 自己株式	△	
	(6) 自己株式申込証拠金		
	株主資本合計		27,000 ⑪
II	評価・換算差額等		
	(1) その他有価証券評価差額金		
	(2) 繰延ヘッジ損益		
	(3) 土地再評価差額金		
	評価・換算差額等合計		⑫
III	新株予約権		⑬
	純資産合計		27,000 ⑭ (=⑪+⑫+⑬)
	負債純資産合計		46,945 ⑩ + ⑭ (=⑦)

株主資本等変動計算書の当期末  
残高と一致

「資産合計」と一致

【記載例】損益計算書・法人用（様式第16号）

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

※この様式は法人用です。個人事業主の場合は様式第19号を作成してください。

損 益 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日  
至 令和 7年 3月 31日

(会社名)

新潟県庁建設株式会社

「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）」の工事施工金額の合計欄の金額と一致

完成工事原価報告書の完成工事原価と一致

給与等の勘定科目のうち、「事務関係使用人」のものは従業員給料手当に計上

給与等の勘定科目のうち、「役員」のものは役員報酬に計上

各科目は千円未満を切り捨てて記入

合計欄は、各科目を円単位で足し上げた額について、千円未満を切り捨てて記入  
※各科目は千円未満切り捨てで記入するため、各項目を足し上げた額と合計欄は一致しない場合があります。この場合の調整は不要です。

		千円	
I	売上高		
	完成工事高	137,000	
	兼業事業売上高		137,000 ①
II	売上原価		
	完成工事原価	100,008	
	兼業事業売上原価		100,008 ②
	売上総利益（売上総損失）		
	完成工事総利益（完成工事総損失）	36,992	
	兼業事業総利益（兼業事業総損失）		36,992 ③ (=①-②)
III	販売費及び一般管理費		
	役員報酬	11,001	
	従業員給料手当	3,002	
	退職金	103	
	法定福利費	1,104	
	福利厚生費	605	
	修繕維持費		
	事務用品費	1,001	
	通信交通費	502	
	動力用水光熱費	203	
	調査研究費	1,004	
	広告宣伝費	105	
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	交際費	1,001	
	寄付金		
	地代家賃	1,602	
	減価償却費	1,003	
	開発費償却		
	租税公課	504	
	保険料	805	
	雑費	2,000	
	営業利益（営業損失）		25,546 ④
			11,446 ⑤ (=③-④)

【記載例】損益計算書・法人用（様式第16号）

IV 営業外収益			
受取利息及び配当金	201		
その他	502	703	⑥
V 営業外費用			
支払利息	300		
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
その他		300	⑦
経常利益（経常損失）		11,849	⑧ (=⑤+⑥-⑦)
VI 特別利益			
前期損益修正益			
その他			⑨
VII 特別損失			
前期損益修正損			
その他			⑩
税引前当期純利益（税引前当期純損失）		11,849	⑪ (=⑧+⑨-⑩)
法人税、住民税及び事業税	3,001		
法人税等調整額		3,001	⑫
当期純利益（当期純損失）		8,848	⑬ (=⑪-⑫)

完成工事原価報告書

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月 31日

（会社名）

新潟県庁建設株式会社

	給与等の勘定科目のうち、「現場労働者」のものは労務費に計上		千円
I 材料費		40,001	
II 労務費		5,003	
（うち労務外注費			
III 外注費	給与等の勘定科目のうち、「技術関係使用人」のものは経費に記入	35,002	
IV 経費		20,002	
（うち人件費	10,001		
完成工事原価	損益計算書の完成工事原価と一致	100,008	

【記載例】株主資本等変動計算書（様式第17号）

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和6年4月1日  
至 令和7年3月31日

科目は千円未満を切り捨てて記入  
※合計額が一致しない場合の調整は不要です。

（会社名） 新潟県庁建設株式会社

自社で定めている積立金の名称を記入

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計	
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権			
	資本金	新株式申込証拠金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	利益剰余金										
						その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益剰余金合計								
当期首残高	20,000				200	4,000	2,000	6,200	△							26,200
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当					300		△ 8,848	△ 8,048								△ 8,048
当期純利益							8,848	8,848								8,848
自己株式の処分																
〇〇積立金の積立						1,000	△ 1,000									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）																
当期変動額合計					800	1,000	△ 1,000	800								800
当期末残高	20,000				1,000	5,000	1,000	7,000								27,000

前期分の当期末残高が今期の当期首残高に転記されているか確認

損益計算書の当期純利益（純損失）の金額と一致

様式中に該当する項目がない場合は適宜追加

当期末残高の行は、貸借対照表の純資産の部の金額と一致

## 注記表（様式第 17 号の 2）

※記入を要する注記は以下のとおりです（合資会社、合名会社及び合同会社は持分会社として扱います）。

※有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって当該様式の提出を省略することができます。

	株式会社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記入要、×・・・記入不要

## 附属明細表（様式第 17 号の 3）

※特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

- ① 資本金の額が 1 億円超であるもの
- ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計が 200 億円以上であるもの

【記載例】貸借対照表・個人用（様式第18号）

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

※この様式は個人用です。法人の場合は様式第15号を作成してください。

貸借対照表

令和 7年 12月 31日 現在

暦年（12月31日）を記入

商号又は名称

新潟県建設

※新規申請において、個人事業開業直後のため決算期末到来の場合は、「開始貸借対照表」として作成してください。

資産の部

		千円
<b>I 流動資産</b>		
現金預金	1,011	
受取手形	202	
完成工事未収入金	503	
有価証券		
未成工事支出金		
材料貯蔵品	1,004	
その他	105	
貸倒引当金	106	
流動資産合計	2,722	①
<b>II 固定資産</b>		
建物・構築物	2,001	
機械・運搬具	1,002	
工具器具・備品	1,003	
土地	5,004	
建設仮勘定		
破産更生債権等		
その他		
固定資産合計	9,010	②
資産合計	11,732	③ (=①+②)

各科目は千円未満を切り捨てて記入

合計欄は、各科目を円単位で足し上げた額について、千円未満を切り捨てて記入  
 ※各科目は千円未満切り捨てて記入するため、各項目を足し上げた額と合計欄は一致しない場合があります。この場合の調整は不要です（損益計算書、完成工事原価報告書も同様）

「負債純資産合計」と一致

負債の部

<b>I 流動負債</b>		
支払手形	901	
工事未払金	2,002	
短期借入金	503	
未払金		
未成工事受入金	314	
預り金	21	
引当金		
その他		
流動負債合計	3,742	④
<b>II 固定負債</b>		
長期借入金	1,000	
その他	200	
固定負債合計	1,200	⑤
負債合計	4,942	⑥ (=④+⑤)

【記載例】貸借対照表・個人用（様式第18号）

純 資 産 の 部	
期首資本金	6,000
事業主借勘定	1,000
事業主貸勘定	△ 510
事業主利益	300
純資産合計	6,790 ⑦
負債純資産合計	11,732 ⑥+⑦(=③)

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法  
**税抜方式**

損益計算書の事業主利益（事業主損失）と一致

「資産合計」と一致

忘れずに記入

記載要領

- 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。  
期首資本金——前期末の資本合計  
事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの  
事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの  
事業主利益（事業主損失）——損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。  
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

【記載例】損益計算書・個人用（様式第19号）

様式第十九号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

※この様式は個人用です。法人の場合は様式第16号を作成してください。

損 益 計 算 書

自 令和 7年 1月 1日  
至 令和 7年 12月 31日

「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）」の工事施工金額の合計欄の金額と一致

商号又は名称

新潟県建設

千円

I	完成工事高	25,000	①
II	完成工事原価		
	材料費	6,001	
	労務費	5,002	
	（うち労務外注費）		
	外注費	3,003	
	経費	4,004	
	完成工事総利益（完成工事総損失）	18,010	②
		6,990	③ (=①-②)
III	販売費及び一般管理費		
	従業員給料手当	2,000	
	退職金	501	
	法定福利費		
	福利厚生費	102	
	維持修繕費	503	
	事務用品費	104	
	通信交通費	30	
	動力用水光熱費	105	
	広告宣伝費	40	
	交際費	106	
	寄付金	106	
	地代家賃	30	
	減価償却費	1,008	
	租税公課	159	
	保険料	350	
	雑費	900	
	営業利益（営業損失）	6,045	④
		945	⑤ (=③-④)
IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金		
	その他	500	
		500	⑥
V	営業外費用		
	支払利息	100	
	その他	1,045	
	事業主利益（事業主損失）	1,145	⑦
		300	⑤+⑥-⑦

※建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において、兼業事業における売上高がある場合、兼業事業の売上高及び売上原価の欄を追加し、建設業の完成工事高と区別して表示してください。

貸借対照表の純資産の部における事業主利益と一致

# 【記載例】 営業の沿革（様式第20号）

様式第二十号（第四条関係）

（用紙A4）

## 営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和40年 4月 1日	創業	事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記入 ※法人成りをした場合は、個人事業主として創業した年月日についても記入してください。
	昭和41年 4月 1日	新潟県庁建設 株式会社設立（資本金1,000万円）	
	昭和43年 4月 1日	資本金増資（1,000万円→2,000万円）	
	平成10年 4月 1日	本社移転	
	平成11年 4月 1日	長岡営業所を新設	
	年 月 日		「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記入
	年 月 日		
年 月 日			

建設業の登録及び許可の状況	平成10年 4月 1日	新潟県知事許可（般-10）第00001号（土木工事業）新規
	平成11年 10月 1日	新潟県知事許可（般-11）第00001号（建築工事業）業種追加
	年 月 日	創業以後の最初の許可について記入し、その後の業種追加、般特新規又は廃業（失効）についても記入 ※許可等の更新は記入不要です。 ※許可や廃業の日付は、それぞれ許可日、廃業日を記入してください。許可通知書や廃業の通知書の日付（通知書右上の日付）ではありませんのでご注意ください。
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
年 月 日		

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	申請日より過去10年以内に受けた建設業の行政処分、及び行政罰、その他の賞罰も記入 （該当がない場合は「なし」と記入）
	年 月 日	
	年 月 日	

### 記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

【記載例】所属建設業者団体（様式第20号の2）

様式第二十号の二（第四条関係）

（用紙A4）

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
社団法人 ○○○建設業協会	平成17年4月1日

法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記入  
※未加入の場合は「なし」と記入してください。

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

【記載例】主要取引金融機関名（様式第20号の3）

様式第二十号の三（第四条関係）

（用紙A4）

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	〇〇銀行〇〇支店		
<p>「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記入                  ※各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記入してください。</p>			

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載する
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。  
(例 〇〇銀行〇〇支店)



営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更【区分2】

(用紙A4)

(第二面)

区分 項番 3  
 8 1 2 ( 2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止 )

大臣 知事 コード

許可番号 項番 3 国土交通大臣 知事 許可 ( 特 別 ) 第 012345 号 令和 02 年 07 月 01 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

① 一部廃業・業種追加の場合

「1」又は「2」を記入  
 1：一般建設業許可の場合  
 2：特定建設業許可の場合

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 項番 3 8 3 2 1 1

変更前 2 2 1 1

1. 一般 2. 特定

変更前（廃業・業種追加前）の建設業の業種を「変更前」に、変更後の廃業後の建設業の業種を項番83に記入（この例は「土木一式工事業」を廃業するケース）

(従たる営業所)

フリガナ ナガオカエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 長岡営業所

従たる営業所の所在地 8 5 都道府県名 市区町村名

8 6 変更があった項目のみ記入

郵便番号 8 7 電話番号 10 15 20

営業しようとする建設業 8 8 主たる営業所と同様に記入 ※ただし、廃業・業種追加により従たる営業所が営業する業種に変更がない場合（元々従たる営業所では営業していない業種を一部廃業する場合、等）は記入不要です。

② 従たる営業所の所在地を変更する場合

この場合は「主たる営業所」欄は記入不要

(従たる営業所)

フリガナ ナガオカエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 8 4 長岡営業所

従たる営業所の所在地 8 5 15202 都道府県名 新潟県 市区町村名 長岡市

8 6 大手通9-9-9 変更があった項目のみ記入

郵便番号 8 7 940-0062 電話番号 0258-99-9999

営業しようとする建設業 8 8 1. 一般 2. 特定

【記載例】 変更届出書（様式第22号の2）

従たる営業所の新設【区分3】

(用紙A4)

(第二面)

区分 項番 3  
 8 1 3 ( 2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止 )

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可(特) 第 012345 号 令和 02 年 07 月 01 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 8 3 3 5 10 15 20 25 30 ( 1. 一般 2. 特定 )

主たる営業所については記入不要

(従たる営業所) 上越営業所を新設する場合の例

フリガナ ジョウエツエイギョウジョ

従たる営業所の名称 8 4 上 越 営 業 所

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 5 2 2 2 都道府県名 新潟県 市区町村名 上越市

従たる営業所の所在地 8 6 本 城 町 5 - 6

郵便番号 8 7 9 4 3 - 8 5 5 1 電話番号 0 2 5 - 5 2 6 - 9 3 0 3

営業しようとする建設業 8 8 1 1 ( 1. 一般 2. 特定 )

新設する従たる営業所で営業しようとする業種について記入 ※変更前の欄は記入不要です。

(従たる営業所) 「1」又は「2」を記入  
 1: 一般建設業許可の場合  
 2: 特定建設業許可の場合

従たる営業所の名称 8 4

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7

電話番号

営業しようとする建設業 8 8 ( 1. 一般 2. 特定 )



# 【記載例】届出書（様式第22号の3）

様式第二十二号の三（第十条の二関係）

**※注意！**  
一部廃業の際に、廃業しない業種について引き続き営業所技術者になる者及び営業所の廃止等に伴い所属営業所を変更し引き続き営業所技術者になる者については、様式第8号により届け出ます。

## 届 出

下記のとおり、

- (1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった
- (2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった
- (3) 営業所技術者等を削除した
- (4) 欠格要件に該当するに至った

(1) の例：  
・経營業務の管理責任者がいなくなった場合（経營業務の管理責任者が複数名おり、そのうち1名が退任した場合を想定）  
・常勤役員等において規則第7条第1号ロ該当からイ該当に変更することにより「直接に補佐する者」を削除する場合

(2) の例：  
・退職等により営業所技術者が一人もなくなった場合（様式第22号の4「廃業届」が必要）

(3) の例：  
・一部の業種の廃業や営業所の廃止のため、営業所技術者を削除した場合（記載例はこのケースを想定）  
※左上の注意事項を要確認

(4) の例：  
・欠格要件に該当した場合

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
新潟県知事 殿

新潟市中央区新光町4-1  
新潟県庁建設(株)  
代表取締役 新潟 太郎

届 出 者

項番 大臣 コード  
知事

許 可 番 号     国土交通大臣 許可（一般特  ）第       号 許可年月日 令和   年   月   日

記

(1) 建設業法第7条第1号に掲げる基準〔経營業務の管理責任者等〕を満たさなくなった場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名             生年月日     年   月   日

(2) 建設業法第7条第2号又は同法第15条第2号に掲げる基準〔営業所技術者等〕を満たさなくなった場合  
(3) 営業所技術者等を削除した場合

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名             生年月日    年   月   日

営業所の名称 本店 ← 削除する営業所技術者等が所属していた営業所を記入 建設工事の種類 土、建、管 ← 削除する営業所技術者が担当していた業種を記入

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名             生年月日     年   月   日

営業所の名称 \_\_\_\_\_ 建設工事の種類 \_\_\_\_\_

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏 名             生年月日     年   月   日

営業所の名称 \_\_\_\_\_ 建設工事の種類 \_\_\_\_\_

(4) 建設業法第8条第1号及び第7号から第13号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合

具体的事由

( )



【記載例】決算変更届（別紙8）

※この様式は、事業年度終了後の決算変更届の届出時にのみ使用します。

変 更 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

許可番号 国土交通大臣 新潟県知事 許可（般・特 - **2**）第 **12345** 号  
法人番号 **999999999999999**  
届出者 **新潟市中央区新光町4-1**  
**新潟県県庁建設株式会社**  
**代表取締役 新潟 太郎**

北陸地方整備局長  
新潟県知事 殿

事業年度（第 **10** 期 **令和6年4月1日** から **令和7年3月31日** まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

提出する様式に○

- (1) 工事経歴書    (2) 工事施工金額    (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 株主資本等変動計算書及び注記表    (5) 事業報告書    (6) 附属明細表
- (7) 法人税納付済額証明書    (8) 所得税納付済額証明書    (9) 事業税納付済額証明書
- (10) 使用人数    (11) 令第3条に規定する使用人の一覧表
- (12) 定款    (13) 健康保険等の加入状況

法人：法人事業税  
個人：個人事業税  
の「納税証明書」が必要

(10) ~ (13) については、**前回決算変更届提出以降に変更があった場合のみ提出**  
※ただし、変更の内容によっては様式第22号の2の変更届の提出が必要な場合があります。詳細については★ページをご確認ください。

記載要領

- 1 (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。





【記載例】 誓約書（様式第22号の6）＜譲渡及び譲受・合併・分割認可用＞

様式第二十二号の六（第十三条の二関係）

（用紙A4）

譲渡及び譲受け、合併、分割認可用

※この様式は、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）及びその確認資料の追加提出に関する誓約書です。認可申請時に既に健康保険等の加入状況を提出している場合は、この様式は不要です。

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

新潟市中央区新光町4-1

新潟県庁建設株式会社

申請者 代表取締役 新潟 太郎

地方整備局長  
北海道開発局長  
新潟県知事 殿

申請者欄は承継者について記入

【記載例】 合併認可申請書（様式第22号の7）

様式第二十二号の七（第十三条の二関係）

(用紙A4)

00111

合併認可申請書  
(第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

申請者 **新潟市中央区新光町4-1  
新潟県庁建設株式会社 代表取締役 新潟 太郎**

**新潟市中央区新光町1-1  
株式会社新潟県庁土木 代表取締役 長岡 一郎**

地方整備局長  
北海道開発局長  
新潟県知事 殿

行政庁側記入欄には何も記入しないこと

合併年月日 〇 〇 3 令和 〇 2 年 1 1 月 〇 1 日

合併予定日を記入  
※「承継予定日から30日前までに申請が不備なく受理」される必要があるため、提出日に注意してください。

合併理由 〇 〇 4

事業拡大のため

合併の価格 〇 〇 5

10,000,000 円

承継人、被承継人の間で決定した価格を記入

建設業許可業者同士である場合は、引き続き使用する許可番号を選択可能  
※新設合併会社や吸収する側の事業者が無許可業者である場合は、引き続き使用する被承継者の許可番号を記入

大臣コード  
知事 〇 〇 6 1 5

国土交通大臣 許可（一般 〇 2）第 〇 1 2 3 4 5 号

「1」又は「2」を記入  
1：一般建設業許可の場合  
2：特定建設業許可の場合

＜合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項＞

合併後に営業しようとする建設業 〇 〇 7

土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゆ板ガ塗防内機絶通園井具水消清解  
1. 一般 2. 特定

合併存続法人又は合併新設法人が、合併（新設）後に営業しようとする業種を全て記入

認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業 〇 〇 8

1. 一般 2. 特定

商号又は名称のフリガナ 〇 〇 9

ニ イ ガ タ ケ ン チ ヨ ウ ケ ン セ ツ

商号又は名称 1 〇

新潟県庁建設（株）

代表者の氏名のフリガナ 1 1

ニ イ ガ タ タ ロ ウ

代表者の氏名 1 2

新潟 太郎

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード 1 3

1 5 1 0 3 都道府県名 新潟県 市区町村名 新潟市中央区

合併後の主たる営業所の所在地 1 4

新光町 4 - 1

郵便番号 1 5

9 5 0 - 0 9 6 5 電話番号 〇 2 5 - 2 8 5 - 5 5 1 1

ファックス番号 025-285-3572

資本金額等 1 6

資本金額又は出資総額 4 5 10 3 0 0 0 0 (千円)

法人番号 13 15 20 25 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9







【記載例】相続認可申請書（様式第22号の10）

様式第二十二号の十（第十三条の三関係）

(用紙A4)

00131

相続認可申請書  
(第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
新潟県知事 殿

申請者 相続人 **新潟県新潟市中央区新光町4-1  
新潟県庁建設 新潟 花子**

行政庁側記入欄には何も記入しないこと

被相続人の死亡日 〇 3 令和 02 年 10 月 01 日

被相続人の死亡日を記入  
※「死亡日から30日以内に申請が不備なく受理」される必要があるため、提出日に注意してください。

大臣コード  
知事

引き続き使用する許可番号 〇 4 15 国土交通大臣許可(一般-02)第 012345 号

「1」又は「2」を記入  
1：一般建設業許可の場合  
2：特定建設業許可の場合

<相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業 〇 5 11 相続人が、相続後に営業しようとする業種を全て記入 (1.一般) (2.特定)

認可申請時において相続人が許可を受けている建設業 〇 6 相続人が、相続時点で有していた許可業種を全て記入 ※許可業者でない場合は記入不要です。 (一般) (特定)

商号又は名称のフリガナ 〇 7 ニイガタケンチョウケンセツ

商号又は名称 〇 8 新潟県庁建設

氏名のフリガナ 〇 9 ニイガタハナコ

氏名 1 0 新潟花子 支配人の氏名

被相続人との続柄 1 1 子

相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード 1 2 15103 都道府県名 新潟県 市区町村名 新潟市中央区

相続後の主たる営業所の所在地 1 3 新光町4-1

郵便番号 1 4 950-0965 電話番号 〇 25-285-5511

ファックス番号 025-285-3572

兼業の有無 1 5 2 (1.有) (2.無) 大臣コード

建設業以外に行っている営業の種類

相続人が現在許可を受けている建設業がある場合に記入

許可番号 1 6 国土交通大臣許可(一般- )第 号 令和 年 月 日

【記載例】相続認可申請書（様式第22号の10）

(用紙A4)

(第2面)

<被相続人に関する事項>

被相続人が死亡時点で有していた許可業種を全て記入  
 ※業種の一部の譲渡は認められないため、譲渡しない業種  
 がある場合は一部廃業の届出書を提出してください。

許可を受けていた建設業  1 7 **1** **1**

商号又は名称のフリガナ  1 8 **ニ** **イ** **ガ** **タ** **ケ** **ン** **チ** **ョ** **ウ** **ケ** **ン** **セ** **ツ**

商号又は名称  1 9 **新** **潟** **県** **庁** **建** **設**

氏名フリガナ  2 0 **ニ** **イ** **ガ** **タ**   **タ** **ロ** **ウ**

氏名  2 1 **新** **潟**   **太** **郎**               
 支配人の氏名 \_\_\_\_\_

主たる営業所の所在地市区町村  2 2 **1** **5** **1** **0** **3** 都道府県名 **新潟県** 市区町村名 **新潟市中央区**

主たる営業所の所在地  2 3 **新** **光** **町** **4** **-** **1**

郵便番号  2 4 **9** **5** **0** - **0** **9** **6** **5** 電話番号

ファックス番号 **025-285-3572**

兼業の有無  2 5 **2** (1. 有) (2. 無) 建設業以外に行っている営業の種類 \_\_\_\_\_

大臣コード  2 6 **1** **5** 国土交通大臣 許可 (一般 **0** **2**) 第 **0** **1** **2** **3** **4** **5** 号 許可年月日 令和 **0** **2** 年 **0** **7** 月 **0** **1** 日

役員等、営業所及び営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等 **新潟県庁建設** 氏名 **新潟 花子** 電話番号 **025-285-5511**

ファックス番号 **025-285-3572**

【記載例】 誓約書（様式第22号の11）＜相続認可用＞

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係）

（用紙A 4）

相続認可用

※この様式は、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）及びその確認資料の追加提出に関する誓約書です。認可申請時に既に健康保険等の加入状況を提出している場合は、この様式は不要です。

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

新潟県新潟市中央区新光町4-1

申請者 新潟県庁建設 新潟花子

申請者欄は承継者について記入

地方整備局長  
北海道開発局長  
新潟県知事 殿



別紙三

この様式は、  
相統認可の場合は「別紙2」  
譲渡及び譲受け、合併、分割認可の場合は「別紙3」  
となります。

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
<b>※建設業許可申請書(様式第1号)別紙4に準じて作成してください。</b>			

(別紙様式)

※この様式は、綴じずに2部提出してください。

新潟県独自様式

事業主・役員等・令3条に規定する使用人の一覧表

フリガナ	ニイガタケンチョウケンセツ
商号又は名称	新潟県庁建設株式会社
主たる営業所の所在地	新潟市中央区新光町4-1

新規、更新、業種追加、般特新規の場合は「役員等一覧表（様式第1号別紙）及び「令3条使用人の一覧表（様式第11号）」と同じ者を記入  
 ※変更届の場合は新たに追加（就任）した者のみ記入してください。このとき、代表者に変更がない場合は、代表者への記入は不要です。

個人の場合は事業主又は支配人、法人の場合は代表者を記入（代表取締役が複数名の場合は、建設業についての代表者を記入）

【代 表 者】

役職名	フリガナ氏名	現住所	生年月日	備考
代表取締役	ニイガタ タロウ 新潟 太郎	新潟市中央区新光町4-2	大昭平令 31. 1. 1	

【代表者以外の役員等・支配人・令3条に規定する使用人】

役職名	フリガナ氏名	現住所	生年月日	備考
取締役	ナガオカ ジロウ 長岡 次郎	新潟市中央区新光町4-3	大昭平令 30. 1. 2	
取締役	ジョウエツ サフロウ 上越 三郎	(上越市本城町5-6) 新潟市中央区新光町4-4	大昭平令 32. 1. 2	
株主等	ウオヌマ シロウ 魚沼 四郎	新潟市中央区新光町4-10	大昭平令 34. 1. 4	
株主等	トオカマチ ゴロウ 十日町 五郎	新潟市中央区新光町4-11	大昭平令 35. 1. 5	
株主等	ミョウコウ ロクロウ 妙高 六郎	新潟市中央区新光町4-12	大昭平令 36. 1. 6	

フリガナも忘れずに記入

記載要領

- 「役員等」とは業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するもの（総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等）と認められる者をさす。  
株主については、役職名欄に「株主等」と記載する。
- 「令3条」とは建設業法施行令第3条をさす。
- 許可申請時又は変更届出時に、申請書に添付するものとし、綴じないで2部提出すること。
- 個人の場合は事業主、支配人及び営業所の代表者を、法人の場合は、役員等、支配人及び営業所の代表者を全て記載すること。変更届出時は新たに追加になった者のみを記入すること。
- 法人が登記上の所在地と営業所所在地が違うときは、2段書きで記載する。（登記上を括弧書き）
- 現住所欄は、住民票上と居所が違うときは、2段書きで記載する（住民票上の住所を括弧書き）

## XI 参考情報

別表 1 指定学科

許可業種	第1欄
土木工事業	土木工学（農林土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下この表において同じ。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業	建築学又は都市工学に関する学科
大工工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業	土木工学又は建築学に関する学科
とび・土工工事業	土木工学又は建築学に関する学科
石工事業	土木工学又は建築学に関する学科
屋根工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
タイル・れんが・ブロック工事業	土木工学又は建築学に関する学科
鋼構造物工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科
鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科
舗装工事業	土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
ガラス工事業	建築学又は都市工学に関する学科
塗装工事業	土木工学又は建築学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林業に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科
水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科
解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科

別表 1—2 指定学科（具体的な学科名）

指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科	指定学科	具体的な指定学科
土木工学に関する学 科	開発科	土木工学に関する学 科	緑地土木科	機械工学に関する学 科	エネルギー機械科
	海洋科		林業工学科		応用機械科
	海洋開発科		林業土木科		機械科
	海洋土木科		林業緑地科		機械技術科
	環境造園科		学科名に関係なく生産環境工学コース・講座・専修・専攻		機械工学第二科
	環境科		学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻		機械航空科
	環境開発科		学科名に関係なく農業土木学コース・講座・専修・専攻		機械工作科
	環境建設科		環境都市科		機械システム科
	環境整備科		都市科		機械情報科
	環境設計科		都市システム科		機械情報システム科
	環境土木科		衛生科		機械精密システム科
	環境緑化科		環境科		機械設計科
	環境緑地科		空調設備科		機械電気科
	建設科	設備科	建設機械科		
	建設環境科	設備工業科	建設宇宙科		
	建設技術科	設備システム科	航空宇宙システム科		
	建設基礎科	応用電子科	航空科		
	建設工業科	システム科	交通機械科		
	建設システム科	情報科	産業機械科		
	建築土木科	情報電子科	自動車科		
	鉱山土木科	制御科	自動車工業科		
	構造科	通信科	生産機械科		
	砂防科	電気科	精密科		
	資源開発科	電気技術科	精密機械科		
	社会開発科	電気工学第二科	船舶科		
	社会建設科	電気情報科	船舶海洋科		
	森林工学科	電気設備科	船舶海洋システム科		
	森林土木科	電気通信科	造船科		
	水工土木科	電気電子科	電子機械科		
	生活環境科学科	電気・電子科	電子制御機械科		
	生産環境科	電気電子システム科	動力機械科		
	造園科	電気電子情報科	農業機械科		
	造園デザイン科	電子応用科	学科名に関係なく機械(工学)コース		
	造園土木科	電子科	環境計画科		
	造園緑地科	電子技術科	建築科		
	造園林科	電子工業科	建築システム科		
	地域開発科学科	電子システム科	建築設備科		
	治山学科	電子情報科	建築第二科		
	地質科	電子情報システム科	住居科		
	土木科	電子通信科	住居デザイン科		
	土木海洋科	電子電気科	造形科		
	土木環境科	電波通信科			
土木建設科	電力科				
土木建築科		鉱山学に関する学 科	鉱山科		
土木地質科					
農業開発科					
農業技術科					
農業土木科					
農林工学科					
農林工学科（ただし、東京農工大学・島根大学・岡山大学・宮崎大学以外については、農業機械学専攻、専修又はコースを除く）	電気通信工学に関する学科				
農林土木科					
緑地園芸科					
緑地科					

※一般社団法人建設業技術者センターホームページより引用

## 別表2 有資格者コード

(別添「有資格者コード一覧」を参照ください。)

### ◆表の見方◆

#### (1) コード

有資格区分として、次の書類に記載します。

- ① 様式第1号別紙4「営業所技術者等一覧表」の有資格区分
- ② 様式第8号「営業所技術者等証明書」の項番65(有資格区分)  
記載方法としては、例えば、「1級土木施工管理技士の資格を持つ営業所技術者等」の場合、それぞれ所定の欄に「13」と記入します。

#### (2) 建設業の種類欄のコード

建設工事の種類として、次の書類に記載します。

- ① 様式第1号別紙4「営業所技術者等一覧表」の建設工事の種類  
記載方法としては、例えば、「1級土木施工管理技士で一般建設業の塗装工事の営業所技術者等」の場合、「塗-7」と記入します。
- ② 様式第8号「営業所技術者等証明書」の項番64(今後担当する建設工事の種類)及び(現在担当している建設工事の種類)  
記載方法としては、例えば、「1級土木施工管理技士で一般建設業の塗装工事の営業所技術者等」の場合、「塗」欄に「7」と記入します。

### ◆解体工事業に係る営業所技術者等◆

次の資格をお持ちの技術者で、①から⑤については平成27年度までの合格者、⑥については当面の間、資格とは別に解体工事に関する1年以上の実務経験を有している、又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

- ① 有資格区分=13(1級土木施工管理技士)
- ② 有資格区分=14(2級土木施工管理技士(土木))
- ③ 有資格区分=20(1級建築施工管理技士)
- ④ 有資格区分=21(2級建築施工管理技士(建築))
- ⑤ 有資格区分=22(2級建築施工管理技士(躯体))
- ⑥ 有資格区分=41・42(技術士(建設部門・総合技術監理「建設部門」)の二次試験に合格した者)

## 別表3 建設工事の種類

(別添「業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方」を参照ください。)

別表4 コード表

1 国土交通大臣・都道府県知事コード表

00 国土交通大臣	10 群馬県知事	20 長野県知事	30 和歌山県知事	40 福岡県知事
01 北海道知事	11 埼玉県知事	21 岐阜県知事	31 鳥取県知事	41 佐賀県知事
02 青森県知事	12 千葉県知事	22 静岡県知事	32 島根県知事	42 長崎県知事
03 岩手県知事	13 東京都知事	23 愛知県知事	33 岡山県知事	43 熊本県知事
04 宮城県知事	14 神奈川県知事	24 三重県知事	34 広島県知事	44 大分県知事
05 秋田県知事	15 新潟県知事	25 滋賀県知事	35 山口県知事	45 宮崎県知事
06 山形県知事	16 富山県知事	26 京都府知事	36 徳島県知事	46 鹿児島県知事
07 福島県知事	17 石川県知事	27 大阪府知事	37 香川県知事	47 沖縄県知事
08 茨城県知事	18 福井県知事	28 兵庫県知事	38 愛媛県知事	
09 栃木県知事	19 山梨県知事	29 奈良県知事	39 高知県知事	

2 新潟県市区町村コード表

コード	市区名	コード	町村名
15101	新潟市北区	15307	北蒲原郡聖籠町
15102	新潟市東区	15342	西蒲原郡弥彦村
15103	新潟市中央区	15361	南蒲原郡田上町
15104	新潟市江南区	15385	東蒲原郡阿賀町
15105	新潟市秋葉区	15405	三島郡出雲崎町
15106	新潟市南区	15461	南魚沼郡湯沢町
15107	新潟市西区	15482	中魚沼郡津南町
15108	新潟市西蒲区	15504	刈羽郡刈羽村
15202	長岡市	15581	岩船郡関川村
15204	三条市	15586	岩船郡粟島浦村
15205	柏崎市		
15206	新発田市		
15208	小千谷市		
15209	加茂市		
15210	十日町市		
15211	見附市		
15212	村上市		
15213	燕市		
15216	糸魚川市		
15217	妙高市		
15218	五泉市		
15222	上越市		
15223	阿賀野市		
15224	佐渡市		
15225	魚沼市		
15226	南魚沼市		
15227	胎内市		

# 【許可】有資格コード一覧（一般建設業）

「1」…法第7条第2号イ該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）

「4」…法第7条第2号ロ該当（10年以上の実務経験）

「7」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等）

「7\*」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験3年）

「7o」…法第7条第2号ハ該当（国家資格取得者等+実務経験5年）

コード	資格区分	建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	銅	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
01	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業後、一定期間以上の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
02	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4			
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	7			7							7																				
	1A	1級建設機械施工管理技士（附則第4条該当）	7			7							7																				
	1F	1級建設機械施工管理技士補																															
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	7			7							7																				
	1B	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	7			7							7																				
	1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																															
	13	1級土木施工管理技士	7			7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*		7*	7 <small>法6</small>			
	1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	7			7	7				7	7	7		7																		
	1H	1級土木施工管理技士補				7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7 <small>法6</small>			
	14	2級土木施工管理技士	土 木	7			7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7 <small>法6</small>			
	1D		土木（附則第4条該当）	7			7	7			7	7	7		7																		
	1J	2級土木施工管理技士補	土 木				7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7 <small>法6</small>		
	15	2級土木施工管理技士	種別	鋼構造物塗装				7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7 <small>法6</small>			
	1K	2級土木施工管理技士補		鋼構造物塗装				7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7 <small>法6</small>			
	16	2級土木施工管理技士	薬液注入				7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7 <small>法6</small>		
	1E		薬液注入（附則第4条該当）				7																										
	1L	2級土木施工管理技士補	薬液注入				7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7 <small>法6</small>		
	20	1級建築施工管理技士		7	7	7	7	7	7		7	7	7		7	7	7	7	7*	7		7		7		7		7	7*	7*	7 <small>法6</small>		
	2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）		7	7	7	7	7	7		7	7	7		7	7	7	7	7		7		7		7		7		7	7*	7*	7 <small>法6</small>	
	2C	1級建築施工管理技士補		7*	7*	7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>		
	21	2級建築施工管理技士	種別	建 築	7	7*	7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>		
	22			軀 体	7	7*	7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>	
	2B			躯体（附則第4条該当）	7	7						7	7	7		7																	
	23			仕 上 げ	7	7	7*	7*	7*		7	7*		7	7	7	7	7	7	7	7	7		7		7		7		7	7*	7*	7 <small>法6</small>
	2D	2級建築施工管理技士補		7*	7*	7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*	7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>		
	27	1級電気工事施工管理技士							7											7*											7*	7 <small>法6</small>	
	2E	1級電気工事施工管理技士補																		7*											7*	7 <small>法6</small>	
	28	2級電気工事施工管理技士							7												7*											7*	7 <small>法6</small>
	2F	2級電気工事施工管理技士補																			7*											7*	7 <small>法6</small>
	29	1級管工事施工管理技士							7		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>	
2G	1級管工事施工管理技士補									7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>		
30	2級管工事施工管理技士							7		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>		
3A	2級管工事施工管理技士補									7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>		
31	1級電気通信工事施工管理技士																														7	7 <small>法6</small>	
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																														7	7 <small>法6</small>	
32	2級電気通信工事施工管理技士																															7	7 <small>法6</small>
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																															7	7 <small>法6</small>
33	1級造園施工管理技士				7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>		
3D	1級造園施工管理技士補				7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>		
34	2級造園施工管理技士				7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>		
3E	2級造園施工管理技士補				7*	7*	7*	7*		7*	7*	7*		7*	7*		7*	7*		7*		7*		7*		7*		7*	7*	7*	7 <small>法6</small>		







# 【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

「2」…法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当（指定学科を卒業後、一定以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）

「3」…法第15条第2号ハ該当（同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「5」…法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当（10年以上の実務経験+2年以上の指導監督の実務経験）

「6」…法第15条第2号ハ該当（同号ロと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者）

「8」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+2年以上の指導監督の実務経験）

「8\*」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験3年+2年以上の指導監督の実務経験）

「8o」…法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当（一般建設業の要件を満たす国家資格+実務経験5年+2年以上の指導監督の実務経験）

「9」…法第15条第2号イ該当（国家資格取得者等）

特定建設業指定7業種

コード	資格区分	建設業の種類																												
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
01	法第7条第2号 イ 該当			2	2	2	2	2			2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
02	法第7条第2号 ロ 該当			5	5	5	5	5			5	5		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	
03	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	3	3						3	3		3	3										3							
04	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）			6	6	6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
建設業法（技術検定）	11	1級建設機械施工管理技士	9				9						9																	
	1A	1級建設機械施工管理技士（附則第4条該当）	9				9						9																	
	1F	1級建設機械施工管理技士補																												
	12	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）					8																							
	1B	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）					8																							
	1G	2級建設機械施工管理技士補（第1種～第6種）																												
	13	1級土木施工管理技士	9		8*	9	9	8*			8*	9	8*	9	9		9	8*		8*		8*		8*	9	9	8*	9	9	
	1C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	9		9	9	9				9	9	9	9		9											9		9	
	1H	1級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	14	2級土木施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	1D	2級土木施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	1J	2級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	15	2級土木施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	1K	2級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	16	2級土木施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	1E	2級土木施工管理技士			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	1L	2級土木施工管理技士補			8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*	8*		8*	8*		8*		8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	20	1級建築施工管理技士	9	9	9	9	9	9			9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	8*	9		9	9	8*	8*	8*	9
	2C	1級建築施工管理技士補			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	2A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）	9	9	9	9	9	9			9	9	9		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
	21	2級建築施工管理技士			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	22	2級建築施工管理技士			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	2B	2級建築施工管理技士			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	23	2級建築施工管理技士補			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	2D	2級建築施工管理技士補			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*		8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*	8*
	27	1級電気工事施工管理技士							9													8*							8*	
	2E	1級電気工事施工管理技士補																				8*							8*	
	28	2級電気工事施工管理技士																				8*							8*	
	2F	2級電気工事施工管理技士補																				8*							8*	
	29	1級管工事施工管理技士							9			8*	8*	8*							8*	8*					8*	8*	8*	8*
	2G	1級管工事施工管理技士補										8*	8*	8*							8*	8*					8*	8*	8*	8*
	30	2級管工事施工管理技士										8*	8*	8*							8*	8*					8*	8*	8*	8*
	3A	2級管工事施工管理技士補										8*	8*	8*							8*	8*					8*	8*	8*	8*
31	1級電気通信工事施工管理技士																						9							
3B	1級電気通信工事施工管理技士補																													
32	2級電気通信工事施工管理技士																							8						
3C	2級電気通信工事施工管理技士補																													
33	1級造園施工管理技士			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*							8*	8*			9	8*	8*	8*	8*	8*	
3D	1級造園施工管理技士補			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*							8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8*	
34	2級造園施工管理技士			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*							8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8*	
3E	2級造園施工管理技士補			8*	8*	8*	8*	8*			8*	8*	8*							8*	8*			8*	8*	8*	8*	8*	8*	

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

	コード	資格区分	建設業の種類																														
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
建築士法	37	1級建築士	9	9				9			9	9							9														
	38	2級建築士			8			8			8								8														
	39	木造建築士			8																												
技術士法	41	建設・総合技術監理（建設）	9				9		9			9	9										9								9		
	4A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	9				9		9			9	9										9								9		
	42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	9				9		9			9	9	9										9							9		
	4B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	9				9		9			9	9	9										9							9		
	43	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	9				9																										
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	9				9																										
	44	電気電子・総合技術監理（電気電子）							9														9										
	45	機械・総合技術監理（機械）																					9										
	46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）									9												9										
	47	上下水道・総合技術監理（上下水道）									9																			9			
	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）									9															9		9					
	49	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	9				9									9																	
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	9				9									9																	
	50	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																							9								
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	9				9																		9								
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	9				9																		9								
52	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）									9																							
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）									9																			9				
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）									9																		9		9			
電気工事士法	55	第1種電気工事士																															
	56	第2種電気工事士																															
電気事業法	58	電気主任技術者（第1種～第3種）																															
電気通信事業法	59	電気通信主任技術者																															
	35	工事担任者																															
水道法	65	給水装置工事主任技術者																															
消防法	68	甲種消防設備士																															
	69	乙種消防設備士																															

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
71	建築大工			8																									
64	型枠施工			8	8																								
6B	型枠施工（附則第4条該当）			8	8																								
72	左官			8																									
57	とび・とび工				8																								8
5B	とび・とび工（附則第4条該当）				8																								
73	コンクリート圧送施工				8																								
7A	コンクリート圧送施工（附則第4条該当）				8																								
66	ウェルポイント施工				8																								
6C	ウェルポイント施工（附則第4条該当）				8																								
74	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管																												
75	給排水衛生設備配管																												
76	配管（注1）・配管工																												
70	建築板金「ダクト板金作業」					8									8														
77	タイル張り・タイル張り工									8																			
78	築炉・築炉工・れんが積み									8																			
79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					8				8																			
80	石工・石材施工・石積み					8																							
81	鉄工（注2）・製錬 <small>せいれん</small>																												
82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）										8																		
83	工場板金															8													
84	板金・建築板金・板金工（注4）					8										8													
85	板金・板金工・打出し板金															8													
86	かわらぶき・スレート施工					8																							
87	ガラス施工															8													
88	塗装・木工塗装・木工塗装工																8												
89	建築塗装・建築塗装工																8												
90	金属塗装・金属塗装工																8												
91	噴霧塗装																8												
67	路面標示施工																8												
92	畳製作・畳工																				8								
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				8								
94	熱絶縁施工																					8							
95	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8			
96	造園																												
97	防水施工																	8											
98	さく井																									8			

職業能力開発促進法

※級別の認定は平成16年4月1日現在のものである。

【許可】有資格コード一覧（特定建設業）

コード	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	鉄	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
61	地すべり防止工事				8																			8							
6A	地すべり防止工事（附則第4条該当）				8																			8							
40	基礎ぐい工事				8																										
62	建築設備士																														
63	計装																														
60	解体工事																													8	
36	登録電気工事基幹技能者																						8								
	登録橋梁基幹技能者				8																										
	登録造園基幹技能者																														
	登録コンクリート圧送基幹技能者					8																									
	登録防水基幹技能者																		8												
	登録トンネル基幹技能者					8																									
	登録建設塗装基幹技能者																	8													
	登録左官基幹技能者				8																										
	登録機械土工基幹技能者					8																									
	登録海上起重基幹技能者												8																		
	登録PC基幹技能者					8						8																			
	登録鉄筋基幹技能者											8																			
	登録圧接基幹技能者											8																			
	登録型枠基幹技能者				8																										
	登録配管基幹技能者																														
	登録高・土工基幹技能者					8																									
	登録切断穿孔基幹技能者					8																									
	登録内装仕上工事基幹技能者																			8											
	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																										8				
	登録エクステリア基幹技能者					8	8				8																				
	登録建築板金基幹技能者							8								8															
	登録外壁仕上基幹技能者					8												8	8												
	登録タクト基幹技能者																														
	登録保温保冷基幹技能者																							8							
	登録グラウト基幹技能者					8																									
	登録冷凍空調基幹技能者																														
	登録運動施設基幹技能者						8																								
	登録基礎工基幹技能者						8																								
	登録タイル張り基幹技能者											8																			
	登録標識・路面標示基幹技能者						8											8													
	登録消火設備基幹技能者																												8		
	登録建築大工基幹技能者					8																									
	登録硝子工事基幹技能者																	8													
	登録土工基幹技能者						8																								
	登録ALC基幹技能者											8																			
	登録ウレタン断熱基幹技能者																							8							
登録発破・破砕基幹技能者							8																								
登録建築測量基幹技能者					8																										
登録解体基幹技能者																														8	
登録圧入工基幹技能者						8																									
登録送電線工事基幹技能者						8																									
登録さく井基幹技能者																										8					
登録あと施工アンカー基幹技能者						8																									
登録計装基幹技能者																							8	8							
登録土質改良基幹技能者						8																									
登録都市トンネル基幹技能者						8																									
登録造園基幹技能者						8																									
登録道路等法面保護基幹技能者						8																									
登録斜面防災基幹技能者						8																					8				
登録石材施工基幹技能者							8																								
その他	99	その他（上記に該当するものを除く）		8	8	8	8	8		8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	

備考

・資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の他に様式第9号（実務経験証明書）が必要となります。

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものについては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものについては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものについては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものについては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこの様な選択科目の限定はありません。
- (注5) 土木：昭和48年改正政令による改正後の土木とするものについては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 解体工事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事業に関する1年以上の実務経験を有している、又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		<ul style="list-style-type: none"> <li>●プレストレストコンクリート工事のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事(土木一式工事)に該当する。</li> <li>●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道等の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家庭その他の施設の敷地内の配管工事及び上下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上下水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</li> </ul>
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		<ul style="list-style-type: none"> <li>●ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。</li> </ul>
大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●方ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</li> </ul>
左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆喰、プラスチック、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とぎ出し工事』における「吹付け工事」とは、『モルタル吹付け工事』及び『種子吹付け工事』を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。</li> </ul>
とび・土工 ・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として葺石等をはり付ける工事や法面処理、又は構築としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</li> <li>●『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。</li> </ul>
ロ	くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事	ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『プレストレストコンクリート工事』のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。</li> </ul>
ハ	土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事	ハ 土工工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『地盤改良工事』とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。</li> </ul>
ニ	コンクリートにより工作物を築造する工事	ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。</li> <li>●『法面保護工事』とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。</li> <li>●『道路付属物設置工事』には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。</li> <li>●『広告工事』の区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告物設置工事」であり、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告物設置工事」である。</li> <li>●トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。</li> </ul>
ホ	その他基礎的ないしは準備的工事	ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として葺石等をはり付ける工事や法面処理、又は構築としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</li> </ul>
石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び凝石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。建築物の内外装として葺石等をはり付ける工事や法面処理、又は構築としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</li> </ul>

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『瓦』、『スレート』及び『金属薄板』については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して『屋根ふき工事』とする。したがって板屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。</li> <li>●屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり『屋根ふき工事』の一類型である。</li> <li>●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</li> </ul>
電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電線線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光発電パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。</li> <li>●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> </ul>
管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『冷暖房設備工事』、『冷凍冷蔵設備工事』、『空気調和設備工事』には、冷媒の配管工事などフロンの漏洩を防止する工事が含まれる。</li> <li>●『管工事』の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事の『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事の『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。</li> <li>●『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。</li> <li>●建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排水用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。</li> <li>●上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水道処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び下水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、家屋その他の施設の取水、浄水、配水等の施設及び下水道処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。</li> <li>●公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。</li> </ul>
タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『スレート張り工事』とは、スレートを外壁等にはいる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は『屋根ふき工事』として『屋根工事』に該当する。</li> <li>●『コンクリートブロック』には、プレキャストコンクリートハネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートハネルも含まれる。</li> <li>●『とび・土・エ・コンクリート工事』における『コンクリートブロック据付け工事』並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における『コンクリートブロック積み(張り)工事』間の区分の考え方は以下のとおりである。根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土・エ・コンクリート工事』における『コンクリートブロック据付け工事』である。建築物の内外装として縦石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における『コンクリートブロック積み(張り)工事』である。コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における『コンクリートブロック積み(張り)工事』であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。</li> </ul>

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」と「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「鉄骨工事」であり、既に加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが「とび・土工・コンクリート工事」における「鉄骨組立工事」である。</li> <li>●「とび・土工・コンクリート工事」における「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する一部の工事として「建築一式工事」における「屋外広告物設置工事」と「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが「鋼構造物工事」における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が「とび・土工・コンクリート工事」における「屋外広告物設置工事」である。</li> </ul>
鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなる「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にてはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。</li> </ul>
舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●舗装工事と併せて施工されることが多い「ガードレール設置工事」については、工事の種類としては「舗装工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。</li> <li>●人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けられるものは「舗装工事」に該当する。</li> </ul>
しゅんせつ工事 板金工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事 金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	しゅんせつ工事 板金加工取付け工事、建築板金工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。</li> <li>●「風」「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを含括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も「板金工事」ではなく「屋根工事」に該当する。</li> </ul>
ガラス工事 塗装工事 防水工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事 塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事 アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事 塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事 アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。</li> <li>●「防水工事」に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は「防水工事」ではなく「とび・土工・コンクリート工事」に該当する。</li> <li>●防水モルタルを用いた防水工事は左官事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。</li> </ul>
内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。</li> <li>●「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目指すような工事は含まれない。</li> <li>●「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。</li> </ul>
機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。</li> <li>●「運搬機器設置工事」には「昇降機設置工事」も含まれる。</li> <li>●「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は「機械器具設置工事」ではなく「管工事」に該当する。</li> <li>●止害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。</li> </ul>
熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は「電気通信工事」に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、「電気通信工事」に該当しない。</li> <li>●「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。</li> </ul>
電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報収集設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「電気通信工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。</li> </ul>

業種区分、建設工事の内容、例示、区分の考え方(H29.11.10改正)

建設工事の種類 (建設業法別表) 昭和46年制定 造園工事	建設工事の内容 (告示)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (建設業許可事務ガイドライン)
造園工事	<p>整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事</p>	<p>植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事</p>	<p>●「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。 ●「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。 ●「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。 ●「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上、壁面等を緑化する建設工事である。 ●「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壤改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。</p>
さく井工事	<p>さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事</p>	<p>さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事</p>	<p>—</p>
建具工事	<p>工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事</p>	<p>金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事</p>	<p>—</p>
水道施設工事	<p>上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事</p>	<p>取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事</p>	<p>● 上下水道に関する施設の建設工事における「土木一式工事」、「管工事」及び「水道施設工事」間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が「土木一式工事」であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が「管工事」であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が「水道施設工事」である。なお、農業用水道、かんがい用配水施設等の建設工事は「水道施設工事」ではなく「土木一式工事」に該当する。 ● 下水道に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)により尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集された尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。</p>
消防施設工事	<p>火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事</p>	<p>屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、繰降機、避難橋又は排煙設備の設置工事</p>	<p>● 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等がこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は「消防施設工事」ではなく、建築物の躯体の一部の工事として「建築一式工事」又は「鋼構造物工事」に該当する。 ● 「機械器具設置工事」には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては「電気工事」、「管工事」、「電気通信工事」、「消防施設工事」等と重複するものもあるが、これらについては原則として「電気工事」等それぞれの専門の工事の方に区分するものとし、これらにずれもない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が「機械器具設置工事」に該当する。</p>
清掃施設工事	<p>し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事</p>	<p>ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事</p>	<p>● 公害防止施設を単体で設置する工事については、「清掃施設工事」ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば「管工事」、集塵設備であれば「機械器具設置工事」等に区分すべきものである。 ● し尿処理に関する施設の建設工事における「管工事」、「水道施設工事」及び「清掃施設工事」間の区分の考え方は、規模の大小を問わず浄化槽(合併処理槽を含む。)によりし尿を処理する施設の建設工事が「管工事」に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が「水道施設工事」に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が「清掃施設工事」に該当する。</p>
解体工事	<p>工作物の解体を行う工事</p>	<p>工作物解体工事</p>	<p>● それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。</p>